

令和8年度（2026年4月～2027年3月）



保育施設利用案内



『入所申込について』・『入所後について』・『その他の保育事業について』

令和8年4月入所

	申込受付期間
1次募集	窓口：令和7年11月21日（金）から12月10日（水）まで※ 8時30分から17時まで 令和7年11月23日（日・祝） 9時から12時まで 郵送・オンライン： 令和7年11月17日（月）から12月3日（水）（必着）まで
2次募集	窓口・郵送・オンライン：令和8年1月26日（月）から1月30日（金）まで※ 8時30分から17時まで
3次募集	窓口・郵送・オンライン：令和8年2月20日（金）から2月27日（金）まで※ 8時30分から17時まで

※土・日曜日、祝日を除く

受付場所などの詳細は10ページをご覧ください。

令和8年5月～令和9年1月入所

入所希望月	申込締切日	入所希望月	申込締切日
令和8年5月	令和8年4月10日（金）	令和8年10月	令和8年 9月10日（木）
令和8年6月	令和8年5月 8日（金）	令和8年11月	令和8年10月 9日（金）
令和8年7月	令和8年6月10日（水）	令和8年12月	令和8年11月10日（火）
令和8年8月	令和8年7月10日（金）	令和9年 1月	令和8年12月10日（木）
令和8年9月	令和8年8月10日（月）	令和9年2・3月の入所の募集はありません。	

4月1・2・3次、
5月以降の
保育施設の空き状況は
こちらから→



オンライン 申請

28・29ページをご覧ください



オンライン申請は
こちらから↑

◇内容に追加や変更があった場合、区ホームページ等でお知らせいたします。

葛飾区 子育て支援部 保育課 入園相談係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1（区役所4階401 子育て支援窓口）

TEL（代表）03（3695）1111 内線2417・2418 （直通）03（5654）8278～9

ホームページ <http://www.city.katsushika.lg.jp/>

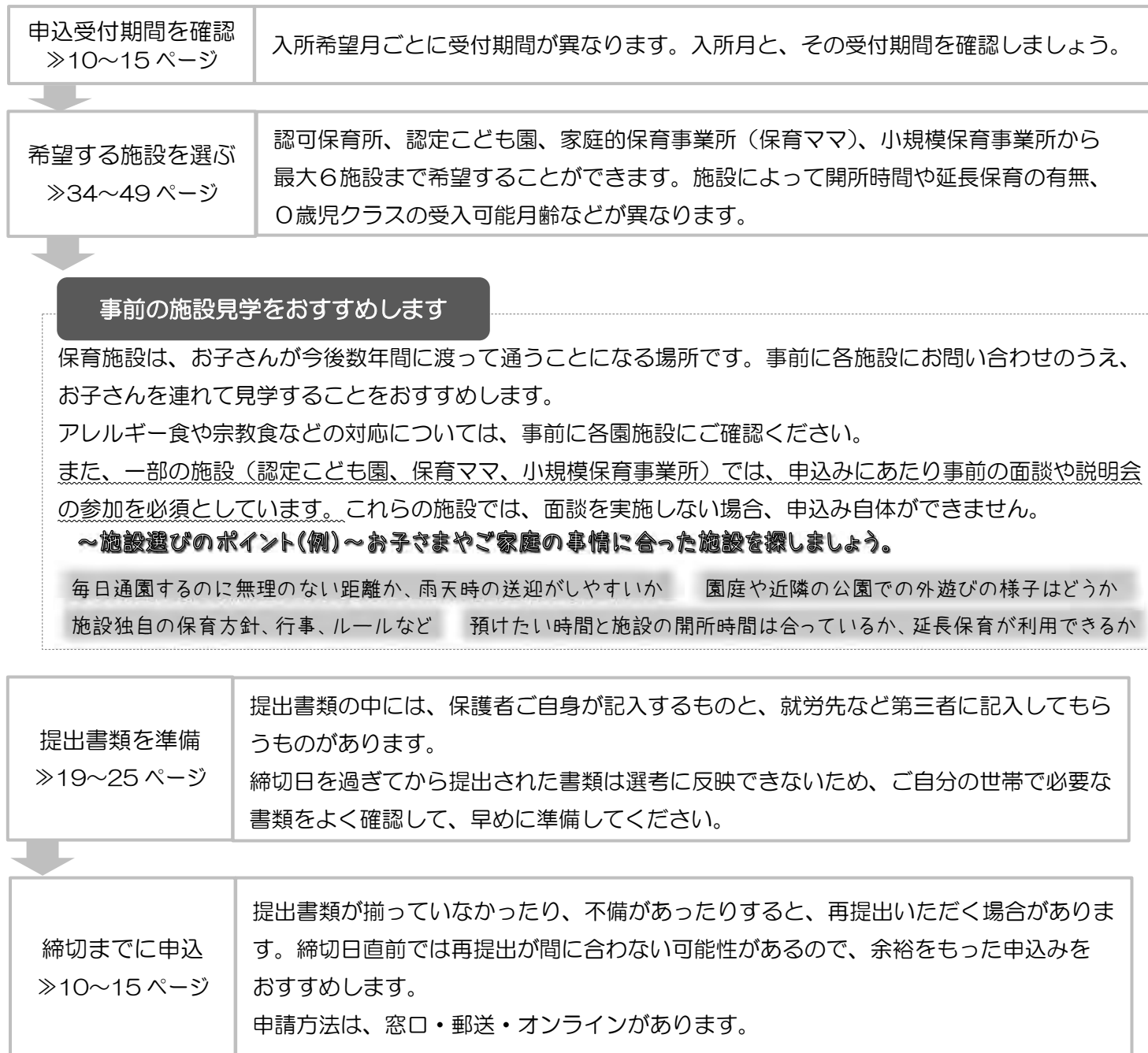
～ 目 次 ～

1 概要		
1-1 保育施設申込みまでの流れ	3	
1-2 令和 8（2026）年度保育施設クラス編成表	3	
1-3 保育施設とは	4	
1-4 保育の必要性の認定	5	
1-5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入所	7	
1-6 医療的ケアを必要とするお子さんの保育	8	
2 申込方法		
2-1 令和 8 年度 4 月入所児の募集	10	
2-2 転園申込み	11	
2-3 4 月入所申込みから入所までの流れ	12	
2-4 育児休業明けの 0 歳児クラス予約入所 （4 月入所のみ実施）	13	
2-5 令和 8 年 5 月～令和 9 年 1 月入所児の募集 （随時入所）	15	
2-6 随時入所申込みから入所までの流れ	16	
2-7 申込み時の注意点	18	
2-8 提出書類	19	
2-9 申込み中に変更があった場合の提出書類	22	
2-10 葛飾区内外をまたがる申込み	23	
2-11 兄弟姉妹同時申込みの方	26	
2-12 【記入見本】教育・保育給付認定申請書 兼保育園等入園申込書	27	
2-13 オンライン申請	28	
3 利用調整		
3-1 利用調整	30	
3-2 利用調整基準指数表	31	
4 区に申し込む保育施設等		
4-1 認可保育所	34	
4-2 夜間保育所	34	
4-3 認定こども園	34	
4-4 地域型保育事業所	36	
①家庭的保育事業所（保育ママ）	37	
②小規模保育事業所	38	
5 認可保育所一覧	40	
6 入所後にかかわること		
6-1 入所後の届出・手続き等	50	
6-2 利用者負担額（保育料）	51	
6-3 公立保育所の延長保育料	51	
6-4 利用者負担額（延長保育料）の階層決定に 必要な手続き	52	
6-5 公立保育所の延長保育料の減額・免除	53	
7 保育施設利用に関する Q & A	54	
8 お知らせ		
8-1 公立保育園園舎建替えについて	58	
8-2 こども誰でも通園制度について	59	
8-3 保育アドバイザーについて	59	
8-4 公立保育所の運営にかかる経費（参考）	60	
8-5 保育施設等の指導検査	60	
8-6 葛飾区送迎保育ステーションモデル事業	61	
9 その他の保育事業等		
9-1 保育施設・保育事業 フローチャート	62	
9-2 保育の無償化	63	
9-3 認証保育所（東京都独自制度）	64	
9-4 認可外保育施設	65	
9-5 ベビーシッター利用支援事業 （ベビーシッター事業者連携型）	66	
9-6 定期利用保育	67	
9-7 一時保育	67	
9-8 一時預かりベビーシッター利用支援事業	69	
9-9 子育て家庭等家事サポーター派遣事業	70	
9-10 緊急一時保育	71	
9-11 休日保育	71	
9-12 年末年始保育	72	
9-13 病児保育・病後児保育	72	
9-14 訪問型保育	73	
9-15 かつしかファミリー・サポート・センター	74	
9-16 幼稚園等の預かり保育（参考）	75	



1 概要

1-1 保育施設申込みまでの流れ



※詳しくは該当の各ページをよくお読みください。

1-2 令和8（2026）年度保育施設クラス編成表

保育施設は、4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

年度の途中で年齢が上がっても、年度末までは同じクラスです。

クラス	生年月日	(西暦)
0歳児クラス	令和7年4月2日以降	(2025年4月2日以降)
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日	(2024年4月2日～2025年4月1日)
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日	(2023年4月2日～2024年4月1日)
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	(2022年4月2日～2023年4月1日)
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	(2021年4月2日～2022年4月1日)
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	(2020年4月2日～2021年4月1日)

1-3 保育施設とは

申込先	施設区分		概要	施設一覧
区	認可保育所	公立 (公設公営)	国が定める設置基準を満たして運営している施設です。設置・運営形態により、公立・公設民営・私立があります。 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始※を除く）です。	40～49 ページ
		公立 (公設民営)		
		私立		
	認定こども園		幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。 <u>申込前に、施設が開催する説明会への参加や見学が必須となります。</u> 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始※を除く）です。 3～5歳のうち保護者の保育の必要性の有無にかかわらずご利用いただける教育部門（1号認定）の入園申込みは、直接各施設にお問い合わせください。	35 ページ
	地域型 保育事業所	家庭的 保育事業所 (保育ママ)	家庭的な雰囲気の中で、3～5名の0～2歳のお子さんを預かる事業所です。申込前に、各施設での面接が必須となります。 保育実施日は原則、月～金曜日（祝日・年末年始※を除く）です。	37 ページ
		小規模 保育事業所	原則として 19 名までの0～2歳のお子さんを預かる事業所です。 <u>申込前に、各施設での面接が必須となります。</u> 延長保育の保育時間や延長保育料は、各施設で異なります。保育実施日は原則、月～土曜日（祝日・年末年始※を除く）です。	38 ページ
施設	認証保育所		東京都が定める設置運営基準を満たし、東京都の認証を受けた施設です。利用申込方法や保育時間等は、各施設に直接お問い合わせください。条件により保育料の助成が受けられます。	64 ページ
	その他認可外 保育施設等		利用申込方法や保育時間等は、各施設に直接お問い合わせください。都道府県知事に届け出ていて、指導監督基準を満たしている旨の証明書が交付されている施設に入所した場合は、保育料の補助が受けられます。	65 ページ

※年末年始とは 12 月 29 日～1 月 3 日です。

1-4 保育の必要性の認定

教育・保育施設の利用又は幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定が必要です。

認定は、必要に応じた保育や教育を提供していくために、保育の必要性や必要量を判定するもので、3つの区分に分かれます。

① 保育の必要性の認定について

認定区分	年齢区分	教育・保育提供時間		利用施設
1号認定	満3歳以上児	教育標準時間		幼稚園・認定こども園（教育部門）
2号認定	満3歳以上児	保育標準時間 （最大11時間）	保育短時間 （最大8時間）	認可保育所・認定こども園（保育部門）
3号認定	満3歳未満児			認可保育所・認定こども園（保育部門）・ 家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模 保育事業所・認可外保育施設

② 保育の必要性の事由について

保育の必要性 の事由	認定時の条件・注意点
就労	・就労の最低基準は、常態として月48時間（目安として週3日かつ日中4時間）働いている場合です。 ・出産を控えている方は、「妊娠・出産」事由に該当する場合があります。 ・育児休業中の方は、入所希望月の翌月1日までに復職できる場合に申込みできます。育児休業中の方で転園が決まった場合も、復職が必須です（転居等による遠距離解消が理由の転園は除く）。復職については56・57ページ「保育施設利用に関するQ&A 妊娠・出産・育児休業のこと」をご覧ください。
妊娠・出産	・お子さんが保育施設に在籍できる期間は、出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までの場合です（実際の出産月により在園期間が前後する可能性があります）。 ・産前産後休暇明けに復職を予定している場合は、就労の要件で申込むことができます。 ・詳しくは、56・57ページ「保育施設利用に関するQ&A 妊娠・出産・育児休業のこと」をご覧ください。
疾病・障害	保護者に病気、負傷、心身の障害等がある場合です。
介護・看護	親族等で病気の方や障害のある方を看護・介護している場合です。
災害復旧	災害の復旧に当たっている場合です。
求職活動	・入所後3か月以内に就労できる場合です。就労決定後、必ず「申請内容変更届」及び「就労証明書」の提出が必要です。 ・就労開始が確認できない場合は、原則、退園していただきます。 ・外国籍の方は、在留資格で就労が認められていることを在留カード又はパスポートで確認します。
就学・ 職業訓練	・学校教育法に規定する学校や、職業能力開発促進法に規定される職業訓練校に就学しており、常態として月48時間（目安として週3日かつ日中4時間）以上学習に専念している場合です。 ・趣味の講座やカルチャースクールなどは対象外です。
その他区長が 認めた場合	・上記に該当しないが、家庭での保育が困難であると認められる場合です。

③ 保育必要量（保育提供時間）について

保育施設を利用できる時間は、保育の利用を必要とする事由や家庭状況等に応じて、「保育標準時間（１日あたり最大１１時間）」と「保育短時間（１日あたり最大８時間）」の２つの区分に分かれます。
 実際の保育提供時間は入所施設と保護者との面談等により決定するため、保育施設入所後に、保育標準時間・短時間の変更を行うことも可能です（50 ページ「入所後の届出・手続き等」の「③認定時間の変更をするとき」参照）。なお、利用可能な時間帯は保育施設ごとに異なりますので、35～49 ページをご確認ください。

保育必要量	保育時間
保育短時間	
保育標準時間	

※求職活動の場合のみ、必ず「保育短時間」で認定します。
 ※「保育短時間」の認定のまま、コアタイムを超える時間の保育を実施する場合、超過料金が発生する場合があります。

④ 支給認定証の申請・交付について

保育施設の入所申し込みをすると、支給認定も同時に認定申請されます。原則、保育施設の結果通知とともに交付しますが、4月入所においては結果公表前の申込番号通知とともに交付します。支給認定証は保育施設の利用等に必要になる場合がありますので、保育の必要性がなくなるまで大切に保管してください。

支給認定証は、保育施設の入所の可否を決定するものではありません。入所については、別途利用調整を行います。

☆保育の必要性の認定のみを申請する（認可保育所等を申し込まない）場合

下記の必要書類等をご確認のうえ、お申込みください。ご提出いただいた書類に不備がなく保育の必要性の認定ができた場合、申請日（窓口提出日又は郵便到達日）の翌日以降かつ認定希望日以降の日を認定開始日として認定します。申請日より遡っての認定は行いませんのでご了承ください。

必要書類：19 ページ「2－8 提出書類（１）共通提出書類」及び「（２）保育の必要性を確認するための資料」
 提出期限：認定希望日の前日まで
 提出先：葛飾区役所 4 階 401 子育て支援窓口にて提出又は保育課入園相談係宛に郵送

～保育の必要性の認定が必要な場合～

＜保育給付認定：0～2 歳クラス課税世帯のお子さん＞（63 ページ参照）
 認可外保育施設（企業主導型、認証保育所を除く）に月 120 時間以上の月ぎめ契約等で入所する場合

1-5 心身に障害や疾病のあるお子さんの入所

心身に障害のあるお子さんや通院治療中のお子さん等、配慮を要するお子さんについて、集団保育が可能と判断した場合には、保育施設における集団保育を通じ、健やかな発達を促します。

医療的ケアの必要なお子さんの入所に関するご案内は、8・9ページをご覧ください。

●対象となるお子さん

保育の必要性があり、かつ医療行為（与薬を含む）を必要とせず、区が「集団保育可能」と判断したお子さん

●入所の申込みについて

- ・保育施設の設備・環境はそれぞれ異なります。申込みをされる前にお子さんを連れて見学に行き、お子さんの状況について各施設にご相談ください。なお、保育施設では専門的、個別の訓練や医療行為は行っておりません。
- ・申込みの前に、入所について必ず主治医に相談し、「児童の健康状況表-1」にその内容を詳しくご記入ください。
- ・申込みの際に、お子さんの健康状況を詳しくお聞きいたしますので、葛飾区役所4階401子育て支援窓口へ直接、ご来庁いただき申込みをしてください。郵送やオンライン、認可保育施設での申込みはできません。

●お子さんの状況により診断書・主治医の意見書の提出が必要になる場合

疾病等で長期にわたり通院治療中及び経過観察を受けている場合は、病院の書式による「主治医の意見書」等を提出していただきます。病院によっては、「診断書」や「指示書」等と呼ぶ場合もあります。意見書の内容が、入所の判断に必要なものになりますので、必ず申請書に添付していただきますようお願いいたします。健康状況が変わった時は、随時提出が必要です。「主治医の意見書」には、以下の記載が必要事項となります。

【主治医の意見書に必要な内容】

- 1 病名・障害（合併症・病歴 等）
- 2 現在の心身状況（通院状況・経過観察状況・今後の治療予定・介助や配慮を必要とする状況 等）
- 3 同年齢児童と一緒に集団保育を行う環境での生活が可能であること

〔通所施設で気をつけなければいけないこととして、感染症の流行時の対応や体力、運動面等での配慮、生活や遊びの場面での配慮 等〕

- 4 保育施設での医療行為（与薬を含む）の必要がないこと

- ・疾病等のあるお子さんには、健康管理に配慮できる看護師・准看護師が配属されている0歳児クラスのある保育施設に調整させていただくことがあります。35、40～49ページの認可保育所・認定こども園一覧をご確認ください。
- ・欠員があっても受入れ体制が整わず、入所をお受けできない場合や入所希望の保育施設を調整させていただくことがあります。
- ・申込みや提出書類についてご不明な点は、葛飾区役所4階401子育て支援窓口にご相談ください。

●申込み後について

- ・入所の可否について利用調整にて判断しがたい場合は、利用調整前に集団保育が可能かどうかの状況を確認（これを行動観察といいます）させていただき、入所の可否を決定します。
- ・保育時間につきましては、お子さんの健康状況・保育施設の保育体制によって決めさせていただくことがあります。
- ・記入内容に事実と異なることが判明した場合は、入所できない場合があります。

●入所後の行動観察について

- ・集団の中で安全にお預かりするため、入所後のお子さんの様子を観察させていただく場合があります。

1-6 医療的ケアを必要とするお子さんの保育

疾病・障害があり、日常生活を営むうえにおいて保育施設で医療行為が必要な状態にあるお子さんについて、集団保育が可能と区が判断した場合に、公立保育所においてお子さんの受入れをいたします。

医療的ケアを必要とするお子さんの保育を希望される場合、入所申込み前に必ず事前相談（要予約）が必要です。次ページ「申請から入所までの流れ」をご覧ください。

●保育施設で対応可能な医療的ケア

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1) 痰の吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部） | (2) 定時の薬液吸入 |
| (3) 気管切開部の管理 | (4) 経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう） |
| (5) 導尿 | (6) 血糖測定、インスリン注射 |

上記医療的ケアを対象とし、入所審査会にて受入れの可否を審査します。

●対象となるお子さん

保育を行うにあたり医療行為が必要なお子さんで、以下の全ての要件に該当すること。

- (1) 入所を希望する年度において、1歳児クラス以上であること。
- (2) 家庭での生活において状態が安定していること。
- (3) 医療的ケアが日常生活の一部として保護者及びお子さんに定着していること。
- (4) 集団保育が可能であると認められること（入所審査会で区が判定します）。
- (5) 区内在住又は入所希望月の前月末までに区内に転入予定があること。（※）

※転入予定がある方について、直接葛飾区で申込みを受け付けます（⇒24・25 ページ）。申込みの受付とは別に、窓口での事前面談及び区役所又は希望保育施設での行動観察にお越しいただくことが必要となります。

●受入可能施設及び定員数

看護師職員の配置されている公立保育所において受入れを行います。詳細はお問合せください。

●送迎支援について

受入れ施設がご自宅から遠方の場合や、歩行が困難な状況にあるお子さん等に対し、車両による送迎支援を行います。空き枠や詳細については、お問い合わせください。

●申込み受付期限

- (1) 令和8年4月入所（医療的ケア児の募集は1次募集のみ。2次、3次募集の受付はありません。）

令和7年12月3日（水）

- (2) 令和8年5月以降入所（随時入所）

個別にご相談ください（随時募集は受入れ可能な場合のみ行います）。

※行動観察及び審査会を事前に実施する都合上、締切日に余裕をもってのお申込みにご協力をお願いします。申込み期限までに書類が揃わない場合や審査会までに行動観察を実施できない場合、審査ができないため、選考の対象外となることや、次月以降の選考に回っていただくことがあります。

●必要書類

通常の申込書類（19・20 ページ「提出書類」参照）のほか、以下の資料をご提出ください。

- ・主治医の診断書（医療機関様式で可、「集団保育が可能」である旨の記載があるもの。）
- ・医療的ケア実施申請書・主治医記載の指示書（事前相談時に窓口でお渡しします。）

●申請から入所までの流れ



【医療的ケアが必要な児童の保育に関するお問い合わせ先】

事前相談、行動観察、入所審査会に関すること ⇒ 保育課保育管理係 5654-8267
 申込み方法、利用調整(入所選考)に関すること ⇒ 保育課入園相談係 5654-8278～9

2 申込方法

2-1 令和8年度4月入所児の募集

申込受付期間		受付場所	結果公表 予定日
1次 募集	令和7年11月21日（金）から12月10日（水）まで 8時30分から17時まで	葛飾区役所7階 701・702 会議室（※1） （0歳児予約入所、転 入予定ありの方は、4 階401子育て支援窓口）	1月下旬頃 （※3）
	令和7年11月23日（日・祝） 9時から12時00分まで		
	【保育施設でのお預かり】 令和7年11月21日（金）から12月3日（水）まで （各保育施設の受付時間は直接施設にお問い合わせください。）	認可保育所、認定こども園は預かりのみ	
	【オンライン申請・郵送（必着）】 令和7年11月17日（月）から12月3日（水）の17時まで	オンライン 郵送受付（必着）（※2）	
2次 募集	令和8年1月26日（月）から1月30日（金）まで 8時30分から17時まで 空き状況は、1月末頃に区ホームページでお知らせします。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口 オンライン 郵送受付（必着）（※2）	2月中旬頃 （※3）
3次 募集	令和8年2月20日（金）から2月27日（金）まで 8時30分から17時まで 空き状況は、2月下旬頃に区ホームページでお知らせします。	葛飾区役所4階401 子育て支援窓口 オンライン 郵送受付（必着）（※2）	3月中旬頃 （※3）

（※1）1次選考のみ特設会場窓口の来庁日時を事前にオンラインにて
予約することができます。ご予約を希望の方はQRコードからアクセスし、
ご確認ください。

11月14日（金）から予約可能予定です。なお、予約は必須ではありません。

（※2）郵送先：〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1

葛飾区 子育て支援部 保育課 入園相談係宛

（※3）区ホームページにて申込番号ごとに選考の結果を掲載します。

保留の場合は結果公表日に保留通知を発送予定です。

特設会場窓口
来庁日時予約
はこちらから



保育施設の
空き状況は
はこちらから



- ・いずれも土曜・日曜・祝日を除く。11月23日のみ日曜・祝日に受付を行っています。
- ・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所では申込みの受付は行っていません。
- ・申込みの際の注意点を18ページに記載しておりますので、よくお読みください。
- ・1次募集で「施設に空きがないため」等の理由により保留となった施設で、急な退園等により空きが発生した場合は、2次募集以降で他の児童が内定することがあります。
- ・2次及び3次募集は、それぞれ1次及び2次募集までで保留となっている方は自動的に選考の対象となります。
希望する保育施設を変更する場合は、申込受付期間内に「希望保育園等変更届」の提出が必要です。

以下に該当する場合は、対象のページをよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所を希望する場合・・・・・・34～38ページ
- ※同じ入所希望月に、同じ認定こども園の保育部門（2・3号）と教育部門（1号）の入所申請はできません。
- ・葛飾区外にお住まいの方が葛飾区の保育施設の申込みをする場合・・・・・・24・25ページ

【未出生児の申込み】4月入所のみ実施

認可保育所・認定こども園の4月入所のみ、未出生でも産休明け（産後56日）保育を実施している保育施設に申込みできます。家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所、予約入所は未出生での申込みができません。

受付期間（10ページ）及び提出書類（19～21ページ）は通常の4月入所と同じですが、集団保育が可能かどうかを確認するため、出生後、以下の表を参考に書類を追加で提出してください。提出がない場合、4月の利用調整の対象となりません。

	申込みが可能な 出産予定日	選考の対象となる 出産日	出生後提出が必要な書類	左記書類の提出期限
1次 募集	～1月26日（月）	～1月5日（月）	①申請内容変更届 ②お生まれになったことが分かる書類 （出生届出済証の写し等）	1月7日（水）
2次 募集	～2月24日（火）	～2月3日（火）	③児童の健康状況表－1・2（※）	2月4日（水）
3次 募集				

（※）『児童の健康状況表－1・2』提出後に、病気等が判明し健康状況が変わった場合は、改めて『児童の健康状況表－1・2』の提出が必要です。速やかに保育課入園相談係へ連絡し、書類をご提出ください。

入所内定後の面接と健康診断により、児童の障害・疾病等の症状から集団保育が困難であると判断した場合は、内定を取消すことがあります。また、4月の利用調整の対象とならない場合でも、5月以降の利用調整に反映させるため、出生後、表に記載の①②③の書類を提出してください。

2-2 転園申込み

在籍している保育施設から別の施設へ転園の申込みをする際には、新規で入所申込みをするときと同様に、すべての提出書類を揃えて、転園希望月の申込締切日までに提出していただく必要があります。

●内定の場合

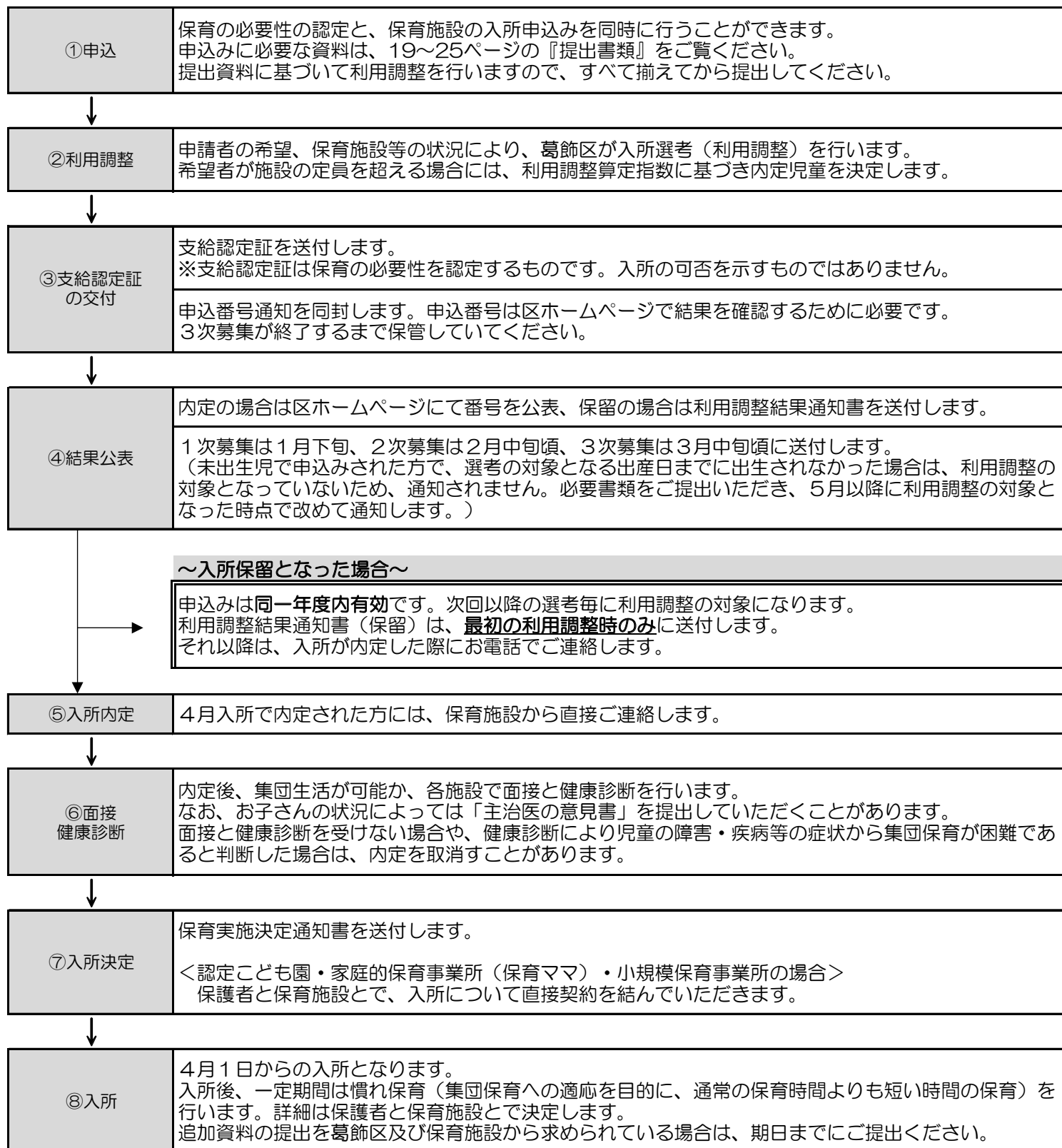
転園の申込みをして内定が出た場合、辞退することはできますが、在籍中の保育施設には、転園が内定した段階で次に入所する方が決まっているため、戻ることができません。**在籍中の保育施設は退園となります。**

●保留の場合

転園申請の際、希望保育施設に現在の在籍施設を記載した、しなかったにかかわらず、選考の結果転園が保留になった場合には、現在の在籍施設に引き続き通うことができます。退園の必要はありません。



2-3 4月入所申込みから入所までの流れ



『辞退・取下届』

オンライン申請はこちらから↓



2-4 育児休業明けの0歳児クラス予約入所（4月入所受付期間のみ実施）

予約入所は、育児休業から職場復帰される時期に合わせて5月から10月までの入所を事前に内定し、安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰ができるようにすることを目的とした制度です。

（1）申込受付期間と受付場所

申込受付期間	受付場所
令和7年11月21日（金）から12月10日（水）まで 8時30分から17時まで	葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口
令和7年11月23日（日・祝） 9時から12時00分まで	※7階特設会場では受付 できません。

○いずれも土曜・日曜・祝日を除く。11月23日のみ日曜・祝日に受付を行います。

○オンライン及び郵送、各保育施設での受付は行っておりません。

（2）予約入所対象者

以下の①～④を全て満たす方のみお申込みいただけます。

- ① 葛飾区内にお住まいの方（申込日から保育開始日まで継続して区内に居住していることが必要です。）
- ② 法に基づく育児休業を取得していて、育児休業給付金を受給している方（受給予定も含む。）
- ③ 申込みをするお子さんの満1歳の誕生日を迎える月まで（5～10月の間）に入所を希望する方
- ④ 入所月の翌月1日までに職場復帰が可能な方（転職では入所できません。）

（3）予約入所申込み時の注意事項

○窓口申込みの際、保留の場合の取扱いについて、以下の①～③から選択していただきます。

（①と②については、希望保育施設の記入が必要です。事前にご確認ください。）

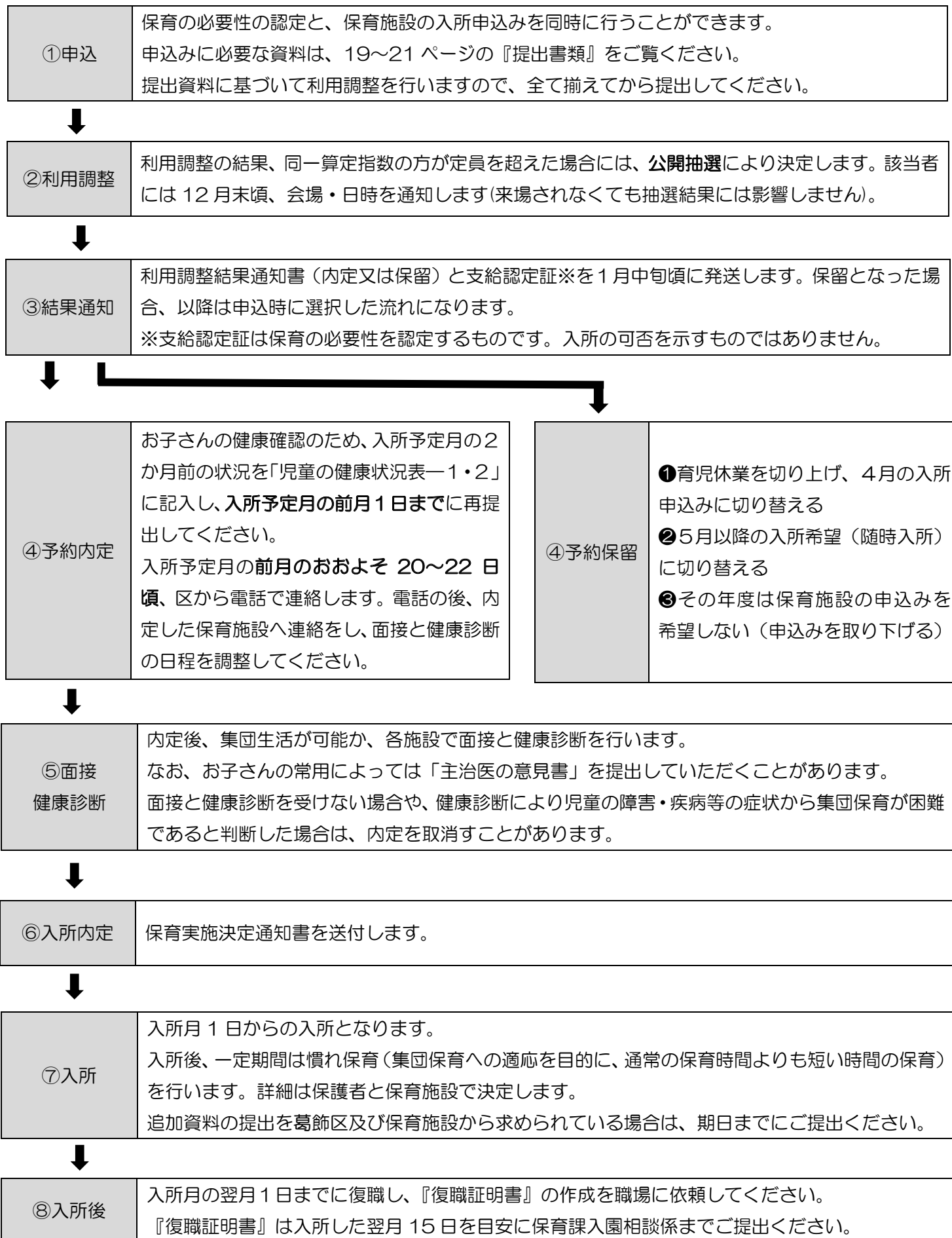
- ① 育児休業を切り上げ、4月入所申込みに切り替える
 - ② 5月以降の入所希望（随時入所）に切り替える
 - ③ その年度は保育施設の申込みを希望しない（申込みを取り下げる）
- 18ページ「申込み時の注意点」をよく読んでお申込みください。
- 申込みできる施設は、**1園のみ**です。
- 4月入所と重複しての申込みや、**未出生児の申込みはできません**。
- 優先して籍を確保するため、予約入所した年度内は転園申込みができません。
- 転居等のやむを得ない事情を除き、予約入所内定後の入所辞退、変更はできません。

（4）予約入所実施施設

地域	施設名（定員）	地域	施設名（定員）	地域	施設名（定員）	地域	施設名（定員）
水元	新水元保育園(5) 幸田保育園(5) 花の木保育園(3)	高砂鎌倉	南鎌倉保育園(4) 細田保育園(3)	四つ木堀切	四つ木保育園(4) 堀切保育園(5) 双葉保育園(3) 東堀切保育園(5) 宝保育園(5) 小菅東保育園(5)	新小岩奥戸	二上保育園(5) 西新小岩保育園(3) 上平井保育園(5) 南奥戸保育園(3) 会野保育園(5)
新宿柴又	南新宿保育園(3)	亀有白鳥	道上保育園(5) 南白鳥保育園(4) 白鳥保育園(4)	立石青戸東四つ木	梅田保育園(5) 中青戸保育園(3) 青戸保育園(5) 渋江保育園(4)		

施設の詳細は40～49ページ「認可保育所一覧」にてご確認ください。

(5) 予約入所申込みから入所までの流れ



2-5 令和8年5月～令和9年1月入所児の募集（随時入所）

（1）各月の申込締切日と受付場所

入所希望年月	申込締切日	受付場所
令和8年5月	令和8年 4月10日（金）	葛飾区役所 4階401 子育て支援窓口
令和8年6月	令和8年 5月 8日（金）	
令和8年7月	令和8年 6月10日（水）	
令和8年8月	令和8年 7月10日（金）	
令和8年9月	令和8年 8月10日（月）	
令和8年10月	令和8年 9月10日（木）	
令和8年11月	令和8年10月 9日（金）	
令和8年12月	令和8年11月10日（火）	
令和9年1月	令和8年12月10日（木）	
令和9年2・3月の随時入所の募集はありません。		

○公立保育所でも申込みの受付（預かりのみ）は可能です。

公立保育所への提出は各月5日（5日が土・日・祝日の場合は直前の平日）が締切日となります。

私立保育所、認定こども園、家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所では受付を行っていません。

最新の空き状況は
こちらから



（2）申込み時の注意事項

- ・18 ページ「申込み時の注意点」をよく読んでお申込みください。
- ・募集予定人数（空き状況）は、入所希望月の前々月 **25 日頃** に区ホームページに掲載します。
- ・急な退園等で空きが発生することもあるため、申込み時に空きのない施設でも申込みは可能です。
- ・2、3月の随時入所の募集受付はありません。空き状況の更新もありません。
- ・4月入所の1次申込受付期間中は窓口が大変混雑するため、当該期間中の翌年度5月以降の随時入所の申込みはご遠慮願います。
- ・随時入所では未出生児の申込みはできません。

以下に該当する場合は、対象のページもよくお読みいただいたうえでお申込みください。

- ・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所を希望する場合 34～38 ページ
※同じ入所希望月に、同じ認定こども園の保育部門（2・3号）と教育部門（1号）の入所申請はできません。
- ・葛飾区民で区外の保育施設の申込みをする場合 23 ページ
- ・葛飾区外にお住まいの方で葛飾区の保育施設の申込みをする場合 24・25 ページ

（3）公立保育所の募集について

公立保育所では、保育の需要と供給の調整を行い、地域の保育基盤を支えています。

近年、葛飾区全体で保育需要が減少していることから、安定的な保育の需要と供給のバランスを保つために、私立保育所の募集定員で保育需要を補える場合には、随時入所における公立保育所の募集を停止します。募集を停止・再開する際は、区ホームページにてお知らせいたしますので、そちらをご覧ください。

なお、在園児の兄弟姉妹の入所を希望する場合や、心身に障害や疾病がある児童の入所を希望する場合は、停止中であっても入所できる可能性があるため、あらかじめご相談ください。ただし、施設の体制や入所希望状況によっては、入所できない場合もございます（空き状況や利用調整の結果により保留となることがあります）。

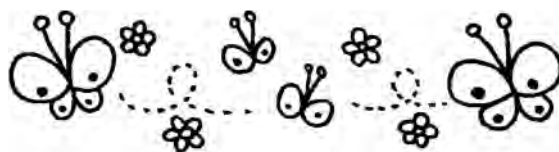
また、募集停止中であっても公立保育所への申込み自体は可能です。

2-6 随時入所申込みから入所までの流れ



『辞退・取下届』

オンライン申請はこちらから↓



令和8年4月1日

保育施設随時入所の募集について

各位

葛飾区子育て支援部保育課

葛飾区では令和9年2～3月の随時入所の募集受付は行っておりません。

【問合せ先】

葛飾区子育て支援部保育課入園相談係
(直通) 03-5654-8278～9

※勤務先やハローワーク等に葛飾区の保育施設随時入所受付の状況についてご説明いただく際に、こちらをご使用ください。

入所保留（不承諾）となった通知が必要な方

- ・保育施設入所申込の結果が入所保留（不承諾）となった際、入所利用調整結果通知書（保留）（以下「保留通知」という。）については、申込みした初回のみご自宅に郵送しています。
- ・入所保留の場合、翌月以降の選考に毎月エントリーされますが改めて保留通知は送付しません。
- ・申込は同一年度内有効です（例：令和8年4月入所申込みをして入所保留の場合、令和9年1月入所選考まで申請は有効ですが、令和9年4月以降も入所を希望する場合は再申請が必要）。
- ・保留通知には「希望した保育施設名、指数（点数）、保留理由」が表記されますが、「何月の入所希望申込みに対する結果」という表記はありません。

育児休業給付金の延長手続き等で最新の保留通知や入所申込書の写しが必要となった場合は、再発行のお手続きをお願いいたします。詳細は保留通知に同封するお知らせをご覧ください。

利用調整結果通知書（保留）
／保育園等入園申込書 再発行
はこちらから→



2-7 申込み時の注意点

(1) 個人番号（マイナンバー）の記載等

保育施設の入所を希望する方は、「教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。提出の際は、マイナンバーを記載していただくとともに、「①番号確認」と「②本人確認」が必要になりますので、以下の書類をご持参ください。

①番号確認に必要な書類		： 申込者（保護者）の方のもの（以下のうち、いずれか1点）	
・個人番号カード(表・裏)		・通知カード	・個人番号が記載された住民票の写し
②本人確認に必要な書類		： 申込者（保護者）又は代理で申請にいらした方のも	
(A) 1点でよいもの（公的機関が発行した顔写真入りのもの）			
・個人番号カード(表)		・運転免許証	・旅券（パスポート）
		・身体障害者手帳	・在留カード 等
(B) 2点必要なもの			
・介護保険証		・生活保護受給者証	・税金等、公共料金の領収書 等

●郵送及び認可保育施設で申込みをされる方は、上記①及び②の書類の写しを同封してください。
メール・FAXでの申込みはできません。

(2) 保護者以外の方が代理で申込みの場合

代理人による申込みの場合は、上記（1）①の写し及び②に記載の書類の他、委任状をご持参ください。

委任状と代理人の本人確認書類がないと、窓口受付時に申請書類に不備があっても、修正・加筆ができません。

(3) 郵送又は保育施設での申込み

郵送での申込みは、区役所保育課入園相談係宛に送付してください（申込受付期間内**必着**）。書留郵便など、配達記録の残る方法を推奨します。余裕を持った提出をお願いします。

保育施設での申込みは、全ての書類を封筒などに入れた状態でご提出ください。中身が見える状態での受付はできません。

郵送又は保育施設で申込み場合は、締切日までにご提出いただいた書類のみで利用調整を行います。各家庭の事情に応じて必要となる書類は異なります。必ずご確認のうえ、全ての書類を揃えてご提出ください。

締切日は10・15ページ、必要書類は19～25ページをご参照ください。

(4) 4月入所の受付窓口についてのお願い

区役所での申込受付会場の混雑を避ける目的から、書類は事前にすべて記載したうえで、少人数での来庁にご協力をお願いいたします。なお、1次募集申込受付期間中の受付混雑状況などを区ホームページでお知らせいたしますので、ご参照ください。

(5) 就労証明書等を就労先に依頼する保護者の方へ

リモート社会の実現に向けた取組として押印を不要とする国の方針に基づき、葛飾区では、就労証明書等への就労先事業者印の押印を不要としております。押印のない就労証明書等も、押印のあるものと同様に有効なものとして扱いますが、事業所名が記名されている就労証明書等又は就労証明書等に係る電子データを保護者の方が無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪が適用される可能性がありますので、ご注意ください。

全国統一の書式となりましたが、原則は葛飾区の書式をご使用ください。

2-8 提出書類

教育・保育給付認定申請と入所・転園の申込みにあたっては、以下の書類が必要となります。

申込書類は、葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口及び各区民事務所、認可保育施設で配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。

一度提出された書類はお返しできません。控えが必要な場合は、**提出前に必ずコピーをお取りください。**

兄弟姉妹同時に申込みをする場合の書類は、一組で構いません。ただし、「児童の健康状況表-1・2」は兄弟姉妹それぞれの分が必要です。

保育施設で申込みをされる場合は、全ての書類を封筒に入れ、中身が見えないようにしてご提出ください。

(1) 共通提出書類【提出必須】

①教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書
②児童の健康状況表-1・2（提出後、お子さんの健康状況に変化があった場合（病気治療中・入院治療中等、配慮を要する事情）は、改めての提出が必要です。）
③重要事項確認及び同意書

これら3つの書類は、提出が必須となっていますので、**書類不足や不備の場合は、利用調整の対象となりません。**

(2) 保育の必要性を確認するための資料

証明書類は申込日より3か月以内に発行されたものに限り、証明内容に虚偽があった場合は、入所内定を取消す場合があります。また、申込時の就労状況（勤務先・就労日数・勤務時間等）が入所後も継続するものとして利用調整するため、入所内定後又は入所時点で、転職等により就労状況に著しい変更があった場合は、内定取消又は退園となる場合があります。申込み後、入所までに就労状況等に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

父・母及び入所希望日時点で、父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室含む）に居住する20歳以上65歳未満の親族（内縁含む）の分も必要です。	
（注）世帯が別であっても、同一建物内に住む場合は提出が必要です。	
保育の必要性	
必要な提出書類	
就 労	外勤 （法人格を有している自営業含む）
	「就労証明書」…就労先の人事等担当者が記載したものに限り、
就 労	自営業（個人事業主）・内職（親族が経営主の場合を含む）
	「就労証明書」 ※自営業の方は、直近の確定申告書（第一表・第二表）か源泉徴収票の写し 又は、仕事内容や資格がわかるもの（営業許可証、開業届等公的機関への手続きを行っていることがわかる書類、業務委託契約書など。これらが無い場合には、開業していることを確認できるパンフレット、チラシ等の写し。） 業務委託の場合は、業務委託契約書の写し 内職の方は、受注伝票や内職収入が分かる資料 これらの書類が不足の場合、求職活動と同等とみなします。
妊娠・出産	
「申立書」及び「親子（母子）健康手帳（分娩予定日の記載箇所）」の写し	
疾病・障害	
「申立書」及び「診断書（保育に当たることができない旨が記載されていること）」又は各種手帳（カードの場合は両面）の写し	
介護・看護	
「申立書」及び「通院や介護の状況がわかる資料」	
災害復旧	
「申立書」及び「り災証明書」の写し	
求職活動 ※1	内定有り
	「就労証明書」…自営業の場合は仕事内容等がわかる資料（※自営業の方を参照）
求職活動 ※1	内定無し
	「申立書」
就学・職業訓練	
「申立書」及び「在学証明書」と「時間割」の写し	

※1 外国籍の方は、在留カード又はパスポートをご提示ください。

(3) 状況に応じて提出していただくもの（利用調整基準指数に調整加算される場合があります。）

世帯の状況	必要な提出書類
生活保護世帯	「生活保護受給証明書」の写し
父母又は父母のひとりが不存在	「児童扶養手当証書」・「ひとり親医療証」・「児童育成手当認定通知書」のいずれかの写し。これらに該当しない場合は「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」又は「離婚受理証明書」の写し、及び「世帯状況確認書」
父母のどちらかが3か月以上単身赴任している	「就労証明書」の該当項目にご記入ください。 ※加算の対象になるのは、入所希望月以降もその状態が継続する場合に限ります。
申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、1日6時間以上、入所月の前月まで預けている場合	「受託証明書」（申請時に育児休業取得中の方は対象外） ※加算の対象になるのは、証明日時時点で、育児休業を取得しながら預けていた期間を除き、2か月以上預けている場合に限ります。
保護者又は保護者と同一世帯に以下の手帳や手当等を所持・受給している方がいる場合 「身体障害者手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・ 「愛の手帳」・「特別児童扶養手当」・「障害基礎年金」	「該当する手帳（カードの場合は両面）・証書等の写し」
求職中ではあるが、申込み時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合	「離職票」の写し又は「給与明細書」等の写し
令和7年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない方で、4月から8月に入所を希望する場合 （区外からの申込みも含む）	書類提出の必要はありません。 マイナンバーによる他自治体への税照会を希望しない場合及び税情報が取得できない場合は、「令和7年度住民税課税（非課税）証明書」の写しをご提出ください。
	海外に在住していた方は、「収入申告書」
令和8年1月1日時点で葛飾区に住民登録がない方で、9月以降に入所を希望する場合又は4月から8月は保留になったが、9月以降も入所を希望する場合 （区外からの申込みも含む）	書類提出の必要はありません。 マイナンバーによる他自治体への税照会を希望しない場合及び税情報が取得できない場合は、「令和8年度住民税課税（非課税）証明書」の写しをご提出ください。
	海外に在住していた方は、「収入申告書」
認定こども園を希望する場合（教育部門（1号認定）に在籍中で、保育部門（2号認定）を希望する場合も含む）	「施設確認証明書」 詳細は34・35ページ「認定こども園」をご覧ください。
父母のどちらかが、区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所・認証保育所）で、保育士・保育教諭・看護師・栄養士として勤務している場合（予定も含む）	「保育士証」・「幼稚園教諭免許状」・「看護師免許証」・ 「栄養士免許証」の写し
・出産予定がある場合（保育の必要性の種類に関わらず） ・未出生児の申込みをする場合	「親子(母子)健康手帳(分娩予定日の記載箇所)」の写し
内定又は就労して間もないため就労実績が1か月に満たない時で、前職の退職日が就労開始日の1か月以内である場合	前職の「就労証明書」 （雇用期間の終期が明記されているもの）

●育児休業明けの0歳児クラス予約入所の申込みをされる方、郵送で申込みされる方は次のページも必ずご覧ください。

申請書類のダウンロードはこちらから
「令和8年度 保育施設利用申込書」
「保育園関係その他の書類」



(4) 育児休業明けの0歳児クラス予約入所の申込みには、(1)～(3)の他に以下の書類が必要です。

会社員の方

公共職業安定所（ハローワーク）の発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」
又は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し

公務員の方

育児休業給付金の支給開始が分かる通知の写し

※誕生日等の関係で、申込み時点でこれらの書類提出できない場合は令和8年3月31日（火）までに
必ずご提出ください。

(5) 郵送で申込みされる方は、申込者（代表保護者）の方の以下の①及び②の写しを同封してください。

①個人番号確認		個人番号カード(表・裏)、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票のうちいずれか1点
②本人確認	1点でよいもの	本人の顔写真付きの公的証明書 例：個人番号カード(表)、運転免許証、旅券（パスポート）、 身体障害者手帳、在留カード 等
	2点必要なもの	例：介護保険証、年金手帳、生活保護受給証、 税金等・公共料金の領収書 等

2-9 申込み中に変更があった場合の提出書類

以下のような場合は、利用調整に影響することがありますので、速やかに届出してください。各月の申込締切日を過ぎた場合は、次の利用調整からの反映となります。

各種様式は、葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口及び区ホームページ等でご用意しています。

変更の内容	必要な提出書類
区内転居したとき	「申請内容変更届」
区外に転出したとき	「保育園等入園辞退・取下届」*1,*2（任意様式でも可）
勤務先が決まった又は変わったとき	「申請内容変更届」及び「就労証明書」
就労を開始したとき（復職したとき）	「就労証明書」（復職の場合は、「復職証明書」）
就労を開始して1か月以上たったとき	「就労証明書」等 （就労実績が記載された就労証明書又は給与明細書の写し）
世帯員の増減があったとき	「申請内容変更届」及び変更内容がわかる資料
その他、家庭の状況に変化があったとき	「申請内容変更届」及び変更内容がわかる資料
入所を希望する保育施設を変更したいとき	「希望保育園等変更届」
入所申込みを取り下げたいとき	「保育園等入園辞退・取下届」*2（任意様式でも可） ※申込締切後は提出時期により入所辞退の取扱いとなる場合があります。

*1 転出後も引き続き入所を希望する場合は、転出先の自治体で改めて手続きが必要です（⇒24 ページ）。

*2 オンライン上で提出が可能なものもあります。28・29 ページをご参照ください。

2-10 葛飾区内外をまたがる申込み

(1) 葛飾区外への申込み（葛飾区民の方が葛飾区外の保育施設を希望する場合）

《申込み前の確認事項》

希望保育施設のある自治体に、事前に次の事項を確認してください。

- ① 必要書類 ② 申込みの締切日 ③ 希望する保育施設の空き状況 ④ 申込みの注意点

このとき、葛飾区在住であること、当該自治体への転出予定の有無等の状況を必ずお伝えください。なお、葛飾区では転出予定のある方は原則として転出先自治体へ直接申込みをお願いしております。転出先自治体から「受付先は葛飾区である」とご案内をされた場合、葛飾区では受付をしていない旨をお伝えください。

《申込み方法》

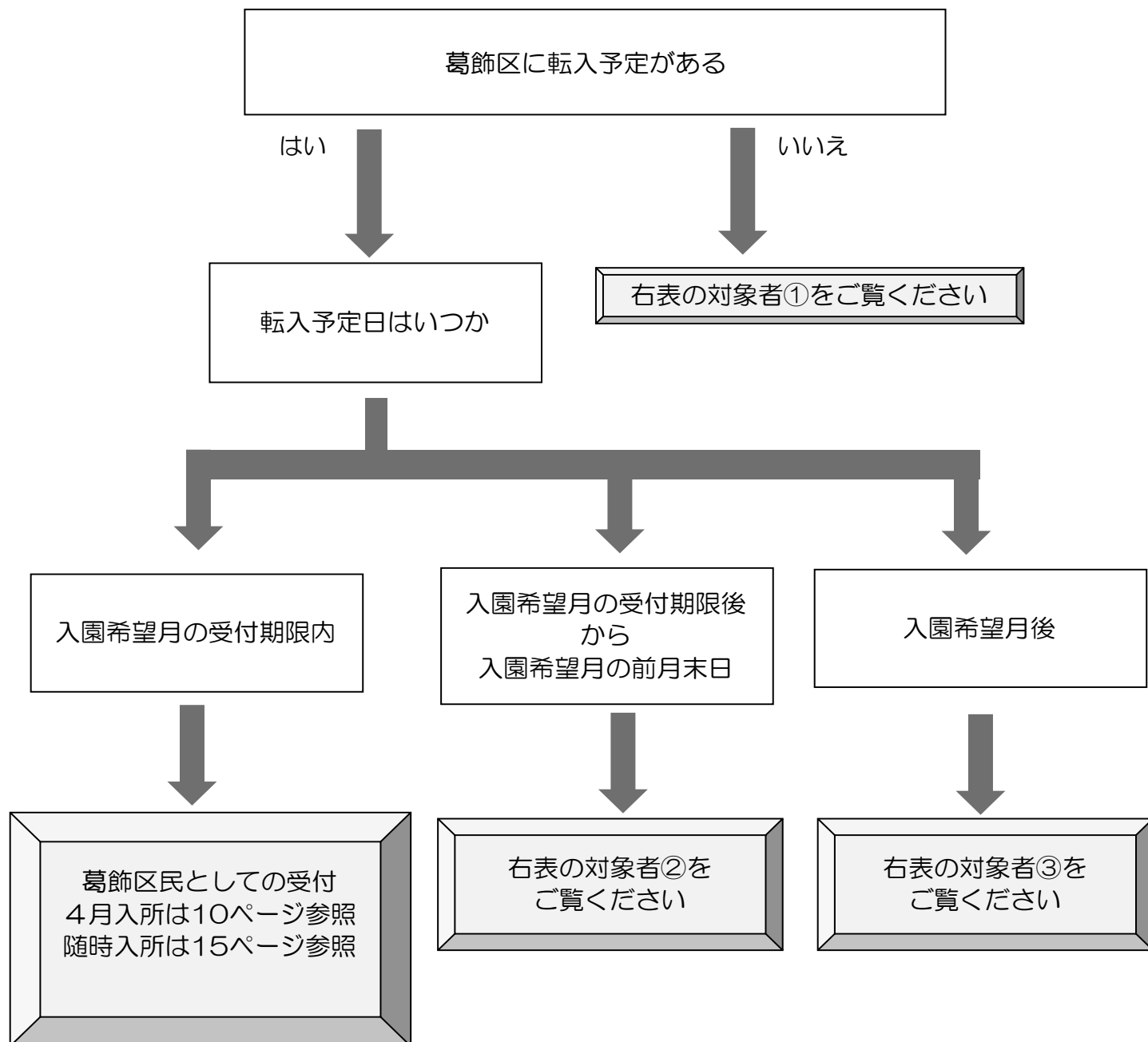
	1. 転出予定あり	2. 転出予定なし
必要書類	転出先自治体の申込書類一式 内容については転出先自治体にお問い合わせください。	- 希望保育施設のある自治体の申込書類一式 - 葛飾区の共通提出書類一式（19 ページを参照）
受付	転出先自治体	葛飾区 ※葛飾区では書類不備等の確認はできません。
申込締切	転出先自治体にお問い合わせください。	希望保育施設のある自治体の締切日の1週間前まで ※この期限を過ぎたお申込みについては、希望保育施設のある自治体への書類到達を保証しかねます。
選考	希望保育施設のある自治体	
結果通知	転出先自治体	葛飾区 ※利用調整結果については、希望保育施設のある自治体から葛飾区を経由して保護者宅へ通知するため、お手元に結果通知が届くまでにお時間がかかります。
転出後の手続き	転出後、転入先の自治体で再度手続きを設けている場合があります。転出先自治体にご確認ください。	
注意事項	- 利用調整は利用希望施設のある自治体で行います。利用調整基準や調整方法は自治体によって異なります。あらかじめ確認をしてお申込みください。 - 葛飾区内の認可保育施設を利用中の方で転出予定先自治体の認可保育施設に入所が決定した場合、退園月中に退園届を葛飾区の保育園へご提出ください。	- 利用調整は希望保育施設のある自治体で行います。利用調整基準や調整方法は自治体によって異なります。 - 利用できた場合、葛飾区と希望保育施設のある自治体両方の保育を必要とする事由を満たす必要があります。利用期間は入所年度内となるため、翌年度も継続して利用を希望する場合は申請が必要になります。継続利用の可否は利用先自治体が決定します。結果によっては継続利用できない場合もありますのでご承知おきください。

◎葛飾区に転入した後も、転入前の自治体の保育施設の継続利用を希望する場合

必要書類	- 葛飾区の共通提出書類一式（19 ページを参照） - 保育の必要性を確認するための書類（19 ページを参照） - 状況に応じて必要な書類（20 ページを参照）
受付	葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口（入園相談係）
締切	転入した月の末日まで（転入手続きを済ませましたら、そのまま窓口にお越しください）

（２）葛飾区外からの申込み（葛飾区外にお住まいの方が葛飾区の保育施設を希望する場合）

転入の有無や住民票を異動するタイミングによって手続き方法が変わります。フローチャートをご参考に参照するページをご確認ください。



（例）4月入園希望の場合

- ・～12月10日（申込受付締切日）までに転入・・・葛飾区民としての申請になります。
 - ・12月11日～3月31日（入園希望月の末日）までに転入・・・対象者②に当てはまります。
 - ・4月以降に転入・・・対象者③に当てはまります。
- 葛飾区への転入予定がある場合、転入予定の日付に応じて必要書類等が変わってきます。詳細は右表をご覧ください。

葛飾区外に転出した後も、引き続き在園している葛飾区の保育園に通うことを希望する場合
転出する月中にお手続きが必要です。

詳細は区ホームページをご確認ください。

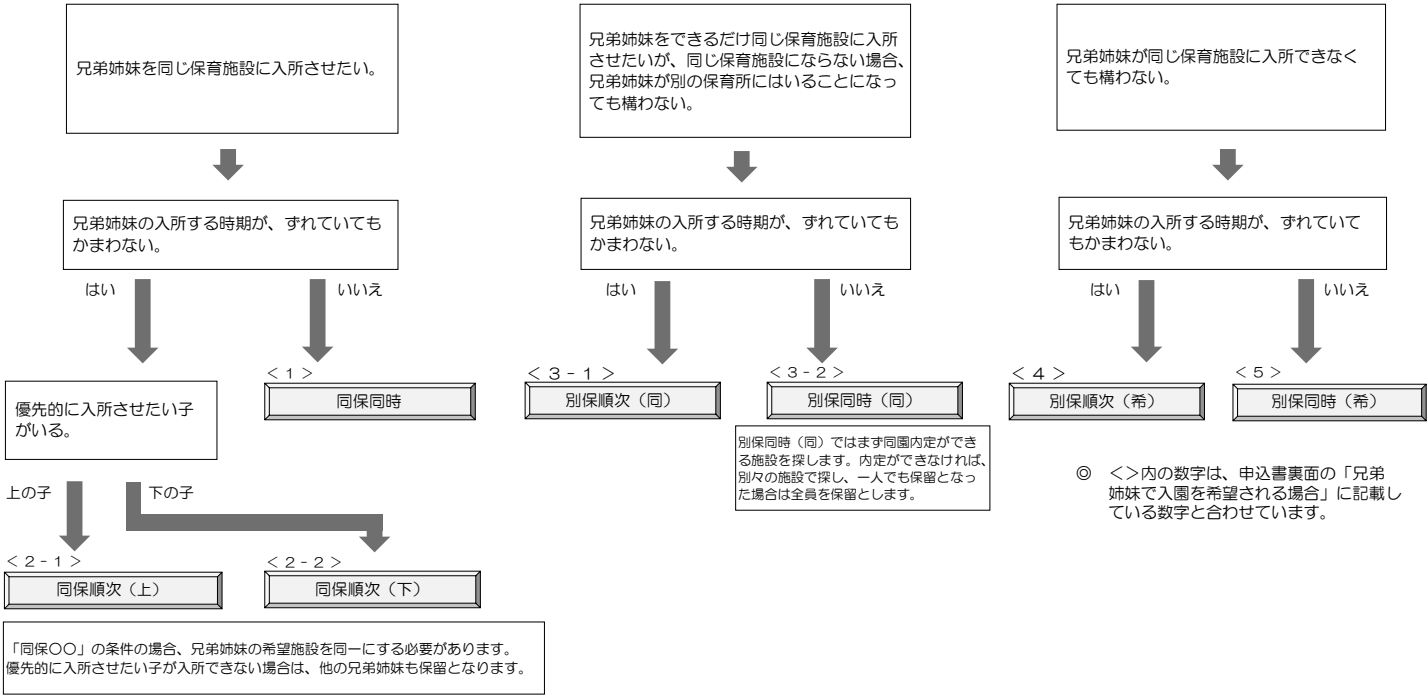
[手続き内容についてはこちらから](#)



対象者	②の方	①③の方
必要書類	・葛飾区の申込書類一式 ・保育の必要性を確認するための書類（19 ページを参照） ・状況に応じて必要な提出書類（20～22 ページを参照） ・本人確認書類（家族全員分）（例：マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し、住民票、その他氏名・現住所・生年月日がわかるもの） ・転入誓約書（区ホームページからダウンロードできます） ・葛飾区の転入先住所が確認できる不動産売買・賃貸契約書の写し（住所、氏名、売主と買主の署名と捺印が確認でき、入所希望月の前月末までの入居日が分かる書類）（※） ※ こちらが確認できない書類を提出された場合、原則転入予定なしとしての選考となります。	・住民票のある自治体の申込書類 ・葛飾区の書式による以下の書類 教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書 重要事項確認及び同意書 児童の健康状況表－１・２ ・状況に応じて必要な提出書類（20～22 ページを参照）
受付	葛飾区	住民票のある自治体
申込締切	葛飾区の締切日まで	葛飾区の締切日 1 週間前まで ※この期限を過ぎたお申込みについては、葛飾区の締切日までの書類到達を保証しかねます。
選考	葛飾区	
結果通知	葛飾区	住民票のある自治体
転入後の手続き	入所希望月の前月の最終営業日までに転入手続きを済ませたうえで、葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口（入園相談係）にお越しください。（対象者③の方が転入してきた場合も含む）転入が確認できない場合、内定が取消しとなることがあります。	
注意事項	・住民票のある自治体の保育園を利用中の方で葛飾区の保育施設に入所が決定した場合、退園月中に退園届を住民票のある自治体の保育園へご提出ください。	・住民票のある自治体から申込書類一式も葛飾区の書式で構わないと回答された場合は、全て葛飾区の書式の提出で構いません。 ・葛飾区では父母のいずれかが求職活動（内定有りを除く）の場合は、申込みができません。その他の条件は住民票のある自治体に事前にお問い合わせください。 ・葛飾区内に転入予定がない（転入することが分かる書類が添付されていない場合も含む）と、選考において原則、減算の対象になります。 ・葛飾区内の保育施設は葛飾区民の利用が優先されますので、転入予定のない方につきましては、各年齢の定員に一定数以上の空きがある場合に限り利用調整（入所選考）を行います。詳細は葛飾区保育課入園相談係にお問い合わせください。 ・転入予定のない方の4月入所申込みは3次募集からの受付となります。1次募集、2次募集でお申込みいただくことはできません。 ・対象者③の方で葛飾区へ転入してきた場合は対象者②の「転入後の手続き」が必要になります。

2-1-1 兄弟姉妹同時申込みの方

「教育・保育給付認定申請書兼保育園入園申込書」の「兄弟姉妹で入園を希望される場合」の兄弟姉妹の入所条件については、下記の表でご確認ください。



【注意点】

①「別保順次（同）」、「別保同時（同）」を選択した場合

上の子	下の子
1. A 保育園 ○	1. B 保育園 ○
2. B 保育園 ○	2. A 保育園 ○

このような選考結果のとき、2人とも A 保育園、B 保育園いずれにも入所できる状態ですが、上の子の希望順位が優先となり、2人とも A 保育園に内定となります。

②「～順次」を選択した場合

兄弟姉妹のうち1人のみが入所となる場合があります。1人のみしか入所できなかった場合でも、就労が要件で育児休業取得中の方は、入所月の翌月1日までに復職が必要です。また、保留となった子は、翌月以降の選考では希望順位のとおりを選考します。先に入所した兄弟姉妹に合わせて希望保育施設及び希望順位を変更したい場合は「希望保育園等変更届」を申込締切日までにご提出ください。

③3人以上の同時申込みで、「同保順次（上又は下）」を選択した場合

兄弟姉妹で同じ施設に入所できない場合、優先的に入所となるのは一番上又は下のお子さんです。
真ん中の子を優先することはできません。

④兄弟姉妹のうち、1人だけ入所（転所）となった場合でも、産・育休からの復職が必要になります。

《保育園等入所申請》

(1) オンライン申請ができる方

- ① 現在葛飾区にお住まいで区内の保育園等を希望する方
- ② 入所希望月の前月末日までに葛飾区に転入する予定（例：4月入所を希望する場合は3月31日までに転入）がある方。転入予定がある方としての申請ができる条件は24ページをご確認ください。

※予約入所を希望する方、医療的ケア児としてのご申請を希望する方はオンライン申請ができません。

(2) オンライン申請の締切

オンライン申請では、入所希望月の申請締切日の17時までに葛飾区が受信した分までを選考対象とします。

締切後に受信した申請は、翌月（4月申請のみ2次又は3次）の入所選考対象とします。

※4月1次募集の申込期間は11月17日（月）から12月3日（水）です。

(3) オンライン申請の注意事項

- 兄弟姉妹で同時に申請する場合は、その人数分の申請が必要です。
2人目以降の申請は「【2人目以降申請用】教育・保育給付認定申請 兼 保育園等入園申込」から申請してください。（次のページのQRコードからアクセス可能です。）
- 申請内容やアップロードされた資料について、葛飾区保育課から確認させていただく場合があります。
- アップロード用の資料を全て揃えてからご申請ください。
- 以下の書類はオンライン申請で内容を入力するため、アップロードは不要です。
 - ・教育・保育給付認定申請書兼保育園等入園申込書
 - ・児童の健康状況表
 - ・重要事項確認及び同意書
- データ送信時における通信障害等については、葛飾区は責任を負いかねます。

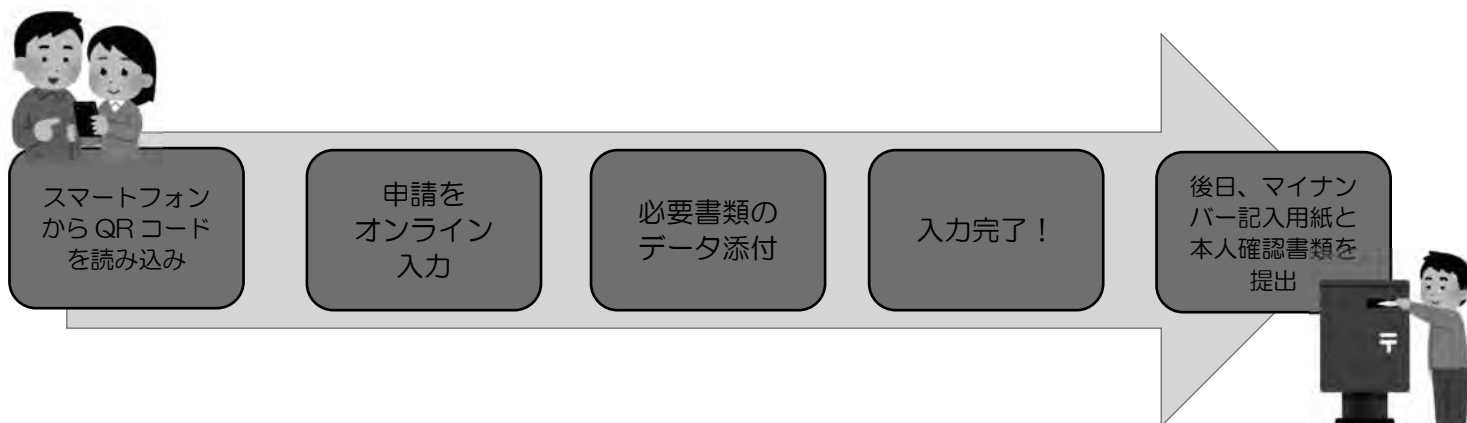
(4) マイナンバー記入用紙の提出

オンライン申請を行うシステムでは、マイナンバーの登録及び確認が行えないため、別途「マイナンバー記入用紙」のご提出をお願いいたします。郵送又は窓口へご提出ください。

マイナンバー記入用紙は区ホームページからダウンロードをお願いします。

※葛飾区に転入予定がある方の申請の場合は、マイナンバー記入用紙の提出が申込期限内にないと、税情報が取得できず選考で不利になることがあります。

オンライン申請の流れ



《オンライン申請一覧》

令和8年度4月選考 教育・保育給付認定申請 兼 保育園等入園申込 令和8年4月入所をご希望される方はこちらからご申請ください。 ※こちらの LoGo フォームは4月入所の申請可能期間のみ公開されます。<u>※申込みは同一年度内有効です。</u>	 【1 人目申請用】	 【2 人目以降申請用】
教育・保育給付認定申請 兼 保育園等入園申込 5月から翌年1月の随時入所をご希望される方はこちらからご申請ください。 <u>※申込みは同一年度内有効です。</u>	 【1 人目申請用】	 【2 人目以降申請用】
【葛飾区_認可保育園等】申請書類/変更届 提出フォーム ご申請中の方、在園中の方問わず、届出の内容と変更があった際にこちらからご申請ください。（例：転居、転職等）		
希望保育園等変更届 ご申請中の方で希望の保育園を入れ替えや変更をする際はこちらからご申請ください。		
保育園入園辞退・取下 申請を取り下げたい、又は内定を辞退したい場合はこちらからご申請ください。		
教育・保育給付認定取消申請 教育・保育給付認定（支給認定）を取り消したい場合はこちらからご申請ください。		
提出書類取下届 ご申請中の方で特定の書類のみ取り下げたい（申請は取り下げない）場合はこちらからご申請ください。		

※こちらのページに記載しているオンライン申請は令和7年7月31日時点で公開しているものを掲載しております。

3 利用調整

3-1 利用調整

利用調整とは

保護者やご家族の方の就労状況や病気・心身の障害の程度、家庭の状況等に応じて、お子さんごとの保育の必要性を「指数」として設定し、指数の高い（保育の必要性が高い）お子さんから順に内定施設を決定することを言います。

- 利用調整は先着順ではありません。また、希望する保育施設の数や希望順位による指数の有利・不利はありません。
- 指数の設定及び利用調整は、各入所希望月の申込締切日（必着）までに提出された書類に基づき行います。
申込締切日を過ぎて到着した書類は、翌月入所の利用調整から反映します。

（１）基準指数

提出された書類をもとに『利用調整基準指数表』（31 ページ）へ保護者のそれぞれの状況をあてはめ、指数の合計を世帯の「基準指数」とします。保護者がひとり親のときは、20 ページに記載の「父母のひとりが不存在」で必要となる書類を提出された場合に限り、その方の基準指数に「20」を加算したものを基準指数とします。

ひとりの保護者に保育の必要性が2つ以上ある場合は、主たる事由をもって基準指数とします。

就労を事由とした申込みをする場合は、勤務条件や勤務実績等を確認し、基準指数を決定します。

（２）調整指数

提出された書類や世帯の状況が『調整指数表』（32 ページ）の条件に該当する場合、加算・減算します。

（３）算定指数

基準指数に調整指数を加算・減算したものが「算定指数」です。この算定指数の高いお子さんから入所が内定します。

「基準指数」 ＋ 「調整指数」 ＝ 「算定指数」 →利用調整で使用します。

「算定指数」が同点の場合は、以下の優先順位を判断し、入所を内定します。

優先 順位	同点時の優先項目
1	3歳児クラスの4月入所申込みにおいて、申込児童を2歳児クラス終了まで連携園（卒園後の受入れ先）が設定されていない地域型保育事業（家庭的保育事業所、小規模保育事業所等）に預けている世帯
2	基準指数の高い世帯
3	兄弟姉妹が同時に新規申込みをしている世帯（引越等による遠距離解消のための転園を含む。【※1】） （家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所から連携園への入所が内定している2歳児クラスの児童を含む【※2】）
4	新規申込みの世帯（引越等による遠距離解消のための転園を含む。【※1】）
5	申込み児童に障害がある世帯（各種手帳の交付を受けている場合に限る。）
6	保護者が、区内の以下の保育施設で正規職員として勤務している（予定も含む）世帯 〔認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、認証保育所、幼稚園（長時間預かり保育実施園に限る）、認可外保育施設（区の指導監督基準を満たしたベビーホテル）、学童保育クラブ〕
7	階層が低い世帯（同一階層の場合は、住民税所得割額の低い世帯）【※3】
8	利用を希望する保育施設の希望順位の高い世帯
9	保育料の滞納がない世帯
10	令和8（2026）年度において入所を辞退していない世帯
11	就労時間の多い世帯

【※1】 遠距離とは、自宅からおおむね2キロメートルを超える場合

【※2】 連携園に4月から入所することが内定している場合で、4月の利用調整に限る。

【※3】 必要な税資料の提出がない場合や税の申告がなく課税額が確認できない場合は、最高階層として選考する。

3-2 利用調整基準指数表

項	保護者の状況				指数
	類型	細目			
1	居宅外で就労をすることを常態としている場合、又は、居宅内で日常の家事以外の就労をすることを常態としている場合で、自ら事業を営む者である場合	(1) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。		20
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。		18
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。		15
			1日の就労時間が4時間未満のとき。		14
		(2) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。		18
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。		16
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。		14
			1日の就労時間が4時間未満のとき。		13
		(3) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。		16
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。		15
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。		13
			1日の就労時間が4時間未満のとき。		12
		(4) 1月の就労日数が12日未満のとき。		11	
2	居宅内で日常の家事以外の就労をすることを常態としている場合	(1) 自ら事業を営む者と同居する者 で、その事業者の事業に従事する とき。	(ア) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	19
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	17
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	14
				1日の就労時間が4時間未満のとき。	13
		(イ) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	17	
			1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	15	
			1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	13	
			1日の就労時間が4時間未満のとき。	12	
			(ウ) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上のとき。	15
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満のとき。	14
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満のとき。	12
				1日の就労時間が4時間未満のとき。	11
		(エ) 1月の就労日数が12日未満であるとき。			10
(2) 内職を行うとき。	内職による収入が月額25,000円以上のとき。		11		
	内職による収入が月額25,000円未満のとき。		10		
3	出産の場合	出産月の前後2月の期間内にあるとき。			13
4	疾病にかかり、又は 負傷している場合	(1) 2月以上の入院をするとき又はその予定があるとき。			20
		(2) 居宅内 で療養して いるとき。	(ア) 医師の指示により常時安静の状態にあることを要するとき又は身体障害者保健福祉手帳1級から3級までに該当する程度であるとき。		20
			(イ) (ア)に掲げる程度に至らないが、精神に障害を有することにより又は神経症により、保育に当たることができない状態にあると認められるとき。		18
		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる場合に該当しないが、保育に当たることができないと認められるとき。		14	
5	身体に障害を有して いる場合	(1) 身体障害者手帳1級から2級又は愛の手帳1度から3度までに該当する程度であるとき。			20
		(2) 身体障害者手帳3級又は愛の手帳4度に該当する程度であるとき。			18
		(3) (1)又は(2)に掲げる程度に至らないが、保育に当たることができないと認められるとき。			14
6	介護又は看護を行う 場合	(1) 病院、施設等に入院又は入所して いる者の介護又は看護を行うとき。	(ア) 常時付添いが必要であるとき。		17
			(イ) 医師の指示により付添いが必要であるとき（(ア)に規定するときを除く。）。		10
		(2) (1)以外の者の介護又は看護 を行うとき。	(ア) 要介護認定3から5まで、身体障害者手帳が1級から2級又は愛の手帳1度から2度に該当する程度であるとき。		17
			(イ) 要介護認定1から2、身体障害者手帳が3級又は愛の手帳3度から4度に該当する程度であるとき。		15
		(ウ) (ア)又は(イ)に掲げる程度に至らないとき。		12	
7	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たる場合			20	
8	求職活動をしている 場合	(1) 就職が内定しているとき。	(ア) 1月の就労日数が20日以上 のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	10
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	9
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	8
				1日の就労時間が4時間未満であるとき。	7
			(イ) 1月の就労日数が16日以上 20日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	9
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	8
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	7
				1日の就労時間が4時間未満であるとき。	6
			(ウ) 1月の就労日数が12日以上 16日未満のとき。	1日の就労時間が8時間以上であるとき。	8
				1日の就労時間が6時間以上8時間未満であるとき。	7
				1日の就労時間が4時間以上6時間未満であるとき。	6
				1日の就労時間が4時間未満であるとき。	5
		(エ) 1月の就労日数が12日未満のとき。		4	
(2) 就職が内定していないとき。		3			
9	学校、職業訓練施設 等に通学又は通所を している場合	(1) 1月に通学又は通所をしている日数が20日以上 のとき。			17
		(2) 1月に通学又は通所をしている日数が16日以上20日未満 のとき。			15
		(3) 1月に通学又は通所をしている日数が12日以上16日未満 のとき。			13
		(4) 1月に通学又は通所をしている日数が12日未満 のとき。			10
		(5) 通学又は通所することが内定しているとき。			7
10	1の項から9の項までに規定する場合を除き、保育に当たることができないと区長が認める場合				

不規則就労の場合は、総就労時間の換算を行います。詳しくは、保育課入園相談係へお問い合わせください。

契約上の就労時間が48時間未満の場合、利用調整のみ就労の指数を適用し、保育の必要性の事由は求職活動とみなします。

調整指数表

(1) 加算指数

(注) 加算及び減算の重複は可とする。ただし6、7、8、9、10、11の重複は不可。

番号	条件	指数
1	生活保護世帯（A 階層）で収入の拡大につながる就労の証明が提出された場合	3
2	ひとり親世帯	5
3	父母の両方が不存在の場合	1
4	父母のいずれかが3か月以上単身赴任している世帯	1
5	父母のいずれかが区内の保育施設（認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所・認証保育所）で保育士・保育教諭・看護師・栄養士として勤務している世帯（予定も含む）	2
6	入所申込み児童を2か月以上認証保育所、認可外施設等（有償の施設・サービスに限る）に、継続的に週4日以上、1日6時間以上で、入所月の前月まで預けている場合（ただし、申込時に育児休業取得中の方、及び育児休業を取得しながら預けていた期間は対象外）	2
7	入所申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、3歳児以上のクラスがない区内の認証保育所に預けている場合	3
8	入所申込み児童が3歳児クラスの申込みにあたり、2歳児クラス終了まで、区内の家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所に預けていて連携園以外を希望する場合（※1）	3
9	入所申込み児童が終了予定の区内の保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）に在籍しており、終了までその保育施設に預けている場合	10
10	兄弟姉妹（ただし、卒園児を除く）が在園している保育施設に新規入所又は転園申込みをした場合	2
11	すべての保護者が申込み時点において就労しており、兄弟姉妹（ただし、卒園児を除く）が在籍している保育施設に転園申込みをした場合	3
12	双生児以上の児童が同時に入所申込みの場合	1
13	入所した当年度中、継続して家庭的保育事業所（保育ママ）の利用を希望する場合	3
14	個人 単位 保護者が身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持していて、かつ就労している場合	1
15	保護者が求職中ではあるが、申込時より5か月以内の時点で1年以上の就労実績がある場合（離職票、給与明細書等で確認できる場合）	1

(2) 減算指数

番号	条件	指数
16	世帯 単位 入所希望日時点で父母とマンション・アパート等同一の建物（別の居室含む）に居住する20歳以上65歳未満の親族（内縁含む）が求職中又は保育を必要とする要件が確認できない場合	-3
17	過去6か月以上利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯（納付誓約どおり履行している場合を除く）	-10
18	過去6か月未満利用者負担額（保育料）の滞納がある世帯及び納付誓約どおり履行している滞納がある世帯	-5
19	個人 単位 区外在住（転入予定者は除く）で区内在勤者	-2
20	区外在住者（転入予定者及び区内在勤者は除く）	-4
21	就労実績が1か月に満たない場合（就労実績未記入の場合を含む）	-2

(※1) 連携園を希望する場合は、10月頃に優先選考を行います。11月以降に2歳児クラスに入所した場合は、連携園への優先選考はありません。そのため、3歳児クラスに入所希望の場合は、4月入所の申請を行う必要があります。（36～38ページもご確認ください。）



4-1 認可保育所

国が定めた設置基準を満たし、東京都の認可を受けた保育施設です。公立保育所は区が、私立保育所は社会福祉法人や株式会社等が設置・運営しています。

公立保育所のうち、社会福祉法人等が運営している保育所（公設民営）もあります。

私立保育所は、それぞれ運営方針や延長保育料の設定に異なる部分があるため、詳細については、各保育所へ直接お問い合わせください。私立保育所の延長保育料は、直接保育所にお支払いいただきます。

施設一覧は、40～49 ページをご覧ください。

4-2 夜間保育所

白鳥ふたば保育園は、保護者の就労・通学等により 18 時 30 分以降も保育を必要とするお子さんをお預かりする夜間保育所です。夜間保育所として利用する場合、保育時間は 10 時 30 分～21 時 30 分（延長保育は 7 時 30 分～10 時 30 分）です。

両親とも（ひとり親の場合は父か母）が 18 時 30 分以降も就労（通学）等をしていて夜間保育の利用希望がある場合に限り、夜間保育調整指数を加算して利用調整を行います。

夜間保育の申込みについて、詳しくは保育課入園相談係へお問い合わせください。

4-3 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設です。

保育を希望する場合（2号・3号認定）は、区において保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へお申込みください。認定こども園に1号認定で在籍している児童が、2号認定として保育を希望する場合は、同様に申込みが必要です。

2号・3号認定の利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、認定こども園と保護者で直接契約をしていただきます。認定こども園が定める実費徴収等が発生する場合があります。

満3歳以上で、幼児教育を希望する場合（1号認定）は、申込み方法など直接各施設にお問い合わせください。

申請時に『施設確認証明書』が必要になります！

制度の仕組みと費用についてご理解いただくために、必ず事前に希望する認定こども園を見学、又は園が開催する説明会に参加し、説明を受けてください。説明会の日程等は、直接各施設にお問い合わせください。

なお、説明を受けた後に園が発行する「施設確認証明書」を、入園申込書に必ず添付してください。添付不備の場合、説明を受けたことが確認できないため、利用調整の対象外となる場合があります。

※同じ入所希望月に同じ認定こども園の保育部分（2号・3号認定）と教育部分（1号認定）の入所申込みはできません。

認定こども園一覧

保育施設コード 施設名		開所時間	利用定員									合計	0歳児保育開始年齢 ※1
		コアタイム	3号認定			2号認定			1号認定				延長保育開始年齢
所在地	電話番号	延長保育	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳		
3214023		7：00～18：00	6	15	15	15	15	15	5	5	5	96	6か月
幼保連携型認定こども園　そあ		8：30～16：30											1歳7か月
水元3－1 3－2 0　☎5660-2415		18：00～20：00※2											
3202428		7：15～18：15	9	24	30	30	30	30	90	90	90	423	産休明け
幼保連携型認定こども園　葛飾二葉幼稚園		8：30～16：30											1歳児クラス
金町2－1 9－6　☎3607-2800		18：15～19：15											
3202432		8：00～19：00	－	6	15	15	15	15	15	18	27	126	－
認定こども園　金町幼稚園		8：00～16：00											満1歳の誕生日
金町4－1 0－1 4　☎3600-6490		7：00～ 8：00											
3202429		7：00～18：00	6	12	12	15	15	15	20	20	20	135	産休明け
認定こども園　葛飾みどり		3号 8：00～16：00 2号 9：00～17：00											1歳児クラス
鎌倉1－2 1－9　☎5876-8282		18：00～20：00											
3213147		7：00～18：00	6	15	15	15	15	15	5	5	5	96	6か月
幼保連携型認定こども園　すなはら		8：30～16：30											1歳7か月
西亀有4－8－1 9　☎3605-0420		18：00～19：00※3											
3214024		7：15～18：15	5	5	5	5	5	5	28	30	32	120	産休明け
幼保連携型認定こども園　めいしょう幼稚園		8：30～16：30											満1歳
四つ木1－4 1－1　☎3693-2636		18：15～19：15											
3214515		7：00～18：00	9	15	15	16	16	16	3	3	3	96	産休明け
幼保連携型認定こども園　青戸福祉		8：30～16：30											6か月
青戸3－1 3－2 5　☎3603-7873		18：00～20：00											
3214593		7：30～18：30	－	－	－	12	12	12	50	80	80	246	－
幼稚園型認定こども園　青鳩幼稚園　※4 ※5		8：30～16：30											－
青戸6－8－3　☎3602-0810		－											
3202442		7：15～18：15	3	6	12	12	12	12	80	80	80	297	産休明け
幼保連携型認定こども園　まどか幼稚園　※6		8：30～16：30											満1歳
東新小岩7－2－8　☎5875-6202		18：15～19：15											
3212286		8：00～19：00	－	－	－	10	10	10	20	20	20	90	－
新小岩ちぐさ幼稚園		8：30～16：30											－
西新小岩4－3 5－5　☎3696-4519		－											
3214688		7：45～18：45	－	－	－	5	5	5	21	21	21	78	－
幼稚園型認定こども園　和光幼稚園　※7※8※9		8：30～16：30											－
奥戸5－5－1 6　☎3696-1914		－											

※1 「産休明け」は産後56日を、「6か月」「10か月」はその期間を経過した翌月1日から保育します。

※2 幼保連携型認定こども園　そあは土曜日保育のみ延長時間が18時までです。

※3 幼保連携型認定こども園　すなはらは土曜日保育のみ延長時間が18時までです。

※4 幼稚園型認定こども園　青鳩幼稚園は1号認定の3歳クラスのほかに、満3歳クラス（定員10人）があります。

※5 幼稚園型認定こども園　青鳩幼稚園は土曜日保育はありません。

※6 幼保連携型認定こども園　まどか幼稚園は1号認定の3歳クラスのほかに、満3歳クラス（定員30人）があります。

※7 令和8年3月までは和光幼稚園として運営し、令和8年4月から認定こども園へ移行予定です。

※8 幼稚園型認定こども園　和光幼稚園は1号認定の3歳クラスのほかに、満3歳クラス（定員12人）があります。

※9 幼稚園型認定こども園　和光幼稚園は土曜日保育はありません。

※10 この定員は、令和8年4月1日の予定です。

4-4 地域型保育事業所

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質の確保された保育を提供します。区内には家庭的保育事業所(保育ママ)と小規模保育事業所があります。どちらも少人数の単位で0～2歳児のお子さんを預かる事業所です。

家庭的保育事業所(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象とし、資格や経験のあるベテランの保育ママたちが子どもたち一人ひとりに応じた丁寧な保育を行います。

日中も家庭的な環境で保育ができ、子どもにとっても保護者にとっても、もう一人のママのような存在です。

⇒37 ページ

小規模保育事業所

19人までの少人数を対象とした事業所で、家庭的保育に近い雰囲気も持ちつつ、集団生活ならではの社会性を身につけることができます。

また、少人数保育の特徴を生かして、一人ひとりに寄り添った保育を行います。駅前での開設事業所が多く、通勤前のお預かりやお迎えにも大変便利です。

⇒38 ページ

地域型保育事業所の Q&A

【申込方法は?】

区で保育の必要性の認定及び利用調整を行いますので、区へ申込みをしてください。

ただし、申込み前に事業所との面接が必要です。希望する事業所に電話予約のうえ、「児童の健康状況表-1・2」を持ってお子さんと一緒に訪問してください。

利用調整は区で行いますが、利用調整結果の通知後、事業所と保護者で契約していただきます。

面接必須!



【利用者負担額(保育料)は認可保育所と違うの?】

認可保育所と同様に保育料は無料です。

詳細は51ページの「6-2 利用者負担額(保育料)」をご覧ください。

【保育時間と延長保育は?】

保育ママは原則8時間の保育で、開所時間やコアタイムは、事業者によって異なります。

小規模保育事業所は8～11時間の保育で、開所時間は異なりますが、コアタイムは8時30分から16時30分までです。延長保育を実施している事業所もあります。

【区外在住でも申込みできるの?】

令和5年度より、葛飾区外在住で転入予定のない方もお申込みが可能になりました(保護者のいずれかが求職活動要件の場合を除く)。申込みにあたっては、24・25ページの(2)葛飾区外からの申込みをご覧ください。

なお、葛飾区の地域型保育事業所は葛飾区民を優先して入所させるため、転入予定のない区外在住の方は定員に一定数以上の空きがないと選考の対象になりません。利用者負担額(保育料)はお住まいの自治体が決定し、保護者が各事業所に直接納めていただきます。



【卒園後も保育を希望しているが、なにか制度はあるの?】

卒園した後の保育先として、近隣の認可保育所等を「連携園」として設定しています。

10月1日現在で2歳児クラスに在籍している児童を対象に、連携園の3歳児クラスへの入所希望調査を経て、優先選考を行います。優先選考は、「3 利用調整」(30～32ページ)に準じて行います。※区外に転出された場合、連携園の内定は取消しとなります。

連携園以外の保育所等を希望する場合及び11月以降に入所した場合は、4月入所の申込みを行う必要があります。4月入所の申請にあたっては、調整指数の加算があります。

なお、葛飾区外在住の児童は連携園への優先選考はありません。3歳児クラス以降も引き続き葛飾区の保育施設に通いたい場合は、4月入所の申込みを行ってください。このとき、卒園児加算がありますが、同時に区外在住の方の減算も発生します。

① 家庭的保育事業所（保育ママ）

資格や経験のある家庭的保育事業者が保育者の自宅等でお子さんを保育します。定員は、3～5人です。

【保育の対象】

原則、0歳（産後42日を経過した翌月1日）から3歳（令和5年4月2日以降生まれ）までのお子さん。
3歳に達した年度の3月末までお預かりします。食物アレルギー等で除去食対応が必要なお子さんは、お預かりできない場合があります。

【保育時間】

保育時間は、原則8時間です。開所時間やコアタイムは、事業者によって異なります。

開所時間中でコアタイムを超えて保育を利用する場合は、原則、保育標準時間認定を受けていただきます。
保育短時間認定の方がコアタイムを超えて保育を利用する場合は、延長料金が発生します。

【利用調整の留意点】

定員は0歳から2歳の合計での設定ですが、募集については、クラス年齢ごとに行います。
設定したクラス年齢で内定者が出ない場合は、他のクラス年齢で利用調整を行うことがあります。

【保育ができない日】

土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
上記以外に保育ができない日があります。詳細は各事業所にお問い合わせください。

家庭的保育事業所（保育ママ）一覧

（令和7年9月1日現在）

	保育施設コード 施設名	所在地	電話番号	開所時間 [コアタイム]	定員	連携園
金 町	5213056 田中保育室	東金町 2-12-6-108	5660-6383	8:00～18:30 [8:00～16:00]	5	花の木保育園 南新宿保育園 東半田保育園
	5213057 いりくら保育室	東金町 3-16-7 山田ビル1F	6327-0473	8:00～17:30 [8:00～16:00]	5	亀が岡りりおっこ保育園 東半田保育園 花の木保育園
堀 切 ・ 小 菅	5213059 戸島保育室 おひさま	堀切 1-25-20	3693-6110	8:30～17:00 [8:30～16:30]	5	四つ木保育園 堀切保育園
	5213061 中里保育ルーム ままちゃんち	堀切 6-1-25	3604-7028	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	東堀切保育園
	5213062 中山保育ルーム みらい	小菅 1-24-3	3601-1052	8:00～16:00 [8:00～16:00]	4	小菅東保育園
亀 有	5213063 大竹保育室「こころ」	亀有 5-40-8 芝園ビル1階	6310-1632	8:00～17:00 [8:30～16:30]	5	道上保育園 西亀有三丁目保育園
白 鳥	5213064 のびさわ保育ルーム N I J I	白鳥 2-16-21-201	6315-0719	8:00～16:00 [8:00～16:00]	4	南白鳥保育園 東堀切保育園
立 石 ・ 四 つ 木	5213067 浜口保育ルーム	立石 8-1-15	3691-9926	8:00～17:00 [8:00～16:00]	3	梅田保育園 南奥戸保育園
	5213066 いのうえ保育ルーム シャイン	東立石 4-23-5 レジデンス立石 102	080-5458-4118	8:00～17:00 [8:30～16:30]	3	梅田保育園 南奥戸保育園
新 小 岩	5213070 つちしお保育ルーム リトル・ミー	東新小岩 3-1-11 ユネックスヒルズ 1 階	080-6532-7413	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	会野保育園 上平井保育園
	5213071 家庭保育室 唐澤	東新小岩 3-8-1-110	3692-6241	8:00～17:00 [8:00～16:00]	5	東新小岩保育園 会野保育園

② 小規模保育事業所

原則として 19 人までの小さな集団の中で、きめ細やかな保育を行います。

【保育の対象】

原則、0歳（原則、産後56日を経過した翌月1日）から3歳（令和5年4月2日以降生まれ）までのお子さんを、3歳に達した年度の3月末までお預かりします。

【保育時間】

保育時間は、事業所により異なります。**コアタイムは、8時30分から16時30分までです。**

コアタイムを超えて保育する場合は、原則、保育標準時間認定を受けていただきます。

11時間を超えて利用する場合は、延長料金が発生します。料金は各事業所が定めています。

小規模保育事業所一覧

区内小規模保育事業所は、配置基準で定められた保育従事者がすべて有資格者であるA型の施設です。（令和7年9月1日現在）

地域	保育施設コード 施設名	所在地 電話番号	保育時間	利用定員			0歳児 保育	土曜 保育	連携園
			(延長保育)	0歳	1歳	2歳			
金町	4202596 トゥインクル保育園	東金町 1-13-7 ｽﾏｲﾙ 1F 5876-6247	700～1800	3	8	8	産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき金町 金町どんぐり保育園 認定こども園金町幼稚園（2号） 東半田保育園 キッズスマイル葛飾東金町 ミアヘルサ保育園ひびき水元
			(1800～1900)						
	4200093 アルタベビー金町園	東金町 2-18-1 ｱﾙﾀﾍﾞﾋﾞﾙ 201 6231-3280	715～1815	3	3	5	産休 明け	有	東かなまち保育園 ひかり学園 水元保育園 キッズスマイル葛飾東水元
			(1815～1915)						
亀有	4202598 森のなかま保育園 亀有ルーム	亀有 3-10-19 アーバンテラス亀有 1 階 3602-9455	715～1815	3	6	6	産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき亀有 道上保育園 白鳥保育園
			(1815～1915)						
	4203380 エンジェルキッズ亀有園	亀有 3-29-1 リリオ式番館 207 6662-7607	730～1830	3	8	8	産休 明け	有	ミアヘルサ保育園ひびき亀有 このえ西亀有保育園 道上保育園 白鳥保育園
			(1830～1930)						
	4203230 アルタベビー亀有園	亀有 5-19-7 5849-3281	715～1815	3	8	8	産休 明け	有	葛飾学園
			(1815～1915)						
堀切	4203674 ミル・クラン キッズ	東堀切 1-6-19 6231-2672	700～1800 (1800～1900)	0	6	8	8か 月	—	千鶴幼稚園
青戸	4202597 キャンディパーク保育園3号	青戸 2-7-10 6657-7423	700～1800 (1800～1900)	2	9	8	産休 明け	有	キャンディパーク保育園 2 号 奥戸保育園 おくどスマイル保育園
	4202908 青戸ひだまり保育園	青戸 3-10-5 6231-2561	700～1800 (1800～2000)	2	7	7	産休 明け	有	かつしか風の子保育園
新小岩	4203229 ひなた青戸保育園	青戸 3-17-16 サリツフラット 2 6231-2099	715～1815 (1815～2015)	3	8	8	産休 明け	有	木下の保育園青砥 木下の保育園青砥第2 白鳥保育園
	4203673 青鳩ともだち保育園	青戸 5-29-11 5629-0061	730～1830 —	3	8	8	8か 月	—	幼稚園型認定こども園 青鳩幼稚園
新小岩	4203033 新小岩さくらインター ナショナル保育園第1	新小岩 1-42-10 5879-2350	715～1815 (1815～1915)	6	6	6	産休 明け	有	新小岩さくらインター ナショナル保育園第2分園
	4203675 新小岩ちぐさ保育園	東新小岩 1-13-7 5875-7520	700～1800 (1800～1900)	3	8	8	6か 月	有	新小岩ちぐさ幼稚園 （1号・2号）※
	4203593 Petit WAKAKUSA Crèche (プチワカサレッシュ)	東新小岩 5-6-14 5671-0415	730～1830 —	3	7	7	6か 月	—	葛飾若草幼稚園
新小岩	4202599 新小岩保育室「結（ゆい）」	東新小岩 5-16-2 5654-6100	730～1830 —	-	6	6	—	有	ほっぺるランド東新小岩 上平井保育園 たつみ保育園
新小岩	4203381 ぶれあ保育園・新小岩	西新小岩 1-2-4 5654-7866	715～1815 (1815～1915)	3	8	8	産休 明け	有	たつみ保育園 上平井保育園 西新小岩保育園

（※）新小岩ちぐさ幼稚園は認定こども園です。



水元・金町・東金町地区

地域	公・私	保育施設コード	施設名	開設時間（標）	利用定員						O歳児保育開始年齢（O歳）		
				コアタイム（短）			0歳	1歳	2歳	3歳		4歳以上	計
				延長保育（延）									
水元	公立	1100028	❶新水元保育園 東水元 3-5-7 ☎ 3608-7811	(標) 7:15～18:15	9	20	21	21	42	113	予約入所実施有無（予約）		
				(短) 8:30～16:30							(O歳) 4か月		
				(延) 18:15～19:15							(延開) 有		
		1100030	❷幸田保育園 西水元 2-16-10 ☎ 3608-3901	(標) 7:15～18:15	9	15	17	19	38	98	(O歳) 6か月		
				(短) 8:30～16:30							(延開) 有		
				(延) 18:15～19:15							(延開) 満1歳		
		1100010	❸小合保育園【公設民営】 南水元 3-3-11 ☎ 3608-1221	(標) 7:15～18:15	6	15	20	20	40	101	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(延開) 有		
				(延) 18:15～20:15							(延開) 満1歳		
		1100037	❹花の木保育園 南水元 3-7-2 ☎ 3627-4936	(標) 7:15～18:15	6	15	18	22	44	105	(O歳) 6か月		
	(短) 8:30～16:30			(延開) 有									
	(延) 18:15～20:15			(延開) 満1歳									
	私立	1202566	❺あおぞら水元保育園 水元 1-12-14 ☎ 3600-7080	(標) 7:15～18:15	9	15	18	18	38	98	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:15～20:15							(延開) 満1歳		
		1200072	❻徳育保育園 水元 1-26-3 ☎ 5648-6366	(標) 7:15～18:15	—	—	16	16	32	64	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(延開) 満1歳		
				(延) 18:15～19:30							(O歳) 産休明け		
		1212444	❼徳育保育園分園 水元 1-26- 8 ☎ 5648-6366	(標) 7:15～18:15	9	16	※2歳児以降の保育は 徳育保育園で実施			25	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:15～19:30							(延開) 満1歳		
		1200069	❽ミアヘルサ保育園ひびき水元 水元 2-3-19 ☎ 5876-4856	(標) 7:30～18:30	6	9	9	12	24	60	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:30～20:30							(延開) 1歳児クラス		
		1200071	❾さかえ保育園 水元 3-11-8 ☎ 3608-4597	(標) 7:30～18:30	7	7	9	9	21	53	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
(延) —				(延開) —									
私立		1200071	❿こばとの森保育園 東水元 1-16-2 ☎ 3826-7300	(標) 7:15～18:15	9	15	15	15	30	84	(O歳) 産休明け		
	(短) 8:30～16:30			(予約) 無									
	(延) 18:15～19:15			(延開) 産休明け									
	1211953	⓫キッズスマイル葛飾東水元 東水元 1-18-20 ☎ 5876-3605	(標) 7:15～18:15	6	10	12	14	28	70	(O歳) 産休明け			
			(短) 8:30～16:30							(予約) 無			
			(延) 18:15～20:15							(延開) 産休明け			
	1203668	⓬にじいろ保育園南水元 南水元 1-12-6 ☎ 5876-4051	(標) 7:15～18:15	6	10	11	11	25	63	(O歳) 産休明け			
			(短) 8:30～16:30							(予約) 無			
			(延) 18:15～20:15							(延開) 3か月			
	1211954	⓭南水元いろは保育園 南水元 2-25-6 ☎ 5876-4360	(標) 7:15～18:15	6	14	15	15	30	80	(O歳) 産休明け			
(短) 8:30～16:30			(予約) 無										
(延) 18:15～19:15			(延開) 1歳児クラス										
1200087	⓮水元保育園 南水元 4-18-11 ☎ 5876-6474	(標) 7:15～18:15	9	20	20	20	40	109	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:15～20:15							(延開) 1歳児クラス(※3-①)				
金町・東金町	公立	1100013	❶半田保育園※2 東金町 4-34-12 ☎ 3609-1920	(標) 7:15～18:15	3	20	20	20	40	103	(O歳) 4か月		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:15～19:15							(延開) 満1歳		
	1100039	❷東半田保育園 東金町 5-28-1 ☎ 3608-3610	(標) 7:15～18:15	3	15	15	15	30	78	(O歳) 6か月			
			(短) 8:30～16:30							(予約) 無			
			(延) —							(延開) 満1歳			
	私立	1211955	❸まなびの森保育園金町 金町 2-3-16 ☎ 5876-3111	(標) 7:00～18:00	6	10	11	11	22	60	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:00～20:00							(延開) 7か月		
		1202896	❹かなまち虹保育園 金町 4-20-13 ☎ 3600-8511	(標) 7:00～18:00	6	8	11	11	24	60	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:00～20:00							(延開) 満1歳(※3-①)		
		1202906	❺まなびの森 保育園京成金町ブチ・クレイシュ 金町 5-37-6 ☎ 3609-0655	(標) 7:00～18:00	6	6	7	7	14	40	(O歳) 産休明け		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:00～20:00							(延開) 7か月		
		1203670	❻金町駅前さくらんぼ保育園 金町 6-4-1 2F ☎ 5876-3303	(標) 7:30～18:30	6	10	11	11	22	60	(O歳) 90日		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
				(延) 18:30～20:30							(延開) 91日		
1211956		❼キッズハーモニー・かなまち 金町 6-4-2 2F ☎ 3627-5004	(標) 7:00～18:00	3	5	6	6	12	32	(O歳) 産休明け			
			(短) 8:30～16:30							(予約) 無			
			(延) 18:00～20:00							(延開) 満1歳(※3-①)			
1200078	❽金町ひまわり保育園 東金町 1-3-1 ☎ 5876-3621	(標) 7:15～18:15	9	18	18	18	36	99	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:15～20:15							(延開) 4か月				
1202567	❹金町どんぐり保育園 東金町 1-14-5 ☎ 3608-8811	(標) 7:00～18:00	6	10	12	12	24	64	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:00～20:00							(延開) 1歳児クラス				
1200091	❺ミアヘルサ保育園ひびき金町 東金町 1-16-4 ☎ 6231-3811	(標) 7:15～18:15	6	12	12	14	28	72	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:15～20:15							(延開) 満1歳				
1200089	❻亀が岡りりおっこ保育園 東金町 2- 6-19 ☎ 3607-1008	(標) 7:15～18:15	9	15	20	25	50	119	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:15～20:15							(延開) 満1歳(※3-①)				
1200086	❼東かなまち保育園 東金町 2-13-10 ☎ 5876-6313	(標) 7:15～18:15	12	20	24	24	50	130	(O歳) 産休明け				
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
		(延) 18:15～20:15							(延開) 3か月				

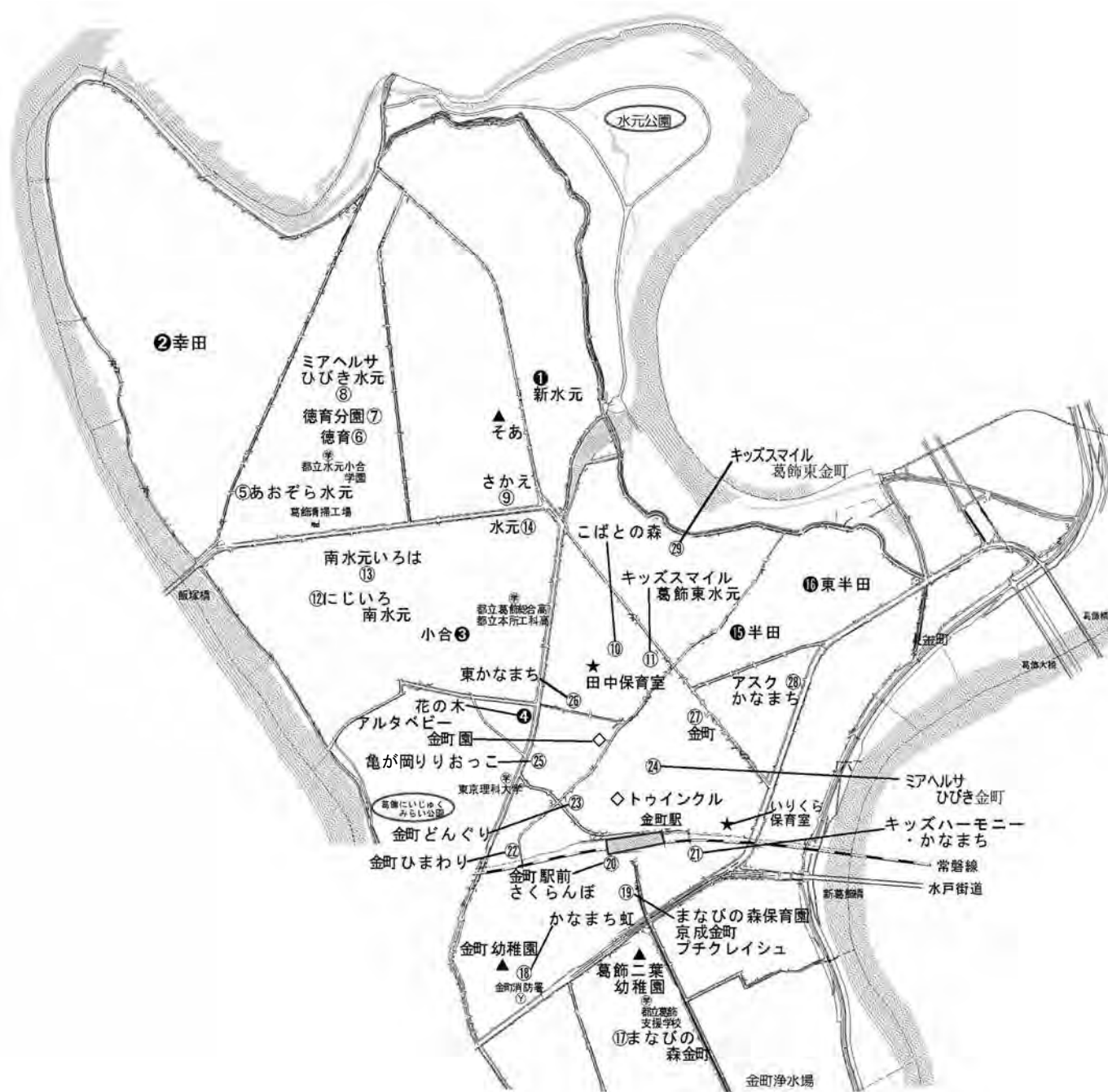
地域	公・私	保育施設コード	施設名	開所時間（標）		利用定員						0歳児保育開始年齢（0歳）
				コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	
				延長保育（延）								
			所在地	電話番号								予約入所実施有無（予約）
												延長保育開始年齢（延開）
金町・東金町	私立	1200048	㊴金町保育園 東金町 3-36-15 ☎ 3607-0889	(標) 7:15～18:15	30	35	35	35	70	205	(0歳) 産休明け	
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無	
				(延) 18:15～20:15							(延開) 6か月の翌月初日（※3-㊴）	
		1212442	㊵アスクかなまち保育園 東金町 4-16-12 ☎ 5648-3330	(標) 7:15～18:15	6	10	11	11	22	60	(0歳) 産休明け	
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無	
				(延) 18:15～20:15							(延開) 満1歳	
		1212443	㊶キッズスマイル葛飾東金町 東金町 5-19-1 ☎ 5876-4965	(標) 7:15～18:15	6	10	12	12	10	50	(0歳) 産休明け	
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無	
				(延) 18:15～20:15							(延開) 産休明け	

※1 O歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※2 建替え又は民設民営化等を予定しています。詳細は、58ページをご覧ください。

※3 延長保育開始時点の注意点。

- ①離乳食完了児 ②離乳食完了児（クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。）
③2時間延長は1歳児クラスから ④慣れ保育完了後、お子様の様子をご相談の上
◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。 ◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。
◆この定員は、令和8年4月1日の予定数です。



新宿・柴又・高砂・鎌倉地区

地域	公・私	保育施設 コード	施設名 所在地 電話番号	開所時間（標）		利用定員					O歳児保育開始年齢（O歳）	
				コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上		計
				延長保育（延）								
新宿・柴又	公立	1100027	①南新宿保育園 新宿 1-23-4 ☎ 3609-1156	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～19:15	6	15	17	19	38	95	(O歳) 6か月 (予約) 有 (延開) 満1歳	
		1100004	②白鷺保育園 柴又 3-30-9 ☎ 3600-5540	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～19:15	-	15	18	18	36	87	- (予約) 無 (延開) 満1歳	
		1200053	③山王保育園 新宿2-2-19 ☎ 3607-3543	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～19:30	-	10	12	13	30	65	- (予約) 無	
		1203669	④トレジャーキッズにいじゅく保育園 新宿 3-27-8 ☎ 5876-4735	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～19:30	6	10	15	15	32	78	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 7か月	
私立	1200052	⑤新宿保育園 新宿4-4-16 ☎ 3607-2470	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	9	15	18	20	40	102	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳		
	1212448	⑥ニチイキッズ葛飾にいじゅく保育園 新宿 6-2-18 ☎ 5660-2701	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	6	8	8	8	16	46	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳		
	1200061	⑦北野保育園 柴又 2-2-9 ☎ 3608-5558	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	15	17	18	20	40	110	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳(※3-①)		
	1200058	⑧柴又学園 柴又 4-5-14 ☎ 3657-3861	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～19:00	6	18	18	18	36	96	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳		
	1203671	⑨まなびの森保育園新柴又 柴又 5-13-3 ☎ 3650-3260	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	6	6	7	7	14	40	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 7か月		
	1200060	⑩ひかり学園 柴又 6-19-1 ☎ 3671-0385	(標) 7:15～18:15 (短) 8:45～16:45 (延) 18:45～19:45	9	20	24	29	58	140	(O歳) 6か月 (予約) 無		
	1100044	⑪新高砂保育園 高砂 4-1-49 ☎ 3673-0220	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～19:30	3	15	17	17	34	86	(O歳) 6か月 (予約) 無		
	1100020	⑫住吉保育園【公設民営】 高砂 7-26-3 ☎ 3607-1561	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	9	14	17	17	34	91	(O歳) 6か月 (予約) 無 (延開) 満1歳		
	1100029	⑬南鎌倉保育園 鎌倉 1-7-3 ☎ 3650-4931	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～19:15	9	18	20	20	40	107	(O歳) 6か月 (予約) 有 (延開) 満1歳		
	1100024	⑭細田保育園 細田 4-19-5 ☎ 3658-4915	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～19:15	6	10	15	15	30	76	(O歳) 6か月 (予約) 有 (延開) 満1歳		
高砂・鎌倉	私立	1200063	⑮きぼう保育園 高砂 2-3-7 ☎ 3673-7110	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	9	15	18	19	38	99	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 11か月(※3-②)	
		1203676	⑯AIAI NURSERY 高砂 高砂 2-31-5 ☎ 5876-7981	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～19:30	4	6	10	10	20	50	(O歳) 90日 (予約) 無 (延開) 1歳1か月	
		1200049	⑰たかさご保育園 高砂 5-48-4 ☎ 3607-1442	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	15	17	17	17	34	100	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳	
		1200066	⑱東中川保育園 高砂 6-4-15 ☎ 3608-3395	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	11	15	15	15	30	86	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳(※3-①)	
		1212445	⑲葛飾高砂たいよう保育園 高砂 7-15-11 ☎ 5648-3150	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	8	10	10	10	22	60	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳	
		1211957	⑳HOPPA 京成小岩駅 鎌倉 1-4-15 ☎ 6458-0885	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～20:30	0	11	11	11	22	55	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 1歳児クラス	
		1200057	㉑鎌倉保育園 鎌倉 3-39-15 ☎ 3658-0772	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～19:00	9	15	15	15	30	84	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳	
		1200056	㉒ひまわり保育園 細田 3-9-26 ☎ 3673-7550	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～19:15	30	47	60	60	120	317	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 4か月	
		1212446	㉓無二保育園 細田 3-16-5 ☎ 6458-0748	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	6	10	11	11	22	60	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳	
		1200065	㉔日の出保育園 細田 5-24-1 ☎ 3672-2708	(標) 7:15～18:15 (短) 8:30～16:30 (延) 18:15～20:15	7	16	15	15	27	80	(O歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳(※3-①)	

※1 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※2 建替え又は民設民営化等を予定しています。詳細は、58ページをご覧ください。

※3 延長保育開始時点の注意点。

①離乳食完了児

②離乳食完了児（クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。）

③2時間延長は1歳児クラスから

④慣れ保育完了後、お子様の様子をご相談の上

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和8年4月1日の予定数です。

42

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

亀有・白鳥・四つ木・堀切地区

地域	公・私	保育施設コード	施設名		開所時間（標）		利用定員						0歳児保育開始年齢（0歳）	
			所在地	電話番号	コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	予約入所実施有無（予約）	
					延長保育（延）								延長保育開始年齢（延開）	
亀有・白鳥	公立	1100032	①道上保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	9	17	17	19	38	100	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
		1100041	②南白鳥保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	12	15	16	19	38	100	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
		1100022	③白鳥保育園※2 （仮園舎）西亀有 1-18-6 ☎ 3602-3423	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	9	16	18	22	44	109	（0歳） 4か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
		1202907	④まなびの森保育園亀有	（標） 7：00～18：00 （短） 8：30～16：30 （延） 18：00～20：00	6	10	11	11	22	60	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 7か月			
		1200054	⑤さくら学園保育所	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	3	12	14	17	34	80	（0歳） 6か月 （予約） 無 （延開） 1歳児クラス※3-①			
		1200068	⑥亀青保育園	（標） 7：00～18：00 （短） 8：30～16：30 （延） 18：00～19：30	6	6	6	6	12	36	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳			
	私立	1200075	⑦亀有りりおっこ保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～20：15	12	15	15	15	30	87	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳※3-①			
		1211958	⑧ぼけっとランド亀有保育園	（標） 7：30～18：30 （短） 8：30～16：30 （延） 18：30～20：00	6	12	12	12	24	66	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 6か月※3-④			
		1200046	⑨亀有保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	9	16	16	16	32	89	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 1歳1か月※3-①			
		1211959	⑩ミアヘルサ保育園ひびき亀有	（標） 7：00～18：00 （短） 9：00～17：00 （延） 18：00～20：00	6	9	9	12	24	60	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 1歳児クラス			
		1200047	⑪葛飾学園	（標） 7：00～18：00 （短） 8：30～16：30 （延） 18：00～20：00	9	20	30	38	76	173	（0歳） 6か月 （予約） 無 （延開） 満1歳の誕生日の翌月初日※3-①			
		1203372	⑫にじいろ保育園西亀有	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～20：15	6	9	9	11	23	58	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 3か月			
		1214025	⑬西亀有三丁目保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～20：15	6	24	24	26	52	132	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳※3-①			
		1211960	⑭このえ西亀有保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 9：00～17：00 （延） 18：15～20：15	6	10	12	15	30	73	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳			
		1200084	⑮白鳥ふたば保育園（34ページ参照）	（標） 7：30～18：30 （短） 8：30～16：30 （延） 18：30～21：30	6	6	6	6	12	36	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳の誕生日の翌月初日※3-①			
		1100009	⑯四つ木保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） ー	9	12	16	18	36	91	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
		1100031	⑰堀切保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	12	15	18	19	38	102	（0歳） 4か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
		1100016	⑱南堀切保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） ー	-	18	22	22	44	106	（0歳） ー （予約） 無 （延開） ー			
		1100043	⑲小谷野しょうぶ保育園【公設民営】※2	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～20：15	7	10	11	12	24	64	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳			
		1100005	⑳双葉保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	9	15	16	16	32	88	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳			
	1100036	㉑東堀切保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	12	15	18	22	44	111	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳				
	1100018	㉒宝保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	15	17	21	21	42	116	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳				
	1100017	㉓小菅保育園※2 （仮園舎）小菅 2-19-1 ☎ 3604-2888	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） ー	-	18	21	21	42	102	（0歳） ー （予約） 無 （延開） ー				
	1100033	㉔小菅東保育園	（標） 7：15～18：15 （短） 8：30～16：30 （延） 18：15～19：15	12	15	18	18	36	99	（0歳） 6か月 （予約） 有 （延開） 満1歳				
	私立	1202903	㉕ベネッセ四ツ木保育園	（標） 7：00～18：00 （短） 9：00～17：00 （延） 18：00～20：00	6	10	12	12	24	64	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳の誕生日の翌月初日			
		1200082	㉖四つ木なかよし保育園	（標） 7：00～18：00 （短） 9：00～17：00 （延） 18：00～20：00	9	12	12	13	26	72	（0歳） 産休明け （予約） 無 （延開） 満1歳			

地域	公・私	保育施設コード	施設名	開所時間（標）		利用定員						0歳児保育開始年齢（0歳）	
				コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	予約入所実施有無（予約）	
				延長保育（延）								延長保育開始年齢（延開）	
四つ木・堀切	私立	1202902	㉗ういず堀切菖蒲園駅前保育園 堀切 2-56-13 ☎ 6657-7719	(標) 7:00～18:00 (短) 9:00～17:00 (延) 18:00～20:00	6	8	10	12	24	60	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 1歳1か月(※3-①)		
		1200055	㉘黎明保育園 堀切 3-30-12 ☎ 3697-0720	(標) 7:15～18:15 (短) 8:45～16:45 (延) 18:15～19:30	9	16	20	20	40	105	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳(※3-①)		
		1211961	㉙ HOPPA 堀切菖蒲園 堀切 4-49-6 ☎ 6662-6891	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～20:30	0	11	11	11	22	55	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 1歳児クラス		
		1200080	㉚かつしか堀切保育園分園 堀切 7-5-15 ☎ 6662-2022	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	-	-	-	17	34	51	(予約) ー (延開) 1歳1か月(※3-①)		
			㉛かつしか堀切保育園 堀切 7-8-3 ☎ 6662-2201	(標) 7:00～18:00 (短) 8:30～16:30 (延) 18:00～20:00	6	17	17	※3歳児以降の保育はかつしか堀切保育園分園で実施		40	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 1歳1か月		
			1203373	㉜たけのこ第2保育園 堀切 8-5-7 ☎ 6662-5972	(標) 7:30～18:30 (短) 8:30～16:30 (延) 18:30～19:30	3	3	3	3	8	20	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳の誕生日の翌月初日	
		1203374	㉝そらまめ保育園お花茶屋駅前 お花茶屋 1-19-5 ☎ 5647-7077	(標) 7:00～18:00 (短) 8:00～16:00 (延) 18:00～21:00	9	10	10	10	20	59	(0歳) 産休明け (予約) 無 (延開) 満1歳(※3-①)		

※1 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※2 建替え又は民設民営化等を予定しています。詳細は、58ページをご覧ください。

※3 延長保育開始時点の注意点。

- ①離乳食完了児 ②離乳食完了児(クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。
③2時間延長は1歳児クラスから ④慣れ保育完了後、お子様の様子をご相談の上

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。 ◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和8年4月1日の予定数です。



立石・青戸・東四つ木地区

地域	公・私	保育施設 コード	施設名	開所時間（標）		利用定員						O歳児保育開始年齢（O歳）							
				コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計								
				延長保育（延）															
			所在地	電話番号								予約入所実施有無（予約）							
																			延長保育開始年齢（延開）
																			（O歳） 6か月
公立		1100021	①梅田保育園	立石 3-26-10 ☎ 3694-6932	（標） 7：15～18：15	12	20	20	21	42	115	（予約） 有							
					（短） 8：30～16：30							（延開） 満1歳							
					（延） 18：15～19：15							（O歳） 産休明け							
		1100038	②中青戸保育園【公設民営】	青戸 3-8-8 ☎ 3603-3454	（標） 7：15～18：15	12	15	30	30	60	147	（予約） 有							
					（短） 8：30～16：30							（延開） 満1歳							
					（延） 18：15～20：15							（O歳） 産休明け							
		1100006	③青戸保育園	青戸 5-9-10 ☎ 3602-4007	（標） 7：15～18：15	15	17	30	30	60	152	（予約） 有							
					（短） 8：30～16：30							（延開） 満1歳							
					（延） 18：15～19：15							（O歳） 産休明け							
		1100011	④木根川保育園	東四つ木 1-18-12 ☎ 3692-0875	（標） 7：15～18：15	-	15	15	15	30	75	（予約） 無							
（短） 8：30～16：30	（延開） 満1歳																		
（延） 18：15～19：15	（O歳） 産休明け																		
1100023	⑤渋江保育園	東四つ木 2-15-11 ☎ 3696-3761	（標） 7：15～18：15	12	15	18	20	40	105	（予約） 有									
			（短） 8：30～16：30							（延開） 満1歳									
			（延） 18：15～19：15							（O歳） 産休明け									
私立	立石・青戸・東四つ木	1203665	⑥本田こひつじ保育園	立石 1-4-10 ☎ 3692-0736	（標） 7：15～18：15	9	22	25	25	50	131	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
					（延） 18：15～20：15							（延開） 満1歳 ※3-①							
		1203667	⑦立石いろは保育園	立石 2-31-17 ☎ 5875-6371	（標） 7：00～18：00	6	18	18	18	36	96	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
					（延） 18：00～20：00							（延開） 1歳児クラス							
		1200092	⑧木下の保育園青砥	立石 6-35-14 ☎ 5654-6820	（標） 7：15～18：15	9	12	12	15	30	78	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
					（延） 18：15～20：15							（延開） 1歳児クラス							
		1200079	⑨かつしか風の子保育園	立石 8-18-7 ☎ 5671-1015	（標） 7：00～18：00	9	15	18	20	40	102	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
					（延） 18：00～20：00							（延開） 6か月							
		1203375	⑩ほっぺるランド東立石	東立石 2-3-10 ☎ 5654-9700	（標） 7：15～18：15	6	15	17	17	34	89	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：45～16：45							（予約） 無							
					（延） 18：15～20：15							（延開） 1歳児クラス							
		1200073	⑪東立石こひつじ保育園	東立石 3-14-12 ☎ 5698-5858	（標） 7：15～18：15	6	8	9	9	18	50	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
					（延） 18：15～20：15							（延開） 満1歳 ※3-①							
		1212441	⑫東立石保育園	東立石 4-45-5 ☎ 3692-0897	（標） 7：15～18：15	15	30	30	30	60	165	（O歳） 産休明け							
					（短） 8：30～16：30							（予約） 無							
（延） 18：15～20：15	（延開） 満1歳 ※3-①																		
1202790	⑬キャンディパーク保育園2号	青戸 1-10-10 ☎ 6657-7290	（標） 7：00～18：00	-	-	-	22	68	90	（予約） 無									
			（短） 8：00～16：00							（延開） 満1歳の誕生日の翌月初日									
			（延） 18：00～20：00							（O歳） 6か月									
1200059	⑭キャンディパーク保育園2号分園	青戸 2-7-3 ☎ 6657-7603	（標） 7：00～18：00	8	15	15	※3歳児以降の保 育はキャンディ パーク 保育園2号で実施		38	（予約） 無									
			（短） 8：00～16：00							（延開） 満1歳の誕生日の翌月初日									
			（延） 18：00～20：00							（O歳） 産休明け									
1200059	⑮さゆり保育園	青戸 1-24-10 ☎ 3693-0815	（標） 7：00～18：00	9	20	20	20	40	109	（O歳） 産休明け									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：00～19：00							（延開） 満1歳の誕生日の翌月初日									
1211963	⑯木下の保育園青砥第2	青戸 3-33-7 ☎ 6662-7878	（標） 7：15～18：15	6	10	10	14	28	68	（O歳） 産休明け									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：15～20：15							（延開） 1歳児クラス									
1200074	⑰青戸もも保育園	青戸 4-23-1 ☎ 3604-4430	（標） 7：00～18：00	6	11	11	11	21	60	（O歳） 産休明け									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：00～20：00							（延開） 6か月									
1200085	⑱太陽の子青戸中央保育園	青戸 4-24-20 ☎ 5650-6145	（標） 7：00～18：00	12	12	12	12	24	72	（O歳） 産休明け									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：00～20：00							（延開） 1歳1か月 ※3-①									
1203377	⑲こはるび保育園	青戸 7-34-6 ☎ 5629-1081	（標） 7：00～18：00	6	10	11	11	22	60	（O歳） 6か月									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：00～20：00							（延開） 満1歳 ※3-①									
1200064	⑳こひつじ保育園	東四つ木 3-6-12 ☎ 3694-5439	（標） 7：15～18：15	9	12	12	12	24	69	（O歳） 産休明け									
			（短） 8：30～16：30							（予約） 無									
			（延） 18：15～20：15							（延開） 満1歳 ※3-①									

※1 O歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※2 建替え又は民設民営化等を予定しています。詳細は、58 ページをご覧ください。

※3 延長保育開始時点の注意点。

- ①離乳食完了児
- ②離乳食完了児（クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。）
- ③2時間延長は1歳児クラスから
- ④慣れ保育完了後、お子様の様子をご相談の上

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和8年4月1日の予定数です。

新小岩・奥戸地区

地域	公・私	保育施設 コード	施設名	開所時間（標）		利用定員						0歳児保育開始年齢（0歳）	
				コアタイム（短）		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	予約入所実施有無（予約）	
				延長保育（延）								延長保育開始年齢（延開）	
新小岩・奥戸	公立	1100003	①小松保育園 新小岩 2-14-9 ☎ 3655-3951	(標) 7:15～18:15	-	15	17	19	38	89	-		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
		1100015	②東新小岩保育園 東新小岩 4-7-13 ☎ 3692-9260	(標) 7:15～18:15	-	18	18	18	36	90	-		
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
		1100025	③二上保育園※2 東新小岩 7-17-3 ☎ 3694-3010	(延) 18:15～19:15	9	20	20	22	44	115	(0歳) 満1歳	(0歳) 6か月	
				(標) 7:15～18:15							(予約) 有		
		1100040	④たつみ保育園【公設民営】 西新小岩 2-1-3 ☎ 3696-9432	(短) 8:30～16:30	9	15	18	20	40	102	(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け	
				(延) 18:15～19:15							(予約) 無		
	1100035	⑤西新小岩保育園 西新小岩 3-21-7 ☎ 3692-7678	(標) 7:15～18:15	6	13	13	13	26	71	(延開) 満1歳	(0歳) 6か月		
			(短) 8:30～16:30							(予約) 有			
	1100007	⑥上平井保育園 西新小岩 4-33-2 ☎ 3691-0074	(標) 7:15～18:15	12	20	24	30	60	146	(延開) 満1歳	(0歳) 4か月		
			(短) 8:30～16:30							(予約) 有			
	1100026	⑦南奥戸保育園 奥戸 2-30-11 ☎ 3696-8360	(延) 18:15～19:15	6	15	15	15	30	81	(0歳) 6か月	(0歳) 産休明け		
			(標) 7:15～18:15							(予約) 有			
	1100034	⑧会野保育園 奥戸 5-23-7 ☎ 3692-7677	(短) 8:30～16:30	9	15	16	16	32	88	(延開) 満1歳	(0歳) 6か月		
			(延) 18:15～19:15							(予約) 有			
	私立	1213146	⑨ミアヘルサ保育園ひびき新小岩 新小岩 2-1-8 ☎ 6231-5923	(標) 7:15～18:15	6	9	9	12	24	60	(0歳) 産休明け	(0歳) 産休明け	
				(短) 8:30～16:30							(予約) 無		
		1211964	⑩ひのか保育園 新小岩 3-13-23 ☎ 3651-3152	(延) 18:15～20:15	15	20	24	24	48	131	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け	
				(標) 7:15～18:15							(予約) 無		
		1214026	⑪新小岩さくらインターナショナル保育園第2 東新小岩 1-2-11 ☎ 3697-5310	(短) 8:30～16:30	6	7	7	※3歳児以降の保育は新小岩さくら インターナショナル保 育園第2分園で実施	20	20	(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け	
				(延) 18:15～19:15							(予約) 無		
1214026		⑫新小岩さくらインターナショナル保育園第2分園 新小岩 1-40-3 ☎ 3697-5310	(標) 7:15～18:15	-	-	-	13	26	39	(0歳) 産休明け	(0歳) 産休明け		
			(短) 8:30～16:30							(予約) 無			
1203378		⑬グローバルキッズ東新小岩園 東新小岩 3-3-13 ☎ 3692-0970	(延) 18:15～19:15	6	7	11	11	22	57	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け		
			(標) 7:15～18:15							(予約) 無			
1200062		⑭かみこまつ保育園 東新小岩 3-14-1 ☎ 3697-0170	(短) 8:30～16:30	9	12	12	12	25	70	(0歳) 産休明け	(0歳) 産休明け		
			(延) 18:00～20:00							(予約) 無			
1200090		⑮ほっぺるランド東新小岩 東新小岩 6-22-7 ☎ 5654-6510	(標) 7:15～18:15	9	12	12	12	24	69	(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け		
			(短) 8:45～16:45							(予約) 無			
1203379	⑯ほっぺるランド西新小岩 西新小岩 3-14-18 ☎ 5654-9310	(延) 18:15～19:15	6	15	17	17	34	89	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け			
		(標) 7:15～18:15							(予約) 無				
1200070	⑰うらら保育園 西新小岩 3-37-27 ☎ 3696-2637	(短) 8:45～16:45	9	12	12	12	24	69	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け			
		(延) 18:15～20:15							(予約) 無				
1202905	⑱ゆめの樹保育園しんこいわ 西新小岩 5-30-6 ☎ 6662-8175	(標) 7:00～18:00	6	10	11	11	22	60	(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け			
		(短) 8:00～16:00							(予約) 無				
1212447	⑲ミアヘルサ保育園ひびき奥戸 奥戸 2-37-14 ☎ 5875-7361	(延) 18:00～20:00	6	9	9	12	24	60	(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け			
		(標) 7:30～18:30							(予約) 無				
1200088	⑳おくどスマイル保育園 奥戸 5-2-1 ☎ 5654-9330	(短) 8:30～16:30	6	18	18	20	40	102	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け			
		(延) 18:30～20:30							(予約) 無				
1200051	㉑奥戸保育園 奥戸 6-24-1 ☎ 3696-6790	(標) 7:15～18:15	9	15	18	19	39	100	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け			
		(短) 8:30～16:30							(予約) 無				
1202904	㉒グローバルキッズ奥戸園 奥戸 8-2-4 ☎ 3692-1188	(延) 18:15～19:15	6	14	16	18	36	90	(延開) 1歳児クラス	(0歳) 産休明け			
		(標) 7:15～18:15							(予約) 無				
											(延開) 90日	(0歳) 産休明け	
												(延開) 満1歳	(0歳) 産休明け

※1 0歳児保育の「産休明け」は産後56日を、「3か月」・「4か月」・「6か月」・「90日」はその期間を、それぞれ経過した翌月1日から保育します。

※2 建替え又は民設民営化等を予定しています。詳細は、58 ページをご覧ください。

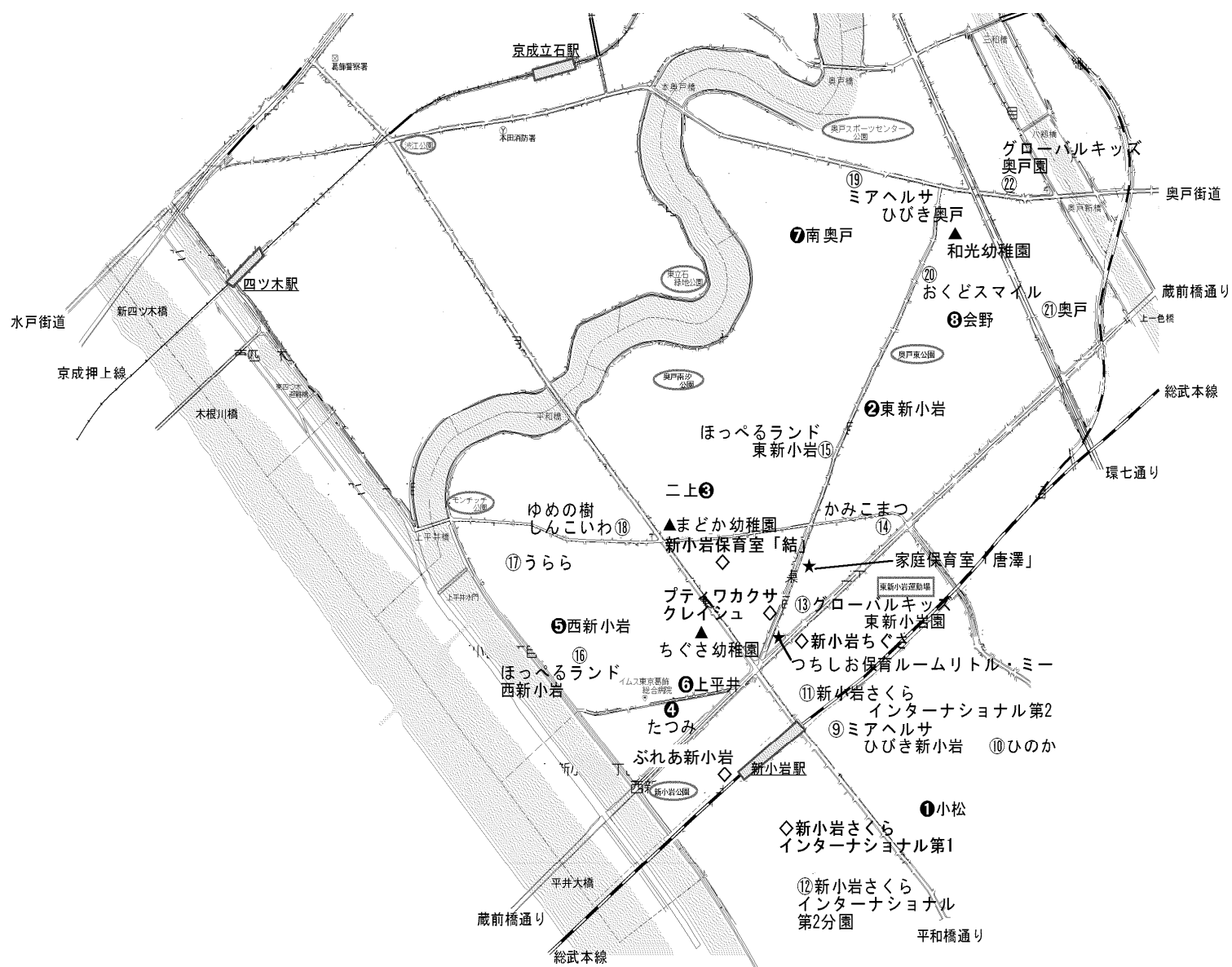
※3 延長保育開始時点の注意点。

- ①離乳食完了児
- ②離乳食完了児（クラス年齢や月齢によって利用可能時間が異なります。詳しくは園にお問い合わせください。）
- ③2時間延長は1歳児クラスから
- ④慣れ保育完了後、お子様の様子をご相談の上

◆公設民営とは、運営を社会福祉法人等に委託している公立保育所です。

◆障害児保育は、原則として各施設で実施しています。

◆この定員は、令和8年4月1日の予定数です。



6－1 入所後の届出・手続き等

以下のような家庭状況等の変更があった場合は、速やかに届出をしてください。

各種届出用紙は、葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口や区ホームページにご用意しています。「申請内容変更届」、「就労証明書」、「退園届」、「教育・保育給付認定申請書（変更）」は、各保育施設にもございます。

翌年度以降の保育施設の継続入所については、毎年 10～11 月に希望調査を行います。継続して保育の必要性を満たしていることを確認するための資料等を、提出期限内に提出してください。これらの資料の提出がない場合は、保育の必要性が確認できませんので退園となる場合があります。また、2か月以上登園がない場合は原則退園となります。

変更の内容		必要な提出書類	提出先
①	保育施設を辞めるとき	「退園届」	利用中の 保育施設
②	葛飾区外に引越しするとき	「退園届」 葛飾区外に転出後、引き続き在籍を希望される場合、別途、転出（引越し）先の区市町村からの入所手続きが必要です。詳しくは、保育課入園相談係にご相談ください。	
③	認定時間の変更をするとき （標準時間⇔短時間）（※）	「教育・保育給付認定申請書（変更）」 原則として、申請のあった翌月から認定時間を変更します。短時間から標準時間へ変更する場合は、変更理由を証明する書類の添付が必要です。	
④	区内で住所が変わったとき	「申請内容変更届」 住所変更の手続きは、別途戸籍住民課か区民事務所で手続きが必要です。	保育課 入園相談係 （窓口、郵送、オンライン）
⑤	勤務先が決まったとき、又は変わったとき	「申請内容変更届」及び「就労証明書」	
⑥	離婚して保護者が減ったとき（※）	「申請内容変更届」及び「ひとり親であることが確認できる書類」（⇒20 ページ「父母又は父母のひとりが不存在」参照）	
⑦	離婚調停中で別居したとき（※）	「申請内容変更届」及び以下のいずれか ❶家庭裁判所の召喚状、❷裁判の訴状、❸調停調書、❹弁護士 の受任書等	
⑧	結婚（再婚）して保護者が増えたとき（※）	「申請内容変更届」・「全部事項証明書（戸籍謄本）の写し」・ 「新しい保護者の保育の必要性が確認できる書類（就労証明書等）」※新しい保護者の方について、マイナンバーを利用した情報連携で他自治体から税情報が取得できない場合は、「課税証明書」のご提出をお願いすることがあります。	
⑨	世帯員の増減があったとき（※）	「申請内容変更届」及び「変更内容が確認できる書類」	
⑩	産前産後休暇、育児休業を取得するとき	「産育休取得証明書」	
⑪	産前産後休暇又は育児休業が終了し復職したとき	「復職証明書」※復職後に提出	
⑫	保育の必要性の要件が変わったとき	「申請内容変更届」及び変更内容がわかる資料 （⇒19 ページ参照）	

（※）③⑥⑦⑧⑨は、利用者負担額（延長保育料）に変更が生じる場合があります。

6-2 利用者負担額（保育料）

3から5歳児クラスに在籍する児童：「幼児教育・保育の無償化」により無料となります。
0から2歳児クラスに在籍する児童：東京都の保育所等利用世帯負担軽減事業により無料となります。

6-3 公立保育所の延長保育料

延長保育の利用は、別途料金がかかります。
第1子の1時間延長は下記表※1のとおり、2時間延長はその2倍です。第2子は半額（百円未満切り上げ）、第3子以降は無料となります。きょうだい順位は、公立保育所の延長保育を利用する児童のみで数えます。
また、延長保育の実施及び解除にあたっては、公立保育所への届出が必要となります。解除にあたっては、解除をする月の前月末日までに届出をしてください。年度をまたいで利用を継続したい場合も、再度届出が必要です。
私立保育所の延長保育料は各施設にお問い合わせください。
※毎月1日現在で保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず公立保育所の延長保育料を1か月分お支払いいただきます。慣れ保育の期間中も同様です。延長保育料の日割り対応は行いません。

《利用者負担額（延長保育料）基準額表》 (単位：円)

階層	区市町村民税	※1 公立保育所の延長保育料（月額）		
		0～2歳児 クラス	3歳児 クラス	4～5歳児 クラス
		1時間延長		
A	生活保護世帯、里親世帯	0	0	0
B	住民税非課税世帯	0	0	0
C 1	住民税均等割のみの世帯	200	200	200
C 2	住民税所得割 5,000円未満	300	200	200
C 3	5,000円以上15,000円未満	300	300	300
D 1	15,000円以上44,400円未満	700	600	600
D 2	44,400円以上52,700円未満	900	800	800
D 3	52,700円以上61,000円未満	1,000	1,000	1,000
D 4	61,000円以上79,000円未満	1,500	1,100	1,000
D 5	79,000円以上97,000円未満	2,000	1,300	1,300
D 6	97,000円以上115,000円未満	2,200	1,500	1,500
D 7	115,000円以上135,000円未満	2,400	1,600	1,600
D 8	135,000円以上155,000円未満	2,600	1,700	1,700
D 9	155,000円以上175,000円未満	2,800	1,900	1,800
D 1 0	175,000円以上200,000円未満	3,000	2,000	1,800
D 1 1	200,000円以上225,000円未満	3,100	2,100	1,800
D 1 2	225,000円以上250,000円未満	3,300	2,200	1,800
D 1 3	250,000円以上275,000円未満	3,500	2,300	1,800
D 1 4	275,000円以上300,000円未満	3,600	2,300	1,800
D 1 5	300,000円以上325,000円未満	3,800	2,300	1,800
D 1 6	325,000円以上350,000円未満	3,900	2,300	1,800
D 1 7	350,000円以上375,000円未満	4,000	2,300	1,800
D 1 8	375,000円以上400,000円未満	4,400	2,300	1,800
D 1 9	400,000円以上450,000円未満	4,900	2,300	1,800
D 2 0	450,000円以上500,000円未満	5,400	2,300	1,800
D 2 1	500,000円以上	5,700	2,300	1,800

- ・住民税所得割は、区市町村民税所得割をいいます。
- ・住民税は、税額控除（住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除（ふるさと納税を含む。）、配当控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除）を適用する前の額です。

6-4 利用者負担額（延長保育料）の階層決定に必要な手続き

利用者負担額（延長保育料）の階層は、令和8年4月～8月分は令和7年度住民税、令和8年9月～令和9年3月分は令和8年度住民税をもとに決定します。以下を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

●令和8年4月～8月分の階層決定にかかる手続き

住民登録の有無	税申告の有無	保育料決定に必要な手続き
令和7年1月1日時点で 葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ありません。
	申告なし	葛飾区役所3階 321 税務課窓口で令和7年度の住民税申告をしてください。 原則、住民税額が決定した翌月から階層に適用します。
令和7年1月1日時点で 葛飾区に住民登録なし	申告あり	原則手続きは必要ありません。*
	申告なし	令和7年1月1日に住民票があった自治体で令和7年度の住民税申告をしてください。 原則、住民税額が決定した翌月から階層に適用します。 海外に在住していた方は、「収入申告書」を提出してください。

●令和8年9月～令和9年3月分の階層決定にかかる手続き

住民登録の有無	税申告の有無	保育料決定に必要な手続き
令和8年1月1日時点で 葛飾区に住民登録あり	申告あり	手続きは必要ありません。
	申告なし	葛飾区役所3階 321 税務課窓口で令和8年度の住民税申告をしてください。 原則、住民税額が決定した翌月から階層に適用します。
令和8年1月1日時点で 葛飾区に住民登録なし	申告あり	原則手続きは必要ありません。*
	申告なし	令和8年1月1日に住民票があった自治体で令和8年度の住民税申告をしてください。 原則、住民税額が決定した翌月から階層に適用します。 海外に在住していた方は、「収入申告書」を提出してください。

※マイナンバーを利用した情報連携で他自治体から税情報が取得できない場合、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

○住民税が未申告の場合や海外在住時の収入申告書が不足している場合は、暫定的に最高値（D21階層）で決定します。特に、前年に保護者が育児休業を取得していて給与収入がない場合、勤務先が税申告を行わず、未申告となっているケースがありますのでご注意ください。

○過去に遡って税額が更正された場合でも、正しい階層への適用は、税額変更があった翌月からとなります。

○原則、父母の住民税により階層を決定いたしますが、父母のいずれも非課税で、かつ、生計を一にする同居者（祖父母等の直系親族）がある場合には、同居者の住民税で決定することがあります。同住所に居住していても同一生計でないことを証するためには、光熱水費が世帯別に契約されていることがわかる書類（請求書、領収書等）を提出する必要があります。

公立保育所の延長保育料の納入方法について

延長保育料を区に納めていただきます。

支払方法は原則として口座振替で、毎月末日（休日の場合は翌営業日）に延長保育料が引き落とされます。

入所が内定した後、「葛飾区口座振替（自動払込）依頼書」をご自宅にお送りしますので、記入しポストに投函してください。依頼書の提出から口座振替が開始するまで、1～2か月ほどかかりますので、口座振替が開始する旨の通知が届くまでは、毎月中旬頃にお送りする納付書にてお支払いをお願いします。

なお、区役所や区民事務所の窓口金融機関のキャッシュカードをご持参いただければ、「口座振替受付サービス」で簡単にお手続きが可能です。代理人カードなど、一部利用できないカードもございます。その場合は金融機関へお問い合わせください。

保育料（延長保育料も含む。）の未納がある場合は、保育所の継続入所の保留、児童手当からの特別徴収や財産の差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

6-5 公立保育所の延長保育料の減額・免除

(1) 公立保育所の延長保育料の減額

以下の事由に該当する方は、事前申請により延長保育料を減額できる場合があります。原則、申請日（窓口提出日又は郵便到達日）の翌月から適用となりますが、入所月と保育料の切替月（4月、9月）が申請日の場合、当月から適用となります。過去に遡っての減額適用は行いません。

◇減額の事由が継続している場合でも保育料の切替月（4月、9月）ごとに改めて申請が必要となります。

●複数事由による減額はできません。2つ以上の事由での申請は、算定の結果、延長保育料の低くなる事由の減額を適用します。

申請方法：「保育料等減額申請書」に以下の必要資料等を添付して提出してください。

減額理由、◇延長保育料減額幅		必要な提出書類等	対象期間
①	令和7年4月1日以降に出産したとき。 ◇2階層減	親子（母子）健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し等	生まれた子が1歳に達する月まで（最長12か月）
②	前年度か今年度の世帯の住民税が免除になったとき又は今年度の世帯の住民税が非課税になったとき。◇B階層認定	住民税非課税証明書の写し	年度末又は保育料切替前月まで
③	申請日の属する年に災害・盗難等により損害を受けたとき。 ◇階層に応じて減額	り災証明、盗難届の写し等	
④	申請日の属する年に相当額の医療費を要したとき。 ◇階層に応じて減額	医療費支払領収書の写し	
⑤	世帯の直近3か月の平均月収が前年〈1～8月分は前々年〉の平均月収（賞与等を除く）より1割以上少なくなったとき。 ◇1～3階層減	① 父母それぞれの直近3か月の給与明細書の写し（父母同月のもの） ② 前年又は前々年の賞与金額の確認できる資料の写し ③ 前年度又は現年度の課税証明書（他自治体で課税されている方） ④ 収入申告書（海外に在住していた方、無収入の方など） ⑤ 前年又は前々年の確定申告（給与収入以外の収入がある方）	3か月間 ※3か月以上事由が続いている場合や、保育料切替月は、再度申請が必要です。
⑥	主たる働き手が失業したとき。 ※失業が3か月を超える場合は、保育の必要性がなくなるので、原則として退園になります。 ◇失業者の住民税所得割額を差し引いた金額で算定	離職票・退職証明書等及び退職所得源泉徴収票の写し	失業した月の翌月から3か月間
⑦	同一世帯に次のような方がいるとき（保育実施児童を除く）。 ・身体障害者（児）身体障害者手帳1・2級 ・知的障害者（児）愛の手帳1～3度 ・精神障害者保健福祉手帳1～3級 ◇2階層減	各種手帳（カードの場合は両面）の写し	当該状況にある期間（最長年度末まで）
⑧	同一世帯に次の条件をすべて満たすお子さんがいるとき。 ・認証保育所等で保育されていること（一時保育を除く）。 ・認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は家庭的保育事業所（保育ママ）の入所保留となっていること。 ・認可保育所等の保育料以上の月額料金を施設等に支払っていること。 ◇2階層減	受託証明書（原本）	
⑨	里親に委託されているお子さんがいるとき。（減額の適用は当該お子さんの延長保育料に限る。）◇A階層認定	里親登録証の写し等	

7 保育施設利用に関する Q & A

申込みに関すること

Q1. 申込みをすれば必ず入所できますか？入所は先着順ですか？

申込み人数が募集人数を超えた場合は利用調整を行うため、入所できないこともあります。先着順ではありません。入所保留期間の長さも考慮しません。利用調整は要件書類のみで行い、保育の必要性の高い方から内定します。また、嘆願書等を提出いただいても利用調整に影響はありません。

Q2. 年度の途中からでも入所できますか？

年度途中の入所申込みも可能です。ただし、2、3月は利用調整を行いません。毎月下旬に翌々月入所の募集予定人数を区ホームページに掲載していますので参照してください。

Q3. 兄弟姉妹で同時に申込みました。必ず同時に同園へ入所できますか？

同時申込みの場合、必ず同時に同じ施設へ入所できる保証はありません。例えば、「同保同時」の条件を選択した場合、兄弟姉妹が別々の保育施設であれば入所できる状況でも、兄弟姉妹ともに入所が保留されます。

また「同保順次（上）」等、「順次」がつく条件を選択した場合、兄弟姉妹のうち一人のみ入所となる場合があります。兄弟姉妹のうち一人のみ入所となり、就労が要件で育児休業取得中の場合は、入所月の翌月1日までに復職が必要です。入所条件については十分にご検討ください。

Q4. 入所できなかった場合は、毎月申込みないといけませんか？

申込書は申込みをされた年度の1月入所分まで有効となり、年度内の再度の申込みは不要です（2、3月は利用調整を行いません）。入所できなかった場合は、申込月の初回のみ利用調整結果（保留）通知書を送付し、翌月以降は入所内定時のみ電話連絡します。なお、翌年度4月からは、年度が変わりますので、再度新規申込みが必要です。

Q5. 募集予定がある保育施設しか申込みできませんか？希望順位は利用調整に影響しますか？

急な退園等によって空きが発生することもあるため、募集予定がなくても申込みはできます。また、「第1希望のみだから有利」ということはありません。

ただし、利用調整において複数人の指数が同点になったときは、希望順位は優先項目となっています。

Q6. 入所内定後に辞退することはできますか？

『保育園等入園辞退・取下届』を提出することで内定を辞退できます（オンライン申請も可）。やむを得ず内定を辞退する場合は、至急ご提出ください。提出が遅くなると、他の方の入所の機会を奪うことにつながります。

内定を辞退した方が再度入所を希望する場合は、新規申込みが必要です。その際、利用調整において優先度が下がり、不利になる場合があります。また、その年度において内定を辞退した保育施設を再度希望することはできません。

Q7. 転園の申込みを検討しています。提出書類は何が必要ですか？

転園申込みは新規で保育施設利用申込みをする際と同様に19～21ページに記載されている提出書類を新たに揃えて提出していただく必要があります。

Q8. 転園の申込みをしました。転園内定の連絡をもらった段階で内定を辞退することはできますか？

内定を辞退することはできますが、在園中の保育施設には、転園が内定した段階で次に入所する方が決まっているため、戻ることができません。在園中の保育施設は退園となります。

Q9. 転園の申込みをしました。転園が内定した場合、葛飾区から在籍園へ連絡が行きますか？

その後の利用調整に影響があるため、葛飾区から在籍園に対し、転園のため退園となる旨の連絡を行います。

Q10. 認定こども園に1号認定で在籍しています。2号認定として利用したい場合、どんな手続きになりますか？

1号認定から2号認定に変更したい場合、新規の申込み同様、申込書類一式を申込締切日までに区に提出する必要があります。利用調整により、保育の必要性の高い方から入所を内定します。

Q11. 申込みをしました。その後保育施設に入れなくてもいい状況になりました。手続きは何か必要ですか？

一度申込みをすると、その後は毎月利用調整の対象となります。保育施設に入所する必要がなくなったときは、速やかに『保育園等入園辞退・取下届』を区にご提出ください（オンライン申請も可）。

Q12. 保育施設を見学することはできますか？

全ての保育施設（新規開設園を除く。）で見学することができます。なお、申込みにあたっては、認定こども園は説明会への参加、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）は事前面接が必須となります。

保育施設により保育方針に特徴をもっていたり、園服等の費用がかかったりすることもありますので、ぜひ見学をしてください。見学日については、事前に各保育施設にお問い合わせください。

Q13. 今年葛飾区へ転入しました。課税（非課税）証明書は必要になりますか？

利用調整において、指数が同点になった場合、利用者負担額の階層や住民税を比較します。マイナンバーを用いた情報連携により該当自治体に照会をかけるため、提出は原則不要です。ただし、マイナンバーによる税照会を希望しない場合には、課税（非課税）証明書の提出が必要です。未申告の場合と未提出の場合、最高階層とみなします。

また、保護者が非課税世帯の場合、生計を一にする同居親族を合算することがあります。同居親族が令和7年1月1日以降に葛飾区在住の場合も同様です。同じ住所に居住していても同一生計でないことを証するためには、光熱水費等が世帯別に契約されていることがわかる書類（請求書、領収書等）を提出する必要があります。

Q14. 1歳児クラスの年齢だが発達に遅れがあり離乳食も完了していません。0歳児クラスの申込みができますか？

申請及び選考は令和8年4月1日現在の年齢で行いますので、1歳児クラスの年齢のお子さんが、0歳児クラスに申込みすることはできません。発達の遅れや、配慮が必要な場合があっても同様です。

認可保育施設のこと

Q15. 子どもが食物アレルギーです。給食はどうなりますか？

お子さんのアレルギー疾患には、医師の判断に基づいた配慮や管理をしておりますが、重度のアレルギーや信仰上の理由等対応できない場合には、ご家庭でお弁当のお願いをすることもありますのでご了承ください。

Q16. 入所後に慣れ保育はありますか？

慣れ保育は入所するお子さんの年齢や施設により異なりますので、各施設に確認してください。

Q17. 子どもに障害、疾病、発達に不安があります。お友だちと一緒に保育施設の集団生活ができるか心配です。

呼びかけに反応しない、言葉が出ない、療育に通所しているが、保育施設での集団生活が可能か等、保護者の方に心配や不安がある場合は、交流保育事業「笑みフル」をご利用ください。笑みフルは、親子で同年齢のお子さんと集団生活を体験することができます。

【問い合わせ先】 南鎌倉保育園 TEL3650-4931
上平井保育園 TEL5698-6200（交流保育室直通）
渋江保育園 TEL3691-5300（交流保育室直通）

新規申込みの方

Q18. 育児休業取得中に復職予定で申込みをしましたが、入所後に元の職場に復職できない場合はどうなりますか？

育児休業取得中の方については、入所した月の翌月1日までの復職を条件としています。元の職場に復職ができない又はしていないと、保育の必要性がなくなつたとみなし、原則内定の取消し又は退園となります。

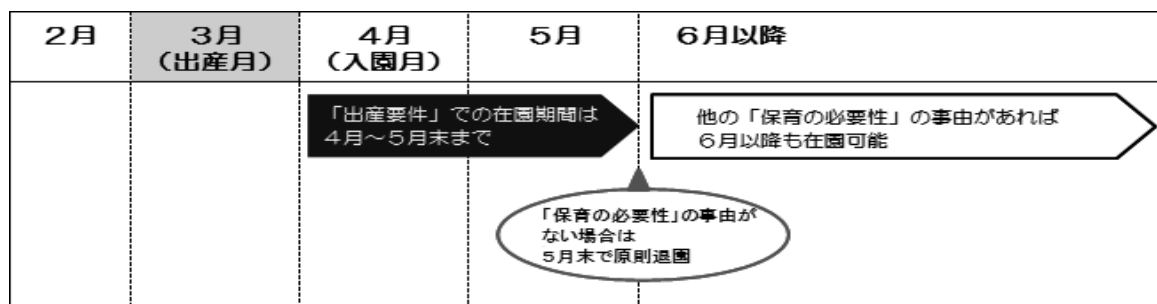
なお、復職とは入所申込み時に提出された『就労証明書』に記載の勤務先に、休暇取得前と同等以上の条件で復帰することを指します。転職や労働契約時間が短縮する形の変更（正社員からパートなど）は、復職にあたりません。

Q19. 出産を予定しています。利用調整と入所後の在園期間（教育・保育給付認定期間）はどのようにになりますか？

入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合は、「出産要件」での利用調整（31 ページ「利用調整基準指数表」参照）となり、在籍期間（教育・保育給付認定期間）は、出産月の2か月後までとなります。

期間終了後も、引き続き在籍を希望する場合は、保育の必要性の事由（5ページ参照）に該当する必要があります。事前に区へご相談ください。

<3月出産予定、4月入所の場合>



★出産予定はあるが、産前産後休暇後に復職を予定している場合

入所希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合でも、就労証明書で母の継続的な就労の確認ができる場合は、「就労要件」での利用調整となります。ただし、出産月の2か月後の翌月1日までに復職が必要です（出産要件期間終了月の翌月に入園した場合は、入園月の翌月1日までに復職）。産前産後休暇終了後、引き続き育児休業を取得する場合は、出産月の2か月後で原則退園となります。

<3月出産予定、4月入所の場合>



Q20. 復職証明書の提出が間に合わない場合は退園になりますか？また、提出は郵送でも可能ですか？

復職証明書は入所月の翌月15日を目安にご提出ください。提出方法は郵送でも区役所にご持参いただいても結構です。復職日と土日祝日等の関係で勤務先の記載が遅れるなどした場合は、お手元に届き次第速やかに区役所にご提出ください。

Q21. 派遣社員として就労していて、育児休業明けに派遣元企業から仕事を紹介される予定です。産前産後休暇取得前の派遣先企業へ復職できるかわからない場合、就労証明書の勤務先はどのように書いてもらえば良いですか？また、派遣社員で就労している場合に気を付けなければいけないことはありますか？

就労証明書は、産前産後休暇を取得するまで就労していた派遣先企業での就労実績をご記入いただき、ご提出をお願いしています。また、復職した場合は派遣元の復職証明書が必要です。

部署の異動・派遣先の変更はかまいませんが、勤務条件は産前産後休暇取得前と同等以上が必要になります。派遣元が変わるなど、転職は復職にあたらないのでご注意ください。

＜例①＞派遣元Aで雇用され、派遣先Bで就労している方が、育児休業を取得しているケース
(就労条件は復帰後も同条件の場合)

可否	入所後の復職先
○	派遣元Aに復職し、派遣先Bで就労
○	派遣元Aに復職し、派遣先Cで就労
×	派遣元Aに復職せず、派遣元Dに雇用され、派遣先Bで就労

＜例②＞派遣元Aに雇用され、派遣先Bで週5日、1日8時間就労している方が、育児休業を取得しているケース

可否	入所後の復職先
○	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日8時間就労
○	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週5日、1日9時間就労に変更
×	派遣元Aに復職し、派遣先Bで週4日、1日4時間就労に変更

在園中の方

Q22. 出産後に育児休業を取得します。上の子は退園しなければいけませんか？

育児休業を理由に継続通所できるのは、就労先で育児・介護休業法、その他の法律に基づく育児休業を取得できる場合に限りです。この場合、上のお子さんが在園できる期間は、原則として生まれたお子さんが満2歳に達した年度末(3月末日)までとなり、4月1日までに復職が必要です。ただし、下のお子さんが翌年度の4月に入所した場合は、下のお子さんの在園要件に合わせ、5月1日までに復職が必要です。この期間を超えて育児休業を取得される場合は、上のお子さんは退園となります。退園後に再度入所を希望される場合は、新規申込みが必要です。

育児休業の取得が決まったときには、保育課入園相談係へ届け出してください。

なお、Q19のとおり、出産の要件で入所した方は、出産月の2か月後をもって退園が必要です。そのまま育児休業を取得して上の子を預け続けることはできません。



Q23. 妊娠・出産を機に退職します。上の子が在園中ですが、退園しなければいけませんか？

出産予定月の2か月前から出産した月の2か月後までは、出産要件により在園できます。出産要件による在園期間が過ぎて保育の必要性がなくなった場合は、退園となります。

Q24. 現在、産前産後休暇や育児休業を取得しています。上の子の転園の申込みはできますか？

産前産後休暇や育児休業取得中の方も転園の申込みはできます。

ただし、転園した場合は新規申込みと同じ扱いになるため、産前産後休暇取得中の申込みの場合は産後休暇明けの翌月1日までに復職、育児休業取得中の申込みの場合は転園月の翌月1日までに復職が必要です(転居等による遠距離(※)解消のための転園を除く)。※遠距離とは、自宅から直線距離で2キロメートルを超える場合

Q25. 里帰り出産を予定しています。上の子は退園しなければいけませんか？

月の初日から末日まで一度も登園しない月が2か月続いた場合、原則として退園になりますが、里帰り出産の場合は、出産要件の終了日までには在園することが可能です。継続して在籍したい場合は、出産要件の終了日までに登園を再開してください。

Q26. 育児休業中の場合、短時間から標準時間への変更はできますか？

育児休業中は原則短時間での利用をお願いしていますが、ご事情がある場合は、在園している保育施設へご相談ください。

8 お知らせ

8-1 公立保育園園舎建替えについて

老朽化の進行が懸念される保育園の建替えに合わせ、公立施設の拠点化や民営化の導入を進めております。下記の公立保育所では、園舎建替えによる仮園舎での保育及び民設民営化の導入（一部の園を除く）を予定しております。

入所を希望される場合には、ご承知おきください。なお、スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

スケジュールの変更等に関しましては、以下のとおり、区公式ホームページにてお知らせいたします。また、QRコードから直接アクセスすることもできます。

・区公式ホームページ→子育て・教育→子育て→保育→公立保育園の園舎建替えについて



<公立施設の拠点化>

地域	保育園名 ・仮園舎の有無	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
亀有・白鳥	白鳥保育園 ・仮園舎での保育あり	仮園舎（西亀有1-18-6）で保育 令和9年度後半から 新園舎（現園舎敷地（白鳥3-32））へ移転					
四つ木・堀切	小菅保育園 ・仮園舎での保育あり	新園舎（堀切4-60-1 旧小谷野小学校敷地）への移転時期未定（当面の間、仮園舎（小菅2-19-1）で保育） 今後のスケジュールについては、決定次第、区公式ホームページにてお知らせいたします。					

<民設民営化>

地域	保育園名 ・仮園舎の有無	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
四つ木・堀切	小谷野しょうぶ保育園 ・仮園舎での保育なし	新園舎への移転に合わせて民設民営化（時期未定） （設置主体は㈱プロケア） 新園舎は小菅保育園が建替えに使用した園舎（小菅2-19-1）を活用 今後のスケジュールについては、決定次第、区公式ホームページにてお知らせいたします。					
新小岩・奥戸	二上保育園 ・仮園舎での保育なし	現園舎で保育	令和9年4月から民設民営化（設置主体は（学）町山学園） 新園舎（二上小学校内 一階）へ移転 新園舎移転後、当面の間、外構工事のため園庭が使用できません。				

・半田保育園の園舎建替え及び民設民営化の導入（金町・東金町地域）

現時点で建替えのスケジュール、仮園舎の設置及び新しい保育所の設置・運営事業者については未定です。

決定次第、区公式ホームページでお知らせいたします。

【問い合わせ先】

子育て政策課 施設整備係 5654-8489

子育て施設支援課 施設支援係 5654-8595

※民設民営化のうち設置・運営事業者の選定に関すること

8-2 こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度は、全てのこどもの育ちを支援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とした新たな通園制度で、0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度です。

令和8年度より、全国的に実施されることとなり、葛飾区でも令和8年4月からの実施に向けて、現在準備を進めているところです。

申込方法等の詳細は、区ホームページ等でご案内（時期未定）しますので、そちらをご確認ください。



8-3 保育アドバイザーについて

保育を希望される方からの保育施設や保育サービス利用・申込みについてのご相談に応じたり、在宅で子育てをされる方を支援するための子育て支援事業等のご案内を行っています。

それぞれのご家庭の希望や状況に応じて、どのようなサービスが利用できるのかわかりやすくご案内します。

《保育アドバイザー》

①窓口相談：葛飾区役所4階401 子育て支援窓口（専用電話番号からご予約をお勧めします）

②電話相談：専用電話番号でお受けします。

利用時間：8：30～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く。ただし、電話相談の受付は16：30まで）

《出張保育アドバイザー》

出張相談：子ども未来プラザ（鎌倉・西新小岩・東四つ木）で月1回程度、出張相談会を実施します。

予約制：専用電話番号にてご予約のうえ、ご利用ください。

利用時間：9：30～16：30（土・日・祝日、年末年始を除く）

☎専用電話番号：5654-8567

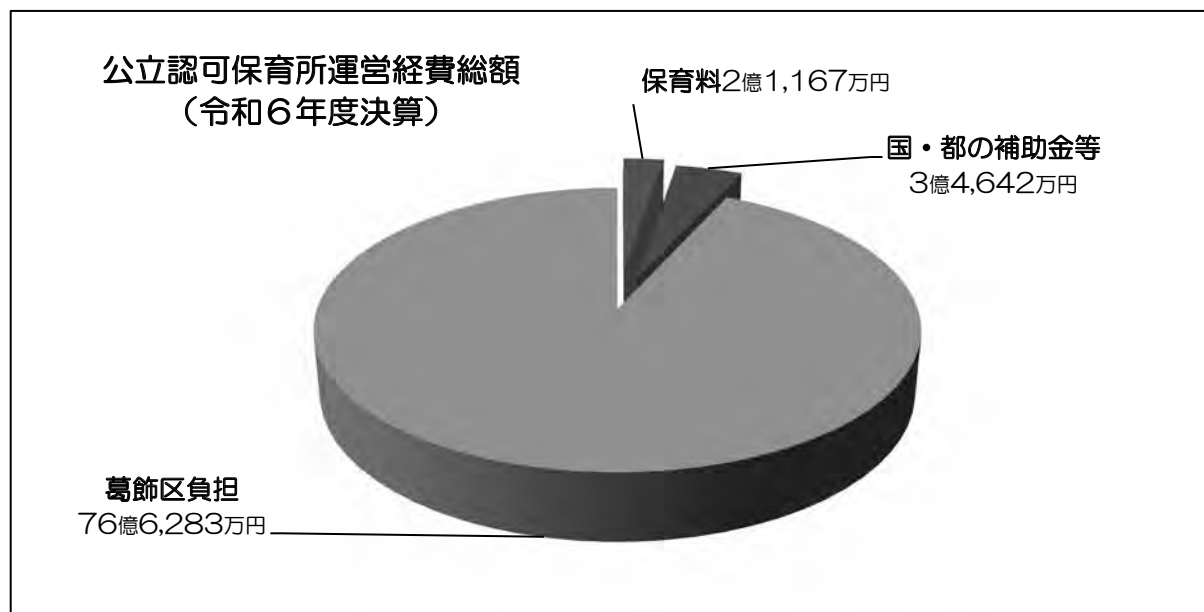
（8：30～17：00 土・日・祝日、年末年始を除く。）

ただし、電話相談の受付は16：30まで

詳細は区ホームページをご確認ください👉



8-4 公立保育所の運営にかかる経費（参考）



人件費や給食費などからなる認可保育所の運営経費は、皆さまに負担していただく保育料（利用者負担額）と、国・東京都・葛飾区からの公費によって成り立っていました。しかし令和元年10月から幼児教育・保育の無償化制度、令和5年10月から第二子以降無償化制度、さらに、令和7年9月から第一子無償化制度の開始により皆さまに負担していただく保育料（利用者負担額）は無償化されました。

ただし、延長保育料等については無償化の対象外のため、納期限内納付をお願いいたします。

公立保育所の延長保育料の納入方法については、51ページをご覧ください。

8-5 保育施設等の指導検査

区内の保育施設等の指導検査結果を区ホームページに掲載しています。

葛飾区の検査結果が確認できます。施設を選ぶ際にご活用ください。

実際に施設を見学し、保育の様子を確認する等情報を集め、保育施設を選んでいただくことをお勧めします。

認可保育所及び
幼保連携型認定こども園の
指導検査結果はこちら



家庭的保育事業所及び
小規模保育事業所の
指導検査結果はこちら



認証保育所及び
認可外保育施設の
立入調査結果はこちら



※指導検査とは

児童福祉法、子ども・子育て支援法により保育施設等に対し定期的に検査を行っています。検査では、子どもの安全や教育・保育の質の確保のため、法令等に基づいた基準を定め、基準に沿って適正な保育や施設の運営がなされているかを確認し、必要な助言・指導等を行っています。

【問い合わせ先】 子育て施設支援課 指導検査係 5654-8618

8-6 葛飾区送迎保育ステーションモデル事業

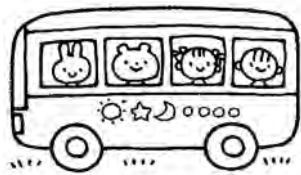


自宅や駅から遠距離にある保育園でも利用を可能にするため、対象となる保育園へのバス送迎とそれに伴う朝夕の預かり保育を行う事業です。

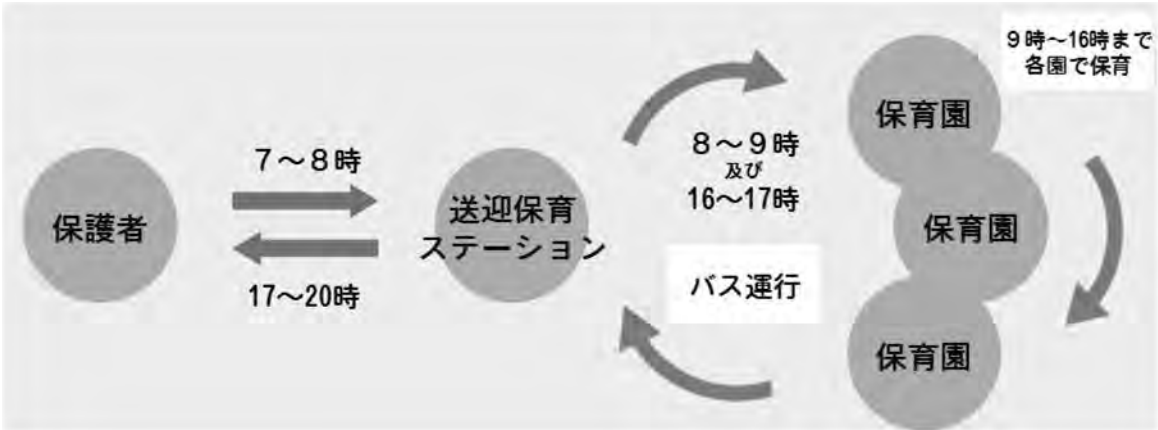
事業の詳細については、区ホームページを随時更新してまいります。

ご利用を検討される場合は、区ホームページをご確認ください。

【区ホームページ】



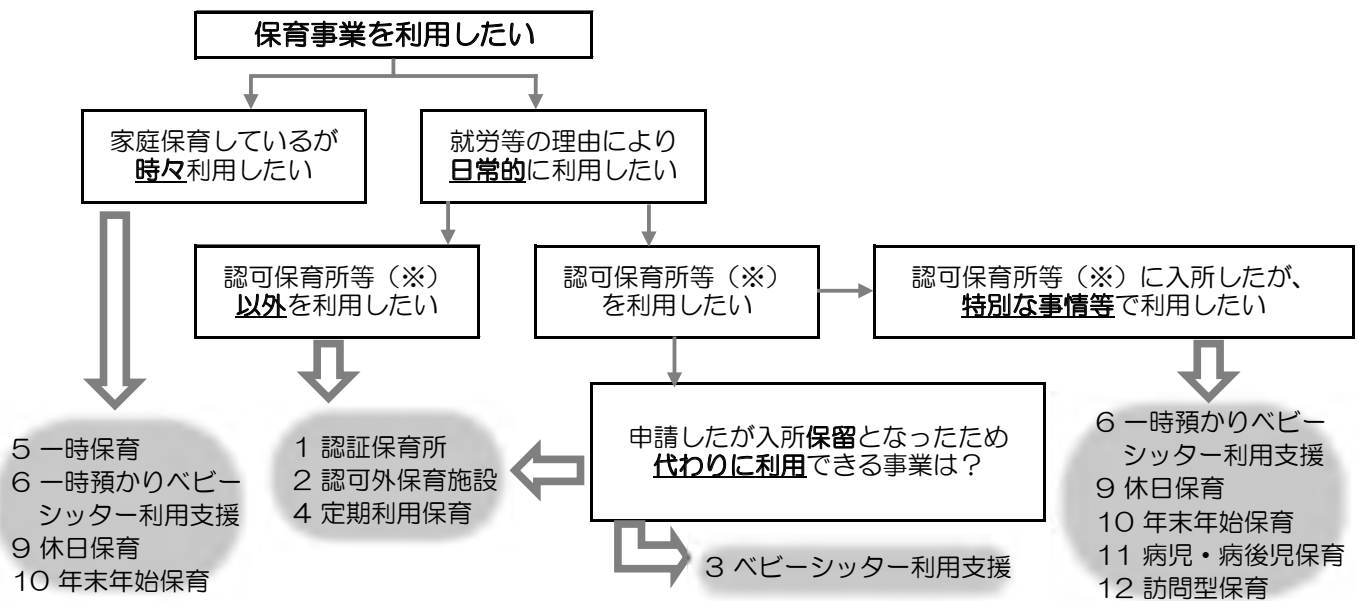
≪利用の流れ（イメージ）≫



【問い合わせ先】 子育て政策課 施設整備係 5654-8489

9 その他の保育事業

9-1 保育施設・保育事業 フローチャート



※認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所

保育事業	概要	ページ
1 認証保育所	東京都独自の基準を満たした保育施設で、保育料の助成があります。	64
2 認可外保育施設	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設が対象で、利用料を助成します。	65
3 ベビーシッター利用支援事業	【0～2歳児クラス】東京都が認定した事業者のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用料（保育料）を助成します。	66
4 定期利用保育	【0～2歳児クラス】区内在住で、短時間就労等のため家庭での保育が困難となったお子さんを、一定期間保育する事業です。	67
5 一時保育	区内在住で、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。	67
6 一時預かりベビーシッター利用支援事業	日常生活上の突発的な事情により、東京都が認定した事業者のベビーシッターを一時的に利用する保護者やベビーシッターとの共同保育を利用する保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を助成します。	69
7 子育て家庭等家事サポーター派遣事業	区内在住の3歳未満のお子さんを育てる家庭及び妊婦の方がいる家庭を支援するため、家事支援や外出時の補助を行う家事サポーターを派遣します。	70
8 緊急一時保育	保護者が病気や出産等で入院、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならないとき等に、一時的にお子さんを保育施設でお預かりします。	71
9 休日保育	保護者が就労や病気などの理由で、休日にお子さんの面倒が見られないとき、保護者に代わって保育します。	71
10 年末年始保育	年末年始（12月29日～1月3日）の期間、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりします。	72
11 病児・病後児保育	病気の治療中にあり症状が安定している、又は病気の回復期にあり症状が軽度であるが、保育園での集団保育が困難なお子さんを一時的に保育します。	72
12 訪問型保育	[訪問型病後児保育、訪問型緊急一時保育] 一時的に保育が必要となった場合に自宅等に訪問して保育を行います。	73
13 かつしかファミリー・サポート・センター	仕事の都合や家庭の事情等で、一時的にお子さんの預かりや送迎等が必要な時のために、育児援助を受けたい方（ファミリー会員）と援助を行いたい方（サポート会員）を結ぶ、会員制の育児支援制度です（有償ボランティア事業）。	74
14 幼稚園等の預かり保育	主に幼稚園や認定こども園（教育部分）に在園するお子さんを対象に、私立幼稚園等の教育時間外にお子さんを預かる事業です。	75

各事業の詳細は該当ページをご覧ください。

9-2 保育の無償化

<令和元年に無償化のために設定された「施設等利用給付認定」>

子ども・子育て支援法に規定する認証保育所や認可外保育施設等（※1）を利用する場合は、無償化のために「施設等利用給付認定」が必要になります。

認定区分	年齢区分	利用施設	認定申請手続き
新2号認定	4月1日時点で 3～5歳児	認証保育所、 認可外保育施設、 子育て支援サービス	別冊子「施設等利用給付 認定の手続き」（※2）を ご確認ください。
新3号認定	4月1日時点で 0～2歳児（非課税）		

※1 無償化の対象となる施設等は、区が施設等からの申請を受理し、公示した施設等になります（対象施設等の一覧は区ホームページをご覧ください）。

※2 葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口で配布しているほか、区ホームページにも掲載しています。

<保育料の助成>

施設	助成に必要な認定		助成費用（※1）
認証保育所 ※120時間以上の月ぎめ契約	3～5歳：新2号		無償化相当 月額 50,500 円（食材料費含む）を上限
	0～2歳	非課税世帯 新3号 課税世帯 認定不要※3	
認可外保育施設 （企業主導型保育事業所を除く） ※120時間以上の月ぎめ契約	3～5歳：新2号		無償化相当 月額 50,500 円（食材料費含む）を上限
	0～2歳	非課税世帯 新3号 課税世帯：3号（満3歳児は2号）※3	
定期利用保育	認定不要		無償化
一時保育			
訪問型緊急一時保育			
休日保育			
年末年始保育			
認可外保育施設スポット利用 ※120時間以上の月ぎめ契約以外			無償化相当 月額 50,500 円（食材料費含む）を上限
幼稚園等の預かり保育			無償化相当 月額 11,300 円を上限 （満3歳児は月額 16,300 円を上限）※2
【子育て支援サービス】 病児・病後児保育、訪問型病後児保育、 区外の一時保育等	3～5歳：新2号		月額 37,000 円を上限
	0～2歳の非課税世帯：新3号		月額 42,000 円を上限

※1 「助成費用」の項目において、上限額の記載があるものや無償化相当と記載があるものは、助成を受けるための申請が必要です。

※2 預かり保育と子育て支援サービス等の併用についてはホームページをご確認ください。

※3 3歳児クラスに進級する際、継続して利用する場合でも、新たに新2号認定の取得が必要です。

<指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への助成>

指導監督基準を満たしていない認可外保育施設は、助成対象外です。

<認定こども園（教育部分）、私立幼稚園及び預かり保育>

認定こども園（教育部分）、私立幼稚園及び預かり保育をご利用の方は別冊子「葛飾区幼稚園ガイド」をご確認ください。

9-3 認証保育所（東京都独自制度）

東京都独自の基準を満たした認証保育所に在籍するお子さんの保育料を助成します。

【保育の対象】
都内在住の小学校就学前の児童

【保育時間】
開始時刻は6時30分～7時30分、終了時刻は20時～22時、開所時間は13～15時間で、施設によって異なりますので、直接各施設にお問い合わせください。月ぎめの入園の他、一時保育事業を実施している施設もあります。

【申込み・選考方法・保育料】
申込み・選考方法・保育料等は、施設によって異なります。詳しくは、直接各施設にお問い合わせください。

認証保育所一覧 (令和7年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	定員						0歳児 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳 以上	計	
都市型保育園 ポポラー東京金町園	金町 6-2-1-2F	3826-6060	6	8	8	8	8	38	57日
まなびの森 保育園 亀有ブチ・クレイシュ	亀有 3-10-2-2F	3602-4899	2	9	13	5	9	38	3か月
どんぐり保育園	西亀有 1-26-9	3602-4735	6	6	6	4	8	30	43日
たけのこ保育園	堀切 8-5-9	3602-5122	4	10	10	8	8	40	43日
キャンディパーク保育園	青戸 6-1-13-5F	3838-6383	9	17	14	—	—	40	6か月
アイキッズ認証保育園	東新小岩 3-1-16	5654-7171	6	12	11	3	7	39	57日
めぐみナーサリー	東新小岩 1-13-1	5654-9917	6	6	8	—	—	20	43日
めぐみ保育園	東新小岩 4-17-9	3692-9597	1	2	13	5	10	31	43日

※この定員は、令和8年4月1日の予定数です。

【助成金について】
63 ページをご確認ください。

【手続き方法】 施設にある申請書類に記入して、入所時及び各年度当初に利用する施設に提出してください。
なお、施設の月額保育料が変更になった場合は、その都度、申請書類の提出が必要です。
施設への支払は、月額保育料から助成額を引いた金額になります。

【助成金についての問い合わせ先】
子育て施設支援課私立保育所係 5654-8297

9-4 認可外保育施設

認可外保育施設（認証保育所を除く）に在籍するお子さんの利用料の一部を助成します。

- 1 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設
※ただし、企業主導型保育事業所に在籍するお子さんの保護者は別の助成制度が利用できます。
詳細は、区ホームページをご確認ください。



【区ホームページ】

【対象施設】

次の要件のすべてを満たす認可外保育施設（葛飾区以外の施設も対象となります。）

- （１）児童福祉法第５９条の２に基づき、都道府県知事（中核市長を含む）に届け出ている施設
- （２）上記（１）に加え、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設

【助成金について】 63 ページをご確認ください。

【手続き方法】

- 月 120 時間以上の月ぎめ契約等の場合（原則、区から施設へ助成。ただし、施設側の対応が困難な場合などは、区から保護者へ助成。）
施設にある申請書類に記入して、入所時及び各年度当初に利用する施設に提出してください。
なお、施設の月額保育料が変更になった場合は、その都度、申請書類の提出が必要です。
施設への支払は、月額保育料から助成額を引いた金額になります。
- 月 120 時間以上の月ぎめ契約等以外の場合（区から保護者へ助成）
施設と契約した金額を支払後、区ホームページからダウンロードした申請書を区に提出することで、助成額を受け取ることができます。

区内対象施設一覧

（令和 7 年 9 月 1 日現在）

施設名	所在地	電話番号
スマイルキッズ葛飾保育園	西亀有 2-20-11-1F	3838-8820
BINGO International School	鎌倉 4-28-15	3650-5155

○対象施設は随時増える場合がありますので、区ホームページでご確認ください。区外の対象施設は、施設所在地の市区町村にお問い合わせください。

- 2 指導監督基準を満たさない認可外保育施設
助成はありません。

ご不明点がありましたら、子育て施設支援課私立保育所係（5654 - 8297）までお問い合わせください。

9-5 ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）

【区ホームページ】



お子さんが保育所等に入所するまでの間、保育所等の代わりに、東京都が認定した事業者のベビーシッターを利用する保護者に対し、利用料（保育料）を助成します。

【対象者】

- ①0歳から2歳児クラスで保育施設の入所申込みをしたが、入所保留となったお子さんの保護者
- ②0歳児で保育所等への入所申込みをせず1年間の育児休業を満了した後、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者（保育認定が必要。復職日以降、子が満1歳に達した後の3月末日まで利用できます。） ※以下「育休満了者」という。

【利用の流れ】

入所保留のお子さんの保護者は、子育て応援課子育て応援係（5654-6357）へご連絡ください。対象者であることを確認し、「対象者確認書」を送付します。東京都のホームページの認定事業者一覧から希望の事業者を選択し、「対象者確認書」を提示して、直接、利用契約を行ってください。利用契約後、契約書、支給認定証、入所保留通知を、**初回利用予定日の10開庁日前までに葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口**に持参してください。郵送の場合は、これらの書類の写しに加え、「アカウント発行申請書・利用約款への同意について」を記載し、同封してください。

育休満了者の場合は、「対象者確認書交付申請書」、支給認定証の写しを葛飾区役所4階 401 子育て支援窓口[※]に郵送又は持参してください。支給認定証を取得していない場合は、保育課入園相談係（5654-8278）へご連絡ください。申請書類は、区ホームページからダウンロードできます。

【保育料】

1時間 150 円（税込）で利用できます。

（入会金、交通費、キャンセル料、保険料等が別途必要です。直接事業者にお問い合わせください。）

【保育料の助成】

保育料（150 円×利用時間数）を、月額 33,000 円を上限に助成します。保育料の領収書を保管してください。申請に基づき、保護者の方の口座に直接支払います。

申請書類は、区ホームページからダウンロードできます。

【交通費の助成】

月額 20,000 円を上限に助成します。ベビーシッターが自宅まで訪問する際の交通費にかかる領収書を保管してください。申請に基づき、保護者の方の口座に直接支払います。

申請書類は、区ホームページからダウンロードできます。

9-6 定期利用保育

区内在住で、短時間就労等のため家庭での保育が困難となったお子さんを、一時保育利用のお子さんと合同で、一定期間保育する事業です。

出産、病気、就学等の理由では利用できません。

【利用できる児童】 区内在住の2歳児クラスまでの児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない児童

【開 所 日】 原則、月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始を除く。）

【保育時間】 原則、9時から17時まで

【保育期間】 保育期間は最長1年間（4月から3月まで）です。年度を超えて利用を希望する場合は、再度保育の申込みが必要です。保護者が仕事を辞めるなど、保育要件に該当しなくなった場合は、年度途中でも保育終了となります。

【利用料金】 保育料は無料です。その他実費がかかる場合があります。

【申込期間】 令和8年4月の申込みは、令和8年3月2日（月）～3月13日（金）です。

申込書は令和8年2月19日（木）から各施設にて配布します。詳しくは、直接実施施設にお問い合わせください。

定期利用保育実施施設一覧

（令和7年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	定員	対象
認定こども園そあ	水元 3-13-20	5848-3950	2	1歳6か月から 乳児食になってから
金町ひまわり保育園	東金町 1-1-1-1F	5876-3621	11	2か月から
北野保育園	柴又 2-2-9	3608-3302	2	満1歳以上 離乳食完了してから
認定こども園すなはら	西亀有 4-8-19	5856-0135	2	1歳6か月から 乳児食になってから
かつしか風の子保育園	立石 8-18-7	5671-1015	5	1歳6か月から

※0歳児は、産後56日を経過した翌月の1日から保育します。

9-7 一時保育

区内在住で、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。週1～3日、1日4～8時間程度の保育が必要な場合に、通院・通学・介護等、理由を問わずご利用いただけます。

利用には事前の利用登録が必要です（登録料がかかる施設もあります）。

【利用できる児童】 区内在住の小学校就学前の児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない方。

幼稚園に通っている方は、幼稚園がお休みの日や、預かり保育を実施していない時間帯などは利用可能です。

ご利用の際に、保育園で、幼稚園が利用できないことを確認させていただく場合があります。

【定 員】 3～10人程度

【開 所 日】 原則、月～金曜日（祝日、年末年始除く。）

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金】 保育料は無料です。その他実費がかかる場合があります。

【利用方法】 施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

一時保育実施施設一覧

(令和7年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	対象	備考
あおぞら水元保育園	水元 1-12-14	3600-7089	6か月以上	
幼保連携型認定こども園そあ	水元 3-13-20	5848-3950	1歳6か月から2歳児クラスまで	乳児食になってから
水元保育園	南水元 4-18-11	5876-6474	満1歳以上	離乳食完了児
幼保連携型認定こども園 葛飾二葉幼稚園	金町 2-19-6	3607-2800	満1歳以上	
かなまち虹保育園	金町 4-20-13	3600-8511	1歳児クラスから	離乳食完了児
金町ひまわり保育園	東金町 1-1-1-1F	5876-3621	2か月以上	土曜日実施
亀が岡りりおっこ保育園	東金町 2-6-19	5876-9308	6か月以上	
東かなまち保育園	東金町 2-13-10	5876-6313	6か月以上	
金町保育園	東金町 3-36-15	3607-0889	満1歳以上	離乳食完了児
新宿保育園	新宿 4-4-16	080-4086-7287 (一時保育室直通)	6か月以上	土曜日実施
北野保育園	柴又 2-2-9	3608-3302	満1歳以上	離乳食完了児
東中川保育園	高砂 6-4-15	3608-3394	6か月以上	
葛飾高砂たいよう保育園	高砂 7-15-11	5648-3150	6か月以上	
ひまわり保育園	細田 3-9-26	3673-7550	2か月以上	年末、土曜日実施
無二保育園	細田 3-16-5	6458-0748	6か月以上	
亀有りりりおっこ保育園	亀有 3-16-5	5629-0513	6か月以上	
西亀有三丁目保育園	西亀有 3-31-9	6662-6131	6か月以上	
幼保連携型認定こども園すなはら	西亀有 4-8-19	5856-0135	1歳6か月から2歳児クラスまで	乳児食になってから
白鳥ふたば保育園	白鳥 3-29-16	070-1255-4064	満1歳以上	離乳食完了児
黎明保育園	堀切 3-30-12	5670-5489 (予約専用)	満1歳以上	離乳食完了児
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	6か月以上	土曜日(離乳食完了児のみ)実施
かつしか堀切保育園	堀切 7-8-3	6662-2201	満1歳以上	離乳食完了児
幼保連携型認定こども園青戸福祉	青戸 3-13-25	3603-2291	2か月以上	
青戸もも保育園	青戸 4-23-1	3604-4457	2か月以上	
太陽の子青戸中央保育園	青戸 4-24-20	5650-6145	6か月以上	
立石いろは保育園	立石 2-31-17	5875-6371	1歳児クラスから	
東立石保育園	東立石 4-45-5	3692-0897	6か月以上	
かつしか風の子保育園	立石 8-18-7	5671-1033	1歳児クラスから	
幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	東新小岩 7-2-8	5875-6202	満1歳以上	
たつみ保育園	西新小岩 2-1-3	3696-9442	6か月以上	
ゆめの樹保育園しんこいわ	西新小岩 5-30-6	6662-8175	6か月以上	
おくどスマイル保育園	奥戸 5-2-1	5654-9330	1歳児クラスから	

9-8 一時預かりベビーシッター利用支援事業

【区ホームページ】



日常生活上の突発的な事情（冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動など）により、東京都が認定した事業者のベビーシッターを一時的に利用する保護者やベビーシッターとの共同保育を利用する保護者に対し、その利用料（保育料）の一部を助成します。

※最新の情報は区ホームページをご確認ください。

【対象者】 葛飾区に住民登録がある、0～5歳児クラス（未就学児）の児童の保護者、学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者又は障害のある小学1～6年生の児童の保護者

【保育料の助成額】 児童一人当たり1時間 2,500 円上限

※夜間時間帯（22時から7時まで）は、1時間 3,500 円上限

※上限額の算定の際、1回の申請ごとに『分』は切捨てになります。

（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、家事援助、クーポン等で割引された料金等は助成対象外です。）

【利用上限時間】 児童一人当たり年間 144 時間

※多胎児（ふたご・みつご）・障害児・ひとり親家庭の場合は、児童一人当たり年間 288 時間

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧

（令和7年9月1日現在）

事業者名	電話番号	事業者名	電話番号
(株)明日香	6912-2125	(株)ヒューマンドリームプランニング (ヒューマニティーシッター)	090-5319-4698
(株)アリスキャリアサービス (アリスシッター)	0120-949-260	(特非)フローレンス (フローレンスの病児保育) (フローレンスのふたご助っ人くじ)	6811-0905
(株)アルファコーポレーション	0120-086-720	(株)ポピンズシッター (旧：スマートシッター(株))	0120-795-501
eソリューションサービス(株) (e キッズ訪問保育)	6384-2440	(株)ポピンズファミリーケア (旧：(株)ポピンズ)	0120-27-2100
(株)キッズライン※	050-3134-3538	(株)ママ MATE	6913-8484
(有)クールドロワ (CoMaMoRi)	6908-1869	(株)マザーネット	5733-6777
コンビスマイル(株)	0120-67-3177	(株)ミラクス (miraxs シッター) (旧：HITOWA キャリアサポート(株) (わらべうた))	0120-415-306
サンフラワー・A(株)	5914-1531		
(株)ジャパンベビーシッターサービス	3423-1251	mormor(株) (モルモル)	6276-2149
(株)小学館アカデミー (ベビーシッターのHAS)	0120-834-988	(株)ラヴィ	3403-9561
(株)タカミサブライ	3463-8777	ル・アンジェ(株)	3477-1287
HugPocket(株)	6821-0235	(一社)ひよこルーム (一時預かり保育こぐまハウス)	6451-2771
(株)パザパ情操教育研究所	6457-7935	(株)Rapop	090-4241-1027
(株)パソナライフケア	0120-646-634	(株)アイカタ (アイカタシッター)	070-9004-3853
ハニークローバー(株)	050-5434-3429	マミーヒルズ(株)	6319-2341
(株)パリオ	6824-1242	(株)Matchfy (mamacoco)	4563-9962

※キッズラインのマッチングサービスは本事業の対象外です。本事業のご利用には、マッチングサービスとは別に、契約を締結する必要があります。詳細はキッズラインのホームページを必ずご確認ください。

【利用の流れ】

- ① 東京都のホームページに掲載された認定事業者から事業者を選び、直接利用の契約をしてください。
その際、「ベビーシッター要件証明書」が発行できるベビーシッターかどうか確認してください（子育て応援課子育て応援係への事前登録は不要です）。
- ② 利用当日にベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受領してください（助成金申請に必要です。）。
- ③ サービス終了後、利用料を事業者にお支払いください。
- ④ 申請書に次の書類を添えて、持参又は郵送により、子育て応援課子育て応援係葛飾区役所 4 階 401 窓口に助成金を申請してください（電子申請も可能）。申請に基づき、保護者の方の口座に直接支払います。
別紙利用内訳書・領収書（氏名、利用日、利用時間及び保育料のわかるもの）・ベビーシッター要件証明書・学童保育クラブの入会不承認の児童である場合、それがわかる書類等（入会不承認に関する書類が発行されない場合、申請書に記載された学童保育クラブに、入会不承認の事実について照会することがあります。）・障害児の場合、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳」、「通所受給者証」又は「特別児童扶養手当受給証明書」の写し・ひとり親家庭の場合、「ひとり親家庭等医療証」、「児童扶養手当証書」、「児童育成手当認定通知書」又は「戸籍謄本」の写し
※申請書類は、区ホームページからダウンロードできます。

9-9 子育て家庭等家事サポーター派遣事業



区内在住の3歳未満のお子さんを育てる家庭及び妊婦の方がいる家庭を支援するため、家事支援や外出時の補助を行う家事サポーターを派遣します。

【利用料金】 無料（家事サポーターがご自宅へ訪問する際の交通費やキャンセル料がかかった場合は、別途利用者にご負担いただきます。）

【利用（助成）上限時間】 ※利用上限時間は、対象のお子さんが誕生日を迎える前日まで利用できる時間数です

多胎（ふたご）の方 （※1）		多胎以外の方	
妊婦～0歳（※2）	240時間	妊婦～0歳（※2）	妊婦の方又はお子さん一人当たり96時間
1歳	192時間	1歳	お子さん一人当たり96時間
2歳	192時間	2歳	お子さん一人当たり96時間

- ※1 みつご以上の方は、「3歳未満のお子さんの人数×96時間」が利用上限時間です。
- ※2 妊婦の方は、親子健康手帳取得後に申請できます。

【利用の流れ】

- ① 電子申請又は所定の申請書を葛飾区役所4階子育て応援課子育て応援係に持参又は郵送してください。
- ② 子育て応援係で審査後、ご自宅宛てに「派遣決定通知書」、「利用券」を郵送します。
- ③ 事業者一覧から事業者を選定し、契約をして利用してください。最新の事業者一覧については、区ホームページをご確認ください。
- ④ 利用後、1時間当たり1枚の利用券を事業者にお渡しください。

9-10 緊急一時保育

保護者が病気や出産等で入院をしなければならなくなったときや、同居のご家族の方が入院をして常時その介護・看護をしなければならなくなったとき等に、一時的にお子さんを保育施設でお預かりします。
(保育施設の状況によっては受け入れできない場合があります。)

【保育の対象】

区内在住の生後6か月から小学校就学前までの児童で、保育園や幼稚園などの施設を利用していない児童

【保育期間】

緊急の要件で保育を必要とする期間で、1か月が限度です(入院する場合は、入院期間のみのご利用となります。状況により2回まで更新できます。)

【保育時間】 8時30分から17時まで

【保育料】 保育料は無料です。その他実費がかかる場合があります。

【申込方法】 子育て施設支援課私立保育所係までお申込み・お問い合わせください(5654-8297 又は 5654-8277)。 入院(出産)予定の場合は、入院(出産)予定日の2週間前から受付します。

【利用の流れ】

受付後、保育施設の空き状況等を確認し、利用できる保育施設を保護者の方に連絡します。
利用前に保育施設での利用申請や面接等が必要になりますので、直接、保育施設に連絡をしてください。
利用後、入院期間が明記されている医療機関の領収書や、医師の意見書などの提出が必要です。
詳しくは私立保育所係までお問い合わせください。

※この事業は、緊急一時的に対応するもので、長期間の保育に対応する制度ではありません。長期間に及ぶ入院などの場合は、緊急一時保育の利用期間内に他の保育手段をお探してください。

9-11 休日保育

保護者が就労や病気などの理由で、休日にお子さんの面倒が見られないとき、保護者に代わって保育する事業です。

【利用できる児童】 区内在住の小学校就学前の児童

【定 員】 5～10人

【開 所 日】 原則、日曜・祝日(年末年始を除く。)

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金】 保育料は無料です。その他実費がかかる場合があります。

【利用方法】 各施設にお問い合わせください。

休日保育実施施設一覧

(令和7年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	対象	備考
小合保育園	南水元 3-3-11	3608-1221	6か月以上	
新宿保育園	新宿 4-4-16	080-4086-7287 (休日保育直通)	満1歳以上	離乳食完了児
住吉保育園	高砂 7-26-3	3607-1561	6か月以上	
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	6か月以上	年末年始も実施 7:15～19:15
中青戸保育園	青戸 3-8-8	3603-3454	6か月以上	
たつみ保育園	西新小岩 2-1-3	3696-9442	6か月以上	

9-12 年末年始保育

年末年始（12月29日～1月3日）の期間、家庭での保育が一時的に困難となったお子さんをお預かりする事業です。事前の利用登録が必要な場合があります（登録料がかかる施設もあります）。

【利用できる児童】

①保育施設（※）に在籍している、又は定期利用保育を利用している小学校就学前の児童

※認可保育所、認定こども園（2号、3号）、地域型保育事業所、認証保育所及び「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている認可外保育施設

②その他区内在住の小学校就学前の児童

【定 員】 3～10人程度

【保育時間】 原則、9時から17時までですが、施設によって異なります。

【利用料金】 保育料は無料です。その他実費がかかる場合があります。

【利用方法】 施設によって異なりますので、各施設にお問い合わせください。

年末年始保育実施施設一覧

（令和7年9月1日現在）

施設名	所在地	電話番号	実施日					
			令和7年12月			令和8年1月		
			29日	30日	31日	1日	2日	3日
金町ひまわり保育園	東金町 1-3-1	5876-3621	○	○				
きぼう保育園	高砂 2-3-7	3673-7110	○	○				
ひまわり保育園	細田 3-9-26	3673-7550	○	○				
小谷野しょうぶ保育園	堀切 4-60-1	3601-2301	○	○	○	○	○	○
本田こひつじ保育園	立石 1-4-10	3692-0736	○	○	○			
東立石こひつじ保育園	東立石 3-14-12	5698-5858	○	○	○			
こひつじ保育園	東四つ木 3-6-12	3694-5439	○	○	○			

※実施日は予定であり、変更となる可能性があります。

9-13 病児保育・病後児保育

病気の治療中にあり症状が安定している、又は病気の回復期にあり症状が軽度であるが、保育園での集団保育が困難なお子さんを一時的に保育します。

各施設への事前登録が必要です。また、利用の際に医師の判断が必要です。

【対象児童】

① 区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園又は幼稚園に通所しており、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童

② 区内に住所を有しないが、区内の保育所又は認定こども園に通所しており、保護者とその同居の家族の就労等を理由に適切な監護を受けられない児童

※区の利用調整を受けない方は、就労等の証明が必要です。

【対象年齢】

病児保育・・・6か月から小学校3年生まで

病後児保育・・・1歳（認定こども園すなはらは10か月）から小学校就学前まで

【保育料等】

保育料は1日2,000円です。その他実費がかかる場合があります。

利用方法等、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

【助成金について】

63ページをご確認ください。

病児保育実施施設一覧

1日当たり定員4名

(令和7年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	保育日	保育時間
水元保育園 病児保育室こあら	南水元 4-18-11	5876-6872	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	7:15～18:15
タムスわんぱく病児保育室 新小岩	新小岩 2-1-1-3F	6231-5512	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	8:30～17:30
堀切二丁目病児保育室 (佐久間レディース& ファミリアクリニック併設)	堀切 2-54-16	3691-0875	月・火・木・金 (祝日、年末年始を除く。)	8:40～17:30
東部地域病院 病児保育室くろーばー	亀有 5-14-1	5682-5121	月～金 (祝日、年末年始を除く。)	8:30～18:00

病後児保育実施施設一覧

原則、保育日は、月～金(祝日、年末年始を除く。)

保育時間は、7時15分～18時15分 1日当たり定員4名

(令和7年9月1日現在)

施設名	所在地	電話番号	備考
小合保育園 病後児保育室めだか	南水元 3-3-11	3627-8488	
住吉保育園 病後児保育室たんぼぼ	高砂 7-26-3	3607-1612	
認定こども園すなはら 病後児保育室とまと	西亀有 4-8-19	3605-0770	保育時間 7:30～18:00
小谷野しょうぶ保育園 病後児保育室はっぴー	堀切 4-60-1	3601-2301	土曜日実施
中青戸保育園 病後児保育室おひさま	青戸 3-8-8	3603-3485	
本田こひつじ保育園 病後児保育室びわのみ	立石 1-4-10	3692-0752	
たつみ保育園 病後児保育室ぱんの木	西新小岩 2-1-3	5654-9942	

9-14 訪問型保育

訪問型病後児保育

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんが病気の回復期にあって、保育所等での集団保育が困難な時期に自宅等に訪問して保育を行います。病気の期間は保育できません。

訪問型緊急一時保育

区内在住で、0歳から小学校就学前までのお子さんの保護者が傷病や入院しなければならなくなったときや、同居の家族の方が入院をしてその介護・看護をしなければならなくなったとき、産前産後で保護者の安静が必要なとき等、一定の要件に該当し、一時的に保育が必要となった場合に自宅等に訪問して保育を行います。

【保育料】訪問型病後児保育：1時間 800円 訪問型緊急一時保育：無料。当該児童の食事等は、保護者のご用意ください。

【保育時間等】保育時間は、原則8時から18時までです。

事前登録が必要です。また、実施施設の行事等によってはご利用いただけない場合があります。利用方法等、詳しくは実施施設にお問い合わせください。

【助成金について】 63ページをご確認ください。

訪問型保育実施施設一覧

(令和7年9月1日現在)

施設名	電話番号	所在地
さかえ保育園	3608-4597	水元 3-11-8
本田こひつじ保育園	070-6460-7085 (訪問型保育直通)	立石 1-4-10



【区ホームページ】

仕事の都合や家庭の事情等で、一時的にお子さんの預かりや送迎等が必要な時のために、育児援助を受けたい方（ファミリー会員）と援助を行いたい方（サポート会員）を結ぶ、会員制の育児支援制度です（有償ボランティア事業）。

センターのアドバイザーが援助活動の調整等を行います。

【対象者】

ファミリー会員：区内に居住又は在勤・在学の、生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいる方

サポート会員：区内居住の18歳以上（高校生を除く。）で、子育て経験があるか、又は保育士、看護師、教員等の資格を有する方

両方会員：ファミリー会員とサポート会員両方を兼ねる方

【利用料金】 1時間当たり 1,100 円（1 時間経過後 30 分につき 550 円）

1 日の活動終了後に、ファミリー会員がサポート会員へ直接お支払いいただきます。

【利用料助成】 区より利用料の全額又は一部を助成します。助成額は以下のとおりです。

未就学児：1 時間当たり 1,100 円、就学児：1 時間当たり 300 円

【活動時間帯】 7 時～22 時までの間で、サポート会員が活動できる範囲

【利用申込等】

利用には、センター窓口にて会員登録が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 社会福祉法人葛飾区社会福祉協議会 かつしかファミリー・サポート・センター
堀切 3-34-1 ウェルピアかつしか3階 電話 5698-4151

～かつしかファミリー・サポート・センターでは、会員（特に両方会員・サポート会員）を募集しています～

本事業は、ファミリー会員・サポート会員の両方のお力添えがあって成り立っています。

そのため、ファミリー会員はもちろんのこと、両方会員・サポート会員も積極的に募集しています。

もし可能でしたら、両方会員としてご登録いただき、ご自身の空いた時間で他の家庭のお子さんをサポートして下さいますと、大変ありがたく存じます。また、ご親戚・お知り合いへ、サポート会員を募集している旨をお伝えいただければ幸いです。

地域で子育てを支えあえるよう、皆様のお力添えのほど、よろしくお願い申し上げます。



9-16 幼稚園等の預かり保育（参考）

幼稚園等の預かり保育とは、幼稚園や認定こども園（教育部分）に在園するお子さんを対象に、私立幼稚園等の教育時間外にお子さんを預かる事業です。葛飾区内の私立幼稚園等では、保護者の就労等による多様なニーズに応えるため、全園で預かり保育を実施しています。

また、1日9時間以上年間200日以上開所し、保育の必要性がある児童を定期的にお預かりする事業（定期長時間預かり保育）を実施している幼稚園等もあります。お子さんの預け先としてご活用ください。

【対象者】

各幼稚園等の在園児

※葛飾区在住の満3歳児から小学校就学前の児童は、新2号認定又は新3号認定の有無に関わらず、無償化の対象です（63ページ参照）。

【入園願書の配布・提出】

令和7年10月15日（水）以降 各園で配布開始 令和7年11月1日（土）以降 各園で受付開始

【問い合わせ先】 各園へお問い合わせください（利用料金や利用方法は園によって異なります）。

幼稚園等の預かり保育 実施園一覧 （令和7年9月1日現在）

私立幼稚園							
園名	所在地	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業		
遍照院幼稚園	水元5-5-33	3600-2070		17:00 まで	夏	冬	春
延命幼稚園	東水元3-18-18	3607-6135		17:00 まで	夏	冬	春
水元八千代幼稚園	西水元3-12-12	3609-9190	8:15 から	17:15 まで	夏	冬	春
東江幼稚園	東金町2-25-12	3607-0548	8:00 から	17:30 まで	夏	冬	春
浜島幼稚園	東金町5-47-5	3600-0284	8:00 から	17:30 まで	夏	冬	春 ○
帝釈天附属ルンビニー幼稚園	柴又7-10-30	3657-3613	8:00 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
葛飾若草幼稚園	細田5-4-11	3659-2525	8:00 から	17:30 まで	夏	冬	春 ○
明昭第二幼稚園	堀切1-26-15	3691-3416	7:30 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
千鶴幼稚園	堀切5-41-22	3690-0096	8:00 から	18:00 まで	夏	冬	春
あやめ幼稚園	堀切7-17-6	3601-7611		17:00 まで	夏	冬	春
東光幼稚園	お花茶屋1-2-15	3602-0398	8:00 から	18:00 まで	夏	冬	春
共栄幼稚園	お花茶屋2-6-1	3602-8377	8:00 から	18:00 まで	夏	冬	春
葛飾こどもの園幼稚園	立石2-29-6	3697-7216	7:30 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
熊野幼稚園	立石8-44-31	3691-1862	8:00 から	18:15 まで	夏	冬	春 ○
葛飾やまびこ幼稚園	青戸8-4-20	3604-2181	7:30 から	18:00 まで	夏	冬	春
やくし幼稚園	東四つ木1-5-9	3692-5303	8:00 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
上平井幼稚園	東新小岩5-11-15	3692-0530	8:00 から	18:30 まで	夏	冬	春
葛飾白百合幼稚園	西新小岩4-19-13	3697-3813	8:00 から	19:00 まで	夏	冬	春
あすなろ幼稚園	奥戸3-28-21	3692-1288	7:00 から	19:00 まで	夏	冬	春 ○

認定こども園							
園名	所在地	電話番号	教育時間 前	教育時間 後	三季休業		
幼保連携型認定こども園そあ	水元3-13-20	5660-2415	7:30 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
幼保連携型認定こども園葛飾二葉幼稚園	金町2-19-6	3607-2800	7:30 から	19:00 まで	夏	冬	春 ○
認定こども園金町幼稚園	金町4-10-14	3600-6490	7:00 から	19:00 まで	夏	冬	春 ○
認定こども園葛飾みどり	鎌倉1-21-9	3672-0150	7:30 から	20:00 まで	夏	冬	春 ○
幼保連携型認定こども園すなはら	西亀有4-8-19	3605-0420	7:30 から	18:00 まで	夏	冬	春 ○
幼保連携型認定こども園めいしょう幼稚園	四つ木1-41-1	3693-2636	7:15 から	19:00 まで	夏	冬	春 ○
幼保連携型認定こども園青戸福祉	青戸3-13-25	3603-7873	7:00 から	20:00 まで	夏	冬	春 ○
幼保連携型認定こども園まどか幼稚園	東新小岩7-2-8	3692-8073	7:30 から	19:15 まで	夏	冬	春 ○
新小岩ちぐさ幼稚園	西新小岩4-35-5	3696-4519	8:00 から	19:00 まで	夏	冬	春 ○
幼稚園型認定こども園青鳩幼稚園	青戸6-8-3	3602-0810	7:30 から	18:30 まで	夏	冬	春 ○
幼稚園型認定こども園和光幼稚園	奥戸5-5-16	3696-1914	7:45 から	18:45 まで	夏	冬	春 ○

※実施の有無、実施時間等については、曜日によって上表と異なる場合があります。

保育施設一覽

(R07.9現在)

凡例

- ・・・認可保育園（公立）
- ・・・認可保育園（私立）
- ▲・・・認定こども園
- ◇・・・小規模保育事業所
- ★・・・家庭の保育事業所（保育ママ）

